

「さすガねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2026年4月1日付で「さすガねっと」の契約約款等を一部改定します。

記

1. 主な改定内容

(1) 「FAX お知らせメール」の新規受付・提供終了（Nプラン）

Nプランひかり電話の「FAX お知らせメール」オプションについて、2026年3月31日をもって新規受付を終了し、2028年3月31日をもってサービス提供を終了します。

(2) 電話帳（タウンページ等）及び番号案内（104番）の終了（Nプラン）

電話帳（タウンページ等）および番号案内（104番）について、2026年3月31日をもって電話帳および番号案内の提供を終了します。

(3) 株式会社ジェイコムウエストの商号変更（Jプラン）

J:COM 子会社の組織再編に伴い、取次元事業者の商号を「株式会社ジェイコムウエスト」から「JCOM マーケティング株式会社」に変更します。

(4) その他の修正

2. 改定対象約款等

- ・ さすガねっと Nプラン契約約款
- ・ さすガねっと ひかり電話利用規約
- ・ さすガねっと Jプラン契約約款
- ・ さすガねっと Jプラン料金表
- ・ さすガねっと Jプラン別記
- ・ さすガねっと Jプラン別表
- ・ JCOM PHONE プラス for さすガねっと契約約款
- ・ JCOM PHONE プラス for さすガねっと料金表
- ・ JCOM PHONE プラス for さすガねっと別記
- ・ JCOM PHONE プラス for さすガねっと別表
- ・ JCOM TV for さすガねっと契約約款
- ・ JCOM TV for さすガねっと料金表
- ・ JCOM TV for さすガねっと別記

- ・ JCOM TV for さすがねっと別表
- ・ Jプラン利用料割引等に関する規約

3. 改定約款の適用日

2026年4月1日（水）

4. 改定内容（新旧対照表）

別紙1を参照

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、[さすがねっとホームページ](#)をご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書 一覧-さすがねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](#)

以上

改定内容（新旧対照表）

| 旧 | 新 | | | | | | |
|---|--|--|------|--------------|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと N プラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと N プラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> | | | | | | |
| <p>第2章 本サービスの種類等 第6条 (本サービスの品目等) 本サービスには、料金表に規定する品目があります。<u>また、付加機能として次の機能を提供します。ただし、インターネットメール機能は2026年2月28日をもって終了し、それ以降はインターネットメール機能を利用することはできません。インターネットメール機能の終了に伴い、2025年10月1日以降に光回線の工事が行われるご契約分から、順次メールアドレスの新規提供を終了いたします。</u></p> | <p>第2章 本サービスの種類等 第6条 (本サービスの品目等) 本サービスには、料金表に規定する品目があります。</p> | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">付加機能</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">インターネットメール機能</td> <td> <p><u>契約者が電子メール（メールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスを行います。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。</u></p> </td> <td> <p>① <u>当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレス及びメールパスワードを提供します。</u></p> <p>② <u>利用できる受信プロトコルはPOP方式です。</u></p> <p>③ <u>インターネットメール機能において利用することができるメール蓄積装置には一定の容量制限があり、これを超える場合には、インターネットメールを受信す</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 付加機能 | 提供条件 | インターネットメール機能 | <p><u>契約者が電子メール（メールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスを行います。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。</u></p> | <p>① <u>当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレス及びメールパスワードを提供します。</u></p> <p>② <u>利用できる受信プロトコルはPOP方式です。</u></p> <p>③ <u>インターネットメール機能において利用することができるメール蓄積装置には一定の容量制限があり、これを超える場合には、インターネットメールを受信す</u></p> | |
| | 付加機能 | 提供条件 | | | | | |
| インターネットメール機能 | <p><u>契約者が電子メール（メールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスを行います。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。</u></p> | <p>① <u>当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレス及びメールパスワードを提供します。</u></p> <p>② <u>利用できる受信プロトコルはPOP方式です。</u></p> <p>③ <u>インターネットメール機能において利用することができるメール蓄積装置には一定の容量制限があり、これを超える場合には、インターネットメールを受信す</u></p> | | | | | |

| 旧 | | 新 |
|---|---|---|
| | <p><u>ることができなくなります。</u></p> <p>④ <u>契約者が本サービスの契約を解除した場合、インターネットメール機能に係るメール蓄積装置に蓄積されるメールはすべて削除されます。</u></p> <p>⑤ <u>メール送信時に送信先のメールアドレスに RFC (インターネットの技術標準文書) 違反のメールアドレスが含まれている場合、メールの送信ができません。</u></p> | |
| <p>附則 本約款は、2026 年 <u>1</u> 月 1 日より実施します。</p> | | <p>附則 本約款は、2026 年 <u>4</u> 月 1 日より実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっとひかり電話利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第4章本電話番号等</p> <p>第24条 (電話帳への掲載)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>本電話番号、その本電話番号の割り当てを受けた契約者の氏名又は名称、職業等は、NTT西日本が、その定める電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載することができます。</u> <u>電話帳の普通掲載、省略掲載、重複掲載その他の取り扱い</u>は、NTT西日本が、その提供する電話サービスの加入電話の場合に準じて行います。 <u>契約者は、前項に従い重複掲載の申込みを行い、NTT西日本から承諾を受けた場合は、当社が別途定める料金の支払いを要します。かかる料金は、NTT西日本に代わり、当社が契約者から回収します。</u> <p>第25条 (番号案内)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>本電話番号は、NTT西日本が行う番号案内（以下「番号案内」といいます。）の対象となります。</u> <u>番号案内に係る提供条件は、NTT西日本が定める電話サービス契約約款の規定に準じて取り扱われます。</u> <p>第26条 (番号情報の提供)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本電話番号に係る番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な<u>情報（第24条（電話帳への掲載）又は第25条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった本電話番号に係るものを除きます。</u>）をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本が設置するデータベース設備をいいます。以下、本条において同じとします。）に登録されます。 | <p style="text-align: center;">さすガねっとひかり電話利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第4章本電話番号等</p> <p>第24条 (電話帳への掲載)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>番号情報及び電話帳に関する取扱い</u>については、NTT西日本が、その提供する電話サービスの加入電話の場合に準じて行います。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第25条</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第26条 (番号情報の提供)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本電話番号に係る番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な <u>NTT西日本が音声利用IP通信網サービス契約約款に定める情報</u>をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本が設置するデータベース設備をいいます。以下、本条において同じとします。）に登録されます。 |

| 旧 | 新 | | | | | | |
|---|----|----|----|--|--|--|---|
| <p>第1表料金（重複掲載料及び付加サービスの料金を除きます）</p> <p>第1類基本料金</p> <p>第1音声利用IP通信網サービスに係るもの</p> <p>1適用</p> <p>(2)付加サービスの細目</p> <p>備考</p> <p>①NTT西日本の着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）、特定番号通知機能及びひかり電話#ダイヤルはさすがねっとひかり電話では取扱いいたしません。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第4表その他</p> <p>第1類 電話帳重複掲載料</p> <p><u>1契約につき2以上の掲載を希望する場合、2掲載目より、電話帳1発行ごと1掲載あたり500円（税込550円）が発生します。</u></p> <p>第2類 契約者番号変更料</p> <p>お客さまが契約者電話番号の変更を請求し、当社がその変更を認めた場合、1番号につき1回あたり2,500円（税込2,750円）が発生します。（反復継続する間違い電話又は犯罪目的電話を防止するために変更する場合を除く。）</p> <p>第3類 電話番号案内料</p> <table border="1" data-bbox="215 1299 1048 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1299 501 1390">区分</th> <th data-bbox="501 1299 710 1390">単位</th> <th data-bbox="710 1299 1048 1390">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金 | | | | <p>第1表料金（重複掲載料及び付加サービスの料金を除きます）</p> <p>第1類基本料金</p> <p>第1音声利用IP通信網サービスに係るもの</p> <p>1適用</p> <p>(2)付加サービスの細目</p> <p>備考</p> <p>①NTT西日本の着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）、特定番号通知機能及びひかり電話#ダイヤルはさすがねっとひかり電話では取扱いいたしません。</p> <p><u>②FAXお知らせメールは2026年3月31日をもって新規受付を終了し、2028年3月31日をもって提供を終了いたします。</u></p> <p>第4表その他</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>類1類 契約者番号変更料</p> <p>お客さまが契約者電話番号の変更を請求し、当社がその変更を認めた場合、1番号につき1回あたり2,500円（税込2,750円）が発生します。（反復継続する間違い電話又は犯罪目的電話を防止するために変更する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | |
| | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---------------------------------|---------------------|---|--|--|
| <u>昼間・夜間</u> <u>(8:00~23:00)</u> | <u>1案内(毎歴月</u> <u>1回目のみ)</u> | <u>60円(税込66円)</u> | | | |
| | <u>1案内(毎歴月</u> <u>2回目以降)</u> | <u>90円(税込99円)</u> | | | |
| <u>深夜・早朝</u> <u>(23:00~8:00)</u> | <u>1案内</u> | <u>150円(税込165円)</u> | | | |
| 附則 本規約は、2025年10月1日より実施します。 なお、さすガねっとひかり電話利用規約に定める工事に関する費用は、2024年2月1日以降の工事完了分に対して適用します。ただし、さすガねっとひかり電話利用規約に定める工事に関する費用のうち、第1類、第2類、第3類、第4類については、2024年1月31日までに、当社と契約者の間で工事に関する内容が確定し当社からNTT西日本への取次が完了した場合、さすガねっとひかり電話利用規約(2023年12月1日実施)に定める工事に関する費用を適用します。 | | | 附則 本規約は、2026年4月1日より実施します。 なお、さすガねっとひかり電話利用規約に定める工事に関する費用は、2024年2月1日以降の工事完了分に対して適用します。ただし、さすガねっとひかり電話利用規約に定める工事に関する費用のうち、第1類、第2類、第3類、第4類については、2024年1月31日までに、当社と契約者の間で工事に関する内容が確定し当社からNTT西日本への取次が完了した場合、さすガねっとひかり電話利用規約(2023年12月1日実施)に定める工事に関する費用を適用します。 | | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっとJプラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、このさすガねっとJプラン契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、株式会社<u>ジェイコムウエスト</u>（以下「<u>ジェイコムウエスト</u>」）と申します。）が電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっとJプラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、このさすガねっとJプラン契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、<u>JCOM マーケティング株式会社</u>（以下「<u>JCOM マーケティング</u>」）と申します。）が電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> |

旧

新

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備 |
| 4 電気通信回線 | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備 |
| 5 インターネット接続サービス | 主としてデータ通信の用に供する |

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備 |
| 4 電気通信回線 | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備 |
| 5 インターネット接続サービス | 主としてデータ通信の用に供する |

| 旧 | | 新 | |
|---------|--|---------|--|
| | <p>ことを目的としてインターネット プロトコルにより符号の伝送交換 を行うための電気通信回線設備を 用いて行う電気通信サービスであ って、当社が取次事業者として販売 する、ジェイコムウエストの電気通 信回線設備を用いて行うサービス</p> | | <p>ことを目的としてインターネット プロトコルにより符号の伝送交換 を行うための電気通信回線設備を 用いて行う電気通信サービスであ って、当社が取次事業者として販売 する、JCOMマーケティングの電気 通信回線設備を用いて行うサービ ス</p> |
| 6 契約 | <p>当社が取次事業者として販売する インターネット接続サービスの提 供を受けることを目的として締結 される契約</p> | 6 契約 | <p>当社が取次事業者として販売する インターネット接続サービスの提 供を受けることを目的として締結 される契約</p> |
| 7 契約者 | <p>当社と契約を締結している者</p> | 7 契約者 | <p>当社と契約を締結している者</p> |
| 8 契約者回線 | <p>当社との契約に基づいて設置され る電気通信回線</p> | 8 契約者回線 | <p>当社との契約に基づいて設置され る電気通信回線</p> |
| 9 端末設備 | <p>契約者回線の一端に接続される電 気通信設備であって、1の部分の設 置の場所が他の部分の設置の場所 と同一の構内（これに準ずる区域内</p> | 9 端末設備 | <p>契約者回線の一端に接続される電 気通信設備であって、1の部分の設 置の場所が他の部分の設置の場所 と同一の構内（これに準ずる区域内</p> |

| 旧 | | 新 | |
|-------------|--|-------------|--|
| | を含みます。)又は同一の建物内であるもの | | を含みます。)又は同一の建物内であるもの |
| 10 端末接続装置 | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備 | 10 端末接続装置 | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備 |
| 11 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 | 11 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 12 自営電気通信設備 | 第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの | 12 自営電気通信設備 | 第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 13 相互接続事業者 | ジェイコムウエスト と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者 | 13 相互接続事業者 | JCOMマーケティング と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者 |
| 14 技術基準等 | 事業法の規定に基づき ジェイコムウエスト が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 | 14 技術基準等 | 事業法の規定に基づき JCOMマーケティング が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 |

| 旧 | | 新 | |
|----------------|--|----------------|---|
| 15 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 | 15 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
| 16 提携事業者 | 当社及び ジェイコムウエスト が指定する、当社及び ジェイコムウエスト とサービスの提携を行っている電気通信事業者 | 16 提携事業者 | 当社及び JCOM マーケティング が指定する、当社及び JCOM マーケティング とサービスの提携を行っている電気通信事業者 |
| 17 宅内工事 | 契約者宅内での工事（端末設備設置および配線工事等）をいう | 17 宅内工事 | 契約者宅内での工事（端末設備設置および配線工事等）をいう |
| 18 データ伝送用設備端末等 | 当社および ジェイコムウエスト が提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 34 条 10 の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能 | 18 データ伝送用設備端末等 | 当社および JCOM マーケティング が提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 34 条 10 の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能 |

| 旧 | | 新 | |
|---------------------|--|---------------------|---|
| | <p>を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。) であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの</p> <p>イ デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの</p> <p>ロ 電気通信回線設備を介して接続することにより当該データ伝送用設備端末等に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。)に係る設定を変更できるもの</p> | | <p>能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。) であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの</p> <p>イ デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの</p> <p>ロ 電気通信回線設備を介して接続することにより当該データ伝送用設備端末等に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。)に係る設定を変更できるもの</p> |
| 19 送信型対電気通信設備サイバー攻撃 | <p>次のイ又はロに掲げる行為</p> <p>イ 情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指</p> | 19 送信型対電気通信設備サイバー攻撃 | <p>次のイ又はロに掲げる行為</p> <p>イ 情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指</p> |

| 旧 | | 新 | |
|----------------------|--|----------------------|--|
| | <p>令を与える電気通信の送信を含む。)により行われるもの(ロにおいて「設備攻撃」といいます。)</p> <p>ロ設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴(以下単に「通信履歴」といいます。)の電磁的記録により、設備攻撃に先立って行われる当該探査を目的とする電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの</p> | | <p>令を与える電気通信の送信を含む。)により行われるもの(ロにおいて「設備攻撃」といいます。)</p> <p>ロ設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴(以下単に「通信履歴」といいます。)の電磁的記録により、設備攻撃に先立って行われる当該探査を目的とする電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの</p> |
| 20 ブロードバンドユニバーサルサービス | <p>電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第7条に規定するに規定する以下の役務の総称をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号基礎的電気通信役務：国民 | 20 ブロードバンドユニバーサルサービス | <p>電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第7条に規定するに規定する以下の役務の総称をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号基礎的電気通信役務：国民 |

| 旧 | | 新 | |
|-----------------------|--|-----------------------|--|
| | <p>生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービス等。</p> <p>・第二号基礎的電気通信役務：一定水準のブロードバンドサービスの日本全国における安定的な提供を確保するべきものとして総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務等。</p> | | <p>生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービス等。</p> <p>・第二号基礎的電気通信役務：一定水準のブロードバンドサービスの日本全国における安定的な提供を確保するべきものとして総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務等。</p> |
| 21 ブロードバンドユニバーサルサービス料 | <p>ブロードバンドユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な負担金として、その使用している電気通信番号または通信サービスの回線数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、事業法第7条に規定する以下の提供に係る指定事業者を支払うために、当社が本サービス契約者からこれらに定める方法および金額にて徴収</p> | 21 ブロードバンドユニバーサルサービス料 | <p>ブロードバンドユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な負担金として、その使用している電気通信番号または通信サービスの回線数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、事業法第7条に規定する以下の提供に係る指定事業者を支払うために、当社が本サービス契約者からこれらに定める方法および金額にて徴収す</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|---|
| | <p>する料金をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号基礎的電気通信役務（加入電話、公衆電話、緊急通報等） ・第二号基礎的電気通信役務（高速度データ伝送電気通信役務等） | | <p>る料金をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号基礎的電気通信役務（加入電話、公衆電話、緊急通報等） ・第二号基礎的電気通信役務（高速度データ伝送電気通信役務等） |
| <p>第2章 契約</p> <p>第1節 契約条件</p> <p>第4条 （契約の単位）</p> <p>当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は 1 の契約につき 1 人に限ります。</p> <p>第5条 （契約者回線の終端）</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。</p> <p>2 当社及びジェイコムウエストは、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。</p> <p>3 契約者は、第 12 条（契約者が行う契約の解除）及び第 14 条（当社が行う契約の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置をジェイコムウエストに返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又はジェイコムウエストは、料金表に定める損害金を請求します。</p> | | <p>第2章 契約</p> <p>第1節 契約条件</p> <p>第4条 （契約の単位）</p> <p>当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は 1 の契約につき 1 人に限ります。</p> <p>第5条 （契約者回線の終端）</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。</p> <p>2 当社及びJCOM マーケティングは、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。</p> <p>3 契約者は、第 12 条（契約者が行う契約の解除）及び第 14 条（当社が行う契約の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置をJCOM マーケティングに返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又はJCOM マーケティングは、料金表に定める損害金を請求します。</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第2節 契約成立</p> <p>第6条 (契約申込みの方法)</p> <p>契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、契約は当社がこれを承諾することにより成立するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただくことがあります。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>第7条 (契約申込みの承諾)</p> <p>当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）及び当社との他の契約に基づく債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。</p> <p>(3) その他当社又はジェイコムウエストの業務の遂行上著しい支障がある</p> | <p>第2節 契約成立</p> <p>第6条 (契約申込みの方法)</p> <p>契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、契約は当社がこれを承諾することにより成立するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただくことがあります。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>第7条 (契約申込みの承諾)</p> <p>当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）及び当社との他の契約に基づく債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。</p> <p>(3) その他当社又はJCOM マーケティングの業務の遂行上著しい支障があ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>とき。</p> <p>(4) 契約の申込みをした者が未成年であるとき。</p> <p>第8条 (契約の成立、契約締結後書面の交付等)</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。</p> <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付</p> <p>(2) 紙面による交付</p> <p>第3節 契約変更</p> <p>第9条 (契約者回線の移転)</p> <p>契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。</p> <p>2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。</p> <p>3 当社は、第1項の請求があったときは、第7条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 第1項の変更に必要な工事は、<u>ジェイコムウエスト又はジェイコムウエスト</u>が指定した者が行います。</p> | <p>るとき。</p> <p>(4) 契約の申込みをした者が未成年であるとき。</p> <p>第8条 (契約の成立、契約締結後書面の交付等)</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。</p> <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付</p> <p>(2) 紙面による交付</p> <p>第3節 契約変更</p> <p>第9条 (契約者回線の移転)</p> <p>契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。</p> <p>2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。</p> <p>3 当社は、第1項の請求があったときは、第7条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 第1項の変更に必要な工事は、<u>JCOM マーケティング又は JCOM マーケティング</u>が指定した者が行います。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第10条 （その他の契約内容の変更）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、第 6 条（契約申込みの方法）の規定に準じて契約内容の変更を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 7 条（契約申込みの承諾）及び第 8 条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第4節 契約解約・解除</p> <p>第11条 （初期契約解除等）</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。</p> <p>4 前 3 項の規定の他、申込者は、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びジェイコムウエストに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> <p>第12条 （契約者が行う契約の解除）</p> | <p>第10条 （その他の契約内容の変更）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、第 6 条（契約申込みの方法）の規定に準じて契約内容の変更を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 7 条（契約申込みの承諾）及び第 8 条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第4節 契約解約・解除</p> <p>第11条 （初期契約解除等）</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。</p> <p>4 前 3 項の規定の他、申込者は、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びJCOM マーケティングに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> <p>第12条 （契約者が行う契約の解除）</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項による契約解除の場合、当社及び<u>ジェイコムウエストは、ジェイコムウエスト</u>に帰する電気通信設備の資産等を撤去（契約者自身で撤去する場合があります。）し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p> | <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項による契約解除の場合、当社及び<u>JCOMマーケティングは、JCOMマーケティング</u>に帰する電気通信設備の資産等を撤去（契約者自身で撤去する場合があります。）し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p> |
| <p>第13条 （契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとしします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第10条（その他の契約内容の変更）の規定に準じて取り扱います。</p> | <p>第13条 （契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとしします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第10条（その他の契約内容の変更）の規定に準じて取り扱います。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第14条 （当社が行う契約の解除）</p> <p>当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき。</p> <p>(2) 第 23 条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(3) 第 23 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社又はジェイコムウエストの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないで契約を解除することがあります。</p> <p>(4) 電気通信回線の地中化等、当社、ジェイコムウエスト又は契約者の責めに帰すべからざる事由によりジェイコムウエストの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。</p> <p>(5) 当社又はジェイコムウエストがインターネット接続サービスの提供を終了した場合。</p> <p>2 当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することがあります。</p> <p>3 契約者が、第 12 条（契約者が行う契約の解除）による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売するインターネット接</p> | <p>第14条 （当社が行う契約の解除）</p> <p>当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき。</p> <p>(2) 第 23 条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(3) 第 23 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社又はJCOM マーケティングの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないで契約を解除することがあります。</p> <p>(4) 電気通信回線の地中化等、当社、JCOM マーケティング又は契約者の責めに帰すべからざる事由によりJCOM マーケティングの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。</p> <p>(5) 当社又はJCOM マーケティングがインターネット接続サービスの提供を終了した場合。</p> <p>2 当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することがあります。</p> <p>3 契約者が、第 12 条（契約者が行う契約の解除）による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売するインターネット接</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>続サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします。</p> <p>4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</p> <p>5 当社及びジェイコムウエストは、第1項、第2項又は第3項の規定により、その契約を解除しようとするときは、ジェイコムウエストに帰する電気通信設備の資産等を撤去し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p> | <p>続サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします。</p> <p>4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</p> <p>5 当社及びJCOMマーケティングは、第1項、第2項又は第3項の規定により、その契約を解除しようとするときは、JCOMマーケティングに帰する電気通信設備の資産等を撤去し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p> |
| <p>第3章 サービス</p> <p>第1節 回線相互接続</p> <p>第15条 (インターネット接続サービスの種類等)</p> <p>契約には、料金表に規定する種類、品目等があります。また、提供区域は別に定めます。</p> | <p>第3章 サービス</p> <p>第1節 回線相互接続</p> <p>第15条 (インターネット接続サービスの種類等)</p> <p>契約には、料金表に規定する種類、品目等があります。また、提供区域は別に定めます。</p> |
| <p>第16条 (ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)</p> <p>インターネット接続サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、ジェイコムウエストがこれを指定します。</p> <p>2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。</p> | <p>第16条 (ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)</p> <p>インターネット接続サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、JCOMマーケティングがこれを指定します。</p> <p>2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第17条 (利用の制限)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 当社及びジェイコムウエストは、インターネット接続サービスの利用者が、契約者回線を使用して、ジェイコムウエストの電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、ジェイコムウエストの電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社及びジェイコムウエストのインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社又はジェイコムウエストが認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。</p> <p>4 当社及びジェイコムウエストは、インターネット接続サービスの利用者が、当社及びジェイコムウエストが行うインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、ジェイコムウエスト所定の電気通信（帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるもの）を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御することに</p> | <p>第17条 (利用の制限)</p> <p>当社及びJCOMマーケティングは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 当社及びJCOMマーケティングは、インターネット接続サービスの利用者が、契約者回線を使用して、JCOMマーケティングの電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、JCOMマーケティングの電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社及びJCOMマーケティングのインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社又はJCOMマーケティングが認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。</p> <p>4 当社及びJCOMマーケティングは、インターネット接続サービスの利用者が、当社及びJCOMマーケティングが行うインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、JCOMマーケティング所定の電気通信（帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるもの）を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御す</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>より、インターネット接続サービスの速度を制限することがあります。</p> <p>5 当社及びジェイコムウエストは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。</p> | <p>ることにより、インターネット接続サービスの速度を制限することがあります。</p> <p>5 当社及びJCOMマーケティングは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。</p> |
| <p>第18条 （回線相互接続の請求）</p> <p>契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線とジェイコムウエスト又はジェイコムウエスト以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社及びジェイコムウエスト所定の書面を提出していただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社及びジェイコムウエスト又はジェイコムウエスト以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。</p> | <p>第18条 （回線相互接続の請求）</p> <p>契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線とJCOMマーケティング又はJCOMマーケティング以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社及びJCOMマーケティング所定の書面を提出していただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社及びJCOMマーケティング又はJCOMマーケティング以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。</p> |
| <p>第19条 （回線相互接続の変更・廃止）</p> <p>契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨</p> | <p>第19条 （回線相互接続の変更・廃止）</p> <p>契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>を当社に通知していただきます。</p> <p>2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。</p> <p>第2節 サービスの変更・中止・停止</p> <p>第20条 （インターネット接続サービスの種類等の変更）</p> <p>契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、品目等の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求の方法及びその承諾については、第 6 条（契約申込みの方法）、第 7 条（契約申込みの承諾）及び第 8 条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第21条 （インターネット接続サービスの利用の一時中断）</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>第22条 （利用中止）</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) ジェイコムウエストの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> | <p>を当社に通知していただきます。</p> <p>2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。</p> <p>第2節 サービスの変更・中止・停止</p> <p>第20条 （インターネット接続サービスの種類等の変更）</p> <p>契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、品目等の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求の方法及びその承諾については、第 6 条（契約申込みの方法）、第 7 条（契約申込みの承諾）及び第 8 条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第21条 （インターネット接続サービスの利用の一時中断）</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>第22条 （利用中止）</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) JCOM マーケティングの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(2) 第 17 条 (利用の制限) の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合</p> <p>(4) 火災、停電又は天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合</p> <p>(5) 法令又は官公庁の命令等による措置に基づき本サービスの提供ができない場合</p> <p>(6) その他本サービスの適正な運用上、当社又はジェイコムウエストが本サービスの一時的な中止又は中断が必要であると判断した場合</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社及びジェイコムウエストは、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。</p> <p>3 前 2 項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> | <p>(2) 第 17 条 (利用の制限) の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合</p> <p>(4) 火災、停電又は天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合</p> <p>(5) 法令又は官公庁の命令等による措置に基づき本サービスの提供ができない場合</p> <p>(6) その他本サービスの適正な運用上、当社又はJCOM マーケティングが本サービスの一時的な中止又は中断が必要であると判断した場合</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社及びJCOM マーケティングは、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。</p> <p>3 前 2 項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>第23条 (利用停止)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのインターネット接続サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務 (当社との他の契約に基づくものを含みます。以下</p> | <p>第23条 (利用停止)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのインターネット接続サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務 (当社との他の契約に基づくものを含みます。以下</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>この条において同じとします。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。</p> <p>(2) 契約の申込みに当たって、当社に事実と反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。</p> <p>(3) 第 45 条（利用に係る契約者の義務）若しくは第 42 条（禁止事項）、第 46 条（契約者の関係者による利用）の規定のいずれかに違反し、第 47 条（情報等の削除等）第 1 項第 3 号による要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合</p> <p>(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して ジェイコムウエスト の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社及び ジェイコムウエスト の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p> <p>(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。</p> <p>(6) 第 16 条（ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等）第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>(7) この約款に違反したおそれのある契約者を調査するとき。</p> <p>(8) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に ジェイコムウエスト が行う検査を受けることを拒んだとき又は</p> | <p>この条において同じとします。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。</p> <p>(2) 契約の申込みに当たって、当社に事実と反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。</p> <p>(3) 第 45 条（利用に係る契約者の義務）若しくは第 42 条（禁止事項）、第 46 条（契約者の関係者による利用）の規定のいずれかに違反し、第 47 条（情報等の削除等）第 1 項第 3 号による要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合</p> <p>(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して JCOM マーケティング の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社及び JCOM マーケティング の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p> <p>(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。</p> <p>(6) 第 16 条（ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等）第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>(7) この約款に違反したおそれのある契約者を調査するとき。</p> <p>(8) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に JCOM マーケティング が行う検査を受けることを拒んだとき又</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社又はジェイコムウエストの業務の遂行若しくはジェイコムウエストの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。</p> <p>(10) この約款及び料金表の規定に反する行為を行ったとき、又は反するおそれがあると当社が認めるとき。</p> | <p>はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社又は JCOM マーケティングの業務の遂行若しくは JCOM マーケティングの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。</p> <p>(10) この約款及び料金表の規定に反する行為を行ったとき、又は反するおそれがあると当社が認めるとき。</p> |
| <p>2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由を契約者に通知します。</p> | <p>2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由を契約者に通知します。</p> |
| <p>第3節 付加機能</p> | <p>第3節 付加機能</p> |
| <p>第24条 (付加機能の提供等)</p> | <p>第24条 (付加機能の提供等)</p> |
| <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者から請求があったときは、料金表及び別に定める規約の規定により付加機能を提供します。</p> | <p>当社及び JCOM マーケティングは、契約者から請求があったときは、料金表及び別に定める規約の規定により付加機能を提供します。</p> |
| <p>第4章 料金</p> | <p>第4章 料金</p> |
| <p>第1節 料金</p> | <p>第1節 料金</p> |
| <p>第25条 (料金の適用)</p> | <p>第25条 (料金の適用)</p> |
| <p>当社が取次事業者として販売するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。</p> | <p>当社が取次事業者として販売するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>2 料金の支払方法は、別記 2 に定めるところによります。</p> <p>第2節 料金の支払義務</p> <p>第26条 (利用料等の支払義務)</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した翌日（付加機能の提供については、その提供を開始した翌日若しくは翌月）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は 1 か月間とします。ただし、初期契約解除の場合は、日単位とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に依じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。ただし、自然災害その他当社又はジェイコムウエストの責めに帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。</p> <p>(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支</p> | <p>2 料金の支払方法は、別記 2 に定めるところによります。</p> <p>第2節 料金の支払義務</p> <p>第26条 (利用料等の支払義務)</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した翌日（付加機能の提供については、その提供を開始した翌日若しくは翌月）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は 1 か月間とします。ただし、初期契約解除の場合は、日単位とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に依じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。ただし、自然災害その他当社又はJCOM マーケティングの責めに帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。</p> <p>(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|--|---|
| 払を要します。 | | 払を要します。 | |
| 区別 | 支払を要しない料金 | 区別 | 支払を要しない料金 |
| <p>1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。</p> | <p>そのことを当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。</p> | <p>1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社又は<u>JCOM マーケティング</u>が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。</p> | <p>そのことを当社又は<u>JCOM マーケティング</u>が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>第27条（手続きに関する料金等の支払義務） 契約者は、料金表に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となったときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>第28条（工事に関する費用の支払義務） 契約者は、料金表に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>第29条（端末機器に関する費用の支払義務）</p> | <p>3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>第27条（手続きに関する料金等の支払義務） 契約者は、料金表に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となったときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>第28条（工事に関する費用の支払義務） 契約者は、料金表に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>第29条（端末機器に関する費用の支払義務）</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約者は、故意又は過失により <u>ジェイコムウエスト</u> から貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> に支払うものとします。</p> | <p>契約者は、故意又は過失により <u>JCOM マーケティング</u> から貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又は <u>JCOM マーケティング</u> に支払うものとします。</p> |
| <p>第 29 条の 2（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の支払いを要します。</p> <p>ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです</p> <p>（ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について）</p> <p>https://home.osakagas.co.jp/net/charge/</p> | <p>第 29 条の 2（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の支払いを要します。</p> <p>ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです</p> <p>（ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について）</p> <p>https://home.osakagas.co.jp/net/charge/</p> |
| <p>第3節 料金の計算及び支払</p> <p>第30条 （利用料等の計算方法）</p> <p>当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。</p> <p>2 当社は、暦月の初日以外の日にサービス品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）により利用料等の額が増加又は減少したときは、サービス品目の変更のあった翌日又は当社が提供する他のサービスの利用開始日・変更日の翌日を基準として、変更</p> | <p>第3節 料金の計算及び支払</p> <p>第30条 （利用料等の計算方法）</p> <p>当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。</p> <p>2 当社は、暦月の初日以外の日にサービス品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）により利用料等の額が増加又は減少したときは、サービス品目の変更のあった翌日又は当社が提供する他のサービスの利用開始日・変更日の翌日を基準として、変更</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>前の利用料及び変更後の利用料を、それぞれその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>3 当社は、暦月の末日以外の日に契約が解除されたときは、当該月の利用料等は日割り計算による精算はしないものとします。</p> <p>4 第2項の規定による利用料等の日割は、月額の利用料等を暦日数で除した額を1日の料金とし、これにインターネット接続サービスの提供開始日以降、その提供開始日が属する月の月末までの日数を乗じて算出するものとします。</p> <p>第31条 (端数処理)</p> <p>料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。</p> <p>第4節 割増金及び延滞利息</p> <p>第32条 (割増金)</p> <p>契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>第33条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金を</p> | <p>前の利用料及び変更後の利用料を、それぞれその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>3 当社は、暦月の末日以外の日に契約が解除されたときは、当該月の利用料等は日割り計算による精算はしないものとします。</p> <p>4 第2項の規定による利用料等の日割は、月額の利用料等を暦日数で除した額を1日の料金とし、これにインターネット接続サービスの提供開始日以降、その提供開始日が属する月の月末までの日数を乗じて算出するものとします。</p> <p>第31条 (端数処理)</p> <p>料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。</p> <p>第4節 割増金及び延滞利息</p> <p>第32条 (割増金)</p> <p>契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>第33条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金を</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>お支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> <p style="padding-left: 40px;">算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日と同じといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> | <p>お支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> <p style="padding-left: 40px;">算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日と同じといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> |
| <p>第5章 施設</p> <p>第1節 保安・保守</p> <p>第34条 (当社の維持責任)</p> <p><u>ジェイコムウエストは、ジェイコムウエスト</u>が設置した電気通信設備を事</p> | <p>第5章 施設</p> <p>第1節 保安・保守</p> <p>第34条 (当社の維持責任)</p> <p><u>JCOM マーケティングは、JCOM マーケティング</u>が設置した電気通信設備を</p> |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | |
|--|--|----|----------------|---|--|--|--|----|----------------|---|--|
| <p>業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。</p> <p>第35条 （契約者の維持責任） 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。</p> <p>第36条 （設備の修理又は復旧） <u>ジェイコムウエスト</u>は、<u>ジェイコムウエスト</u>の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により <u>ジェイコムウエスト</u> がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの </td> </tr> </tbody> </table> | | 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの | <p>事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。</p> <p>第35条 （契約者の維持責任） 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。</p> <p>第36条 （設備の修理又は復旧） <u>JCOM マーケティング</u>は、<u>JCOM マーケティング</u>の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により <u>JCOM マーケティング</u> がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの </td> </tr> </tbody> </table> | | 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの |
| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | | | | | | | | | | |
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの | | | | | | | | | | |
| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | | | | | | | | | | |
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>防衛機関に設置されるもの</p> <p>輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> | | <p>防衛機関に設置されるもの</p> <p>輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> |
| 2 | <p>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>選挙管理機関に設置されるもの</p> <p>別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p> | 2 | <p>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</p> <p>選挙管理機関に設置されるもの</p> <p>別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p> |
| 3 | <p>第1順位及び第2順位に該当しないもの</p> | 3 | <p>第1順位及び第2順位に該当しないもの</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第37条 (契約者の切分け責任)</p> <p>契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定めるところにより<u>ジェイコムウエスト</u>と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が<u>ジェイコムウエスト</u>の電気通信回線設備に接続されている場合において、<u>ジェイコムウエスト</u>が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に<u>ジェイコムウエスト</u>の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。</p> <p>2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、<u>ジェイコムウエスト</u>が指定する者が<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める方法により試験を行い、その結果を当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>から契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>は、前項の試験により<u>ジェイコムウエスト</u>の電気通信回線設備その他<u>ジェイコムウエスト</u>の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により<u>ジェイコムウエスト</u>の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。</p> | <p>第37条 (契約者の切分け責任)</p> <p>契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定めるところにより <u>JCOM マーケティング</u>と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が <u>JCOM マーケティング</u>の電気通信回線設備に接続されている場合において、<u>JCOM マーケティング</u>が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に <u>JCOM マーケティング</u>の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。</p> <p>2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、<u>JCOM マーケティング</u>が指定する者が <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める方法により試験を行い、その結果を当社又は <u>JCOM マーケティング</u>から契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社又は <u>JCOM マーケティング</u>は、前項の試験により <u>JCOM マーケティング</u>の電気通信回線設備その他 <u>JCOM マーケティング</u>の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により <u>JCOM マーケティング</u>の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。</p> |
| <p>第6章 損害賠償</p> <p>第38条 (責任の制限)</p> <p>当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社又</p> | <p>第6章 損害賠償</p> <p>第38条 (責任の制限)</p> <p>当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社又</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>は <u>ジェイコムウエスト</u> の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> は、インターネット接続サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。</p> | <p>は <u>JCOM マーケティング</u> の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社又は <u>JCOM マーケティング</u> が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社又は <u>JCOM マーケティング</u> の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> は、インターネット接続サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。</p> |
| <p>第39条 (免責)</p> | <p>第39条 (免責)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定及び本条第 5 項によるほかは、何らの責任も負いません。</p> <p>2 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社若しくは<u>ジェイコムウエスト</u>の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>3 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p> <p>4 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性</p> <p>(2) 契約者がインターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等</p> | <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定及び本条第 5 項によるほかは、何らの責任も負いません。</p> <p>2 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社若しくは <u>JCOM マーケティング</u>の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>3 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p> <p>4 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性</p> <p>(2) 契約者がインターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(3) インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと</p> <p>(4) インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること</p> <p>(5) インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと</p> <p>(6) 当社及びジェイコムウエストがインターネット接続サービスに関連して契約者に提供する、試験サービス又はこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと</p> <p>5 インターネット接続サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社及びジェイコムウエストは免責されるものとします。なお、契約者のコンピューターへの損害、データの消失等が当社若しくはジェイコムウエストの故意又は重大な過失による場合は除きます。</p> <p>6 インターネット接続サービスに関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、前条又は前項に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。</p> | <p>(3) インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと</p> <p>(4) インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること</p> <p>(5) インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと</p> <p>(6) 当社及びJCOMマーケティングがインターネット接続サービスに関連して契約者に提供する、試験サービス又はこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと</p> <p>5 インターネット接続サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社及びJCOMマーケティングは免責されるものとします。なお、契約者のコンピューターへの損害、データの消失等が当社若しくはJCOMマーケティングの故意又は重大な過失による場合は除きます。</p> <p>6 インターネット接続サービスに関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、前条又は前項に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。</p> |
| <p>第7章 雑則</p> <p>第40条 (債権譲渡)</p> <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> | <p>第7章 雑則</p> <p>第40条 (債権譲渡)</p> <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第41条（譲渡の禁止）</p> <p>契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> <p>第42条（禁止事項）</p> <p>契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪や違法行為、又はそれに結びつくおそれのある情報などを掲載し、又は他者に掲載等をさせることを助長する行為 (2) 当社又はジェイコムウエストを含む第三者の知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為、又は当該行為に該当すると当社が判断した行為 (3) 当社又はジェイコムウエストを含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社又はジェイコムウエストを含む第三者に不利益を与える行為、他者を不当に差別し、若しくは差別を助長し、その名誉若しくは信用を毀損する行為 (4) 当社及びジェイコムウエストのインターネット接続サービスの信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為 (5) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (6) 詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、又は結び付くおそれの高い行為 (7) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等、児童及び青少年に悪影響を及 | <p>第41条（譲渡の禁止）</p> <p>契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> <p>第42条（禁止事項）</p> <p>契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪や違法行為、又はそれに結びつくおそれのある情報などを掲載し、又は他者に掲載等をさせることを助長する行為 (2) 当社又はJCOMマーケティングを含む第三者の知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為、又は当該行為に該当すると当社が判断した行為 (3) 当社又はJCOMマーケティングを含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社又はJCOMマーケティングを含む第三者に不利益を与える行為、他者を不当に差別し、若しくは差別を助長し、その名誉若しくは信用を毀損する行為 (4) 当社及びJCOMマーケティングのインターネット接続サービスの信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為 (5) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (6) 詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、又は結び付くおそれの高い行為 (7) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等、児童及び青少年に悪影響を及 |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>ぼす画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示させる行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは文書を記載、掲載する行為</p> <p>(8) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為</p> <p>(9) 当社又はジェイコムウエストを含む他者の設備（電気通信設備及びコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、又は消去、破壊、及び不正にアクセスする行為、又はこれらを助長する行為</p> <p>(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>(11) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為、及びコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為</p> <p>(12) 当社又はジェイコムウエストを含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為及びそれを行うツールの使用や配布</p> <p>(13) ネットワーク調査ツールの使用や配布</p> <p>(14) 当社、ジェイコムウエスト及び他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為</p> <p>(15) 無断で他者に広告、宣伝、若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為</p> <p>(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特</p> | <p>ぼす画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示させる行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは文書を記載、掲載する行為</p> <p>(8) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為</p> <p>(9) 当社又はJCOM マーケティングを含む他者の設備（電気通信設備及びコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、又は消去、破壊、及び不正にアクセスする行為、又はこれらを助長する行為</p> <p>(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>(11) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為、及びコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為</p> <p>(12) 当社又はJCOM マーケティングを含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為及びそれを行うツールの使用や配布</p> <p>(13) ネットワーク調査ツールの使用や配布</p> <p>(14) 当社、JCOM マーケティング及び他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為</p> <p>(15) 無断で他者に広告、宣伝、若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為</p> <p>(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>定多数の者に対して送信する行為</p> <p>(17) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為</p> <p>(18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為若しくは助長する目的でリンクを張る行為</p> <p>(19) 当社、ジェイコムウエスト若しくは他者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為</p> <p>(20) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結び付く、の濫用に結び付く、若しくは結び付くおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為</p> <p>(21) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為</p> <p>(22) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為</p> <p>(23) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為</p> <p>(24) 前 23 号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為</p> <p>(25) 本約款に違反する行為</p> <p>(26) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、</p> | <p>定多数の者に対して送信する行為</p> <p>(17) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為</p> <p>(18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為若しくは助長する目的でリンクを張る行為</p> <p>(19) 当社、JCOM マーケティング若しくは他者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為</p> <p>(20) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結び付く、の濫用に結び付く、若しくは結び付くおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為</p> <p>(21) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為</p> <p>(22) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為</p> <p>(23) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為</p> <p>(24) 前 23 号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為</p> <p>(25) 本約款に違反する行為</p> <p>(26) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為</p> <p>(27) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為</p> <p>(28) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p> | <p>通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為</p> <p>(27) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為</p> <p>(28) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p> |
| <p>第43条 (名義の変更)</p> <p>インターネット接続サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きインターネット接続サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 6 条（契約申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> | <p>第43条 (名義の変更)</p> <p>インターネット接続サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きインターネット接続サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 6 条（契約申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> |
| <p>第44条 (承諾の限界)</p> <p>当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> | <p>第44条 (承諾の限界)</p> <p>当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第45条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。</p> <p>2 契約者は、ジェイコムウエスト又はジェイコムウエストの指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。</p> <p>3 契約者は、当社及びジェイコムウエストが契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、契約者自身で工事を行うことを当社及びジェイコムウエストが認めたとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。</p> <p>5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（インターネット接続サービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととします。</p> | <p>第45条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。</p> <p>2 契約者は、JCOM マーケティング又はJCOM マーケティングの指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。</p> <p>3 契約者は、当社及びJCOM マーケティングが契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、契約者自身で工事を行うことを当社及びJCOM マーケティングが認めたとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。</p> <p>5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（インターネット接続サービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>6 契約者は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。</p> <p>7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>8 契約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。</p> <p>9 契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。</p> <p>10 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、コンピューター、その他の機器及びソフトウェア）を接続しないものとし、かつインターネット接続サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。</p> | <p>6 契約者は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。</p> <p>7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>8 契約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。</p> <p>9 契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。</p> <p>10 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、コンピューター、その他の機器及びソフトウェア）を接続しないものとし、かつインターネット接続サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。</p> |
| <p>第46条 （契約者の関係者による利用）</p> <p>契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます）に本サービスを利用させるときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第42条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は重過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為をみなして、本約款の各条項が適用されるものとします。</p> | <p>第46条 （契約者の関係者による利用）</p> <p>契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます）に本サービスを利用させるときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第42条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は重過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為をみなして、本約款の各条項が適用されるものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第47条 (情報等の削除等)</p> <p>当社は、契約者による本サービスの利用が第42条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し他者から当社又はジェイコムウエストに対しクレーム、請求等が為され、且つ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第42条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。</p> <p>(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。</p> <p>(4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。</p> <p>2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。</p> <p>3 当社又はジェイコムウエストが、何等かの理由によって第1項各号の措置を取らなかった場合でも、当社及びジェイコムウエストは当該措置を行う権利を放棄したのではなく、何時でも当該措置を遂行することができるものとします。</p> <p>4 当社及びジェイコムウエストは、第1項の措置によって契約者に損害が生じたとしても何等責任を負わないものとします。</p> | <p>第47条 (情報等の削除等)</p> <p>当社は、契約者による本サービスの利用が第42条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し他者から当社又はJCOM マーケティングに対しクレーム、請求等が為され、且つ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第42条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。</p> <p>(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。</p> <p>(4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。</p> <p>2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。</p> <p>3 当社又はJCOM マーケティングが、何等かの理由によって第1項各号の措置を取らなかった場合でも、当社及びJCOM マーケティングは当該措置を行う権利を放棄したのではなく、何時でも当該措置を遂行することができるものとします。</p> <p>4 当社及びJCOM マーケティングは、第1項の措置によって契約者に損害が生じたとしても何等責任を負わないものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第48条 (検査)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2 第1項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社及びジェイコムウエストの係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。</p> <p>第49条 (注意喚起)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をい</p> | <p>第48条 (検査)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2 第1項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社及びJCOM マーケティングの係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。</p> <p>第49条 (注意喚起)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をい</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>う。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により ジェイコムウエスト の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> | <p>う。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により JCOM マーケティング の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> |
| <p>第50条 (ソフトウェアの更新)</p> <p>電気通信回線設備を通じて外部から制御可能な状態で、データ伝送用設備端末等を接続する場合は、他者から意図しない制御ができないよう、当該端末等の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新されていなければなりません。当該更新とは、当該端末に他者から制御可能な脆弱性が発見され、かつ当該端末の製造業者が提供するソフトウェアアップデートが周知された場合に、当該端末にソフトウェアアップデートを適用することを指します。</p> | <p>第50条 (ソフトウェアの更新)</p> <p>電気通信回線設備を通じて外部から制御可能な状態で、データ伝送用設備端末等を接続する場合は、他者から意図しない制御ができないよう、当該端末等の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新されていなければなりません。当該更新とは、当該端末に他者から制御可能な脆弱性が発見され、かつ当該端末の製造業者が提供するソフトウェアアップデートが周知された場合に、当該端末にソフトウェアアップデートを適用することを指します。</p> |
| <p>第51条 (送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止)</p> <p>当社および ジェイコムウエスト は、データ伝送用設備端末等の送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が本約款第3条（用語の定義）19号に規定する電気通信又は同号口の総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限り。）の送信を禁止します。</p> | <p>第51条 (送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止)</p> <p>当社および JCOM マーケティング は、データ伝送用設備端末等の送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が本約款第3条（用語の定義）19号に規定する電気通信又は同号口の総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限り。）の送信を禁止します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第52条 (ID 及びパスワードの管理責任)</p> <p>契約者は、自己の ID（当社が付与するログイン名、メールアドレス名。以下同じとします。）及びこれに対応するパスワード（以下、「認証情報」といいます。）の使用及び管理について全ての責任を負うものとします。また、認証情報を他者に開示し利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買、質入又は公開等を行うことはできないものとします。</p> <p>2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。</p> <p>3 契約者は、第 1 項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の ID 及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。また、契約者の責めに帰すべき事由によって認証情報が不正に利用され、その結果当社又は ジェイコムウエスト が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。</p> <p>4 契約者は、認証情報が他者に知られた場合、又は他者に不正に利用されている疑いのある場合、登録情報に変更が生じた場合、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当該通知を行わなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社及び ジェイコムウエスト は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>5 契約者は、本サービスの利用及び利用結果について自ら一切の責任を負うものとし、万一契約者の本サービスの利用に起因して他者とトラブルが生じ</p> | <p>第52条 (ID 及びパスワードの管理責任)</p> <p>契約者は、自己の ID（当社が付与するログイン名、メールアドレス名。以下同じとします。）及びこれに対応するパスワード（以下、「認証情報」といいます。）の使用及び管理について全ての責任を負うものとします。また、認証情報を他者に開示し利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買、質入又は公開等を行うことはできないものとします。</p> <p>2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。</p> <p>3 契約者は、第 1 項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の ID 及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。また、契約者の責めに帰すべき事由によって認証情報が不正に利用され、その結果当社又は JCOM マーケティング が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。</p> <p>4 契約者は、認証情報が他者に知られた場合、又は他者に不正に利用されている疑いのある場合、登録情報に変更が生じた場合、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当該通知を行わなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社及び JCOM マーケティング は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>5 契約者は、本サービスの利用及び利用結果について自ら一切の責任を負うものとし、万一契約者の本サービスの利用に起因して他者とトラブルが生じ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>た場合、又は当該トラブルに関連して他者から当社又はジェイコムウエストに対して何らかの請求がなされ、或いは訴訟が提起された場合には、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決し、当社及びジェイコムウエストに一切迷惑をかけないものとします。</p> | <p>た場合、又は当該トラブルに関連して他者から当社又はJCOM マーケティングに対して何らかの請求がなされ、或いは訴訟が提起された場合には、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決し、当社及びJCOM マーケティングに一切迷惑をかけないものとします。</p> |
| <p>第53条 (通信の秘密)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。</p> <p>2 当社及びジェイコムウエストは、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p> | <p>第53条 (通信の秘密)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。</p> <p>2 当社及びJCOM マーケティングは、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p> |
| <p>第54条 (契約者に係る情報の取扱)</p> <p>当社は、本サービス（利用料割引及びその他特典を含む）の申込み及び提供に際し、取得する個人情報とは、次に掲げる目的のために利用します。</p> <p>(1) 本人確認のため。</p> <p>(2) 本サービスの提供のため。</p> <p>(3) 利用料割引及びその他特典の提供条件への該当を確認するため。</p> <p>2 当社は、お預かりした個人情報をご本人様からの事前の同意、承諾を得ない限り、第三者に提供することとはございません。ただし、次に掲げる場合にあつては、当社が個人情報を提供することがあります。</p> <p>(1) 法令に基づく場合。</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本</p> | <p>第54条 (契約者に係る情報の取扱)</p> <p>当社は、本サービス（利用料割引及びその他特典を含む）の申込み及び提供に際し、取得する個人情報とは、次に掲げる目的のために利用します。</p> <p>(1) 本人確認のため。</p> <p>(2) 本サービスの提供のため。</p> <p>(3) 利用料割引及びその他特典の提供条件への該当を確認するため。</p> <p>2 当社は、お預かりした個人情報をご本人様からの事前の同意、承諾を得ない限り、第三者に提供することとはございません。ただし、次に掲げる場合にあつては、当社が個人情報を提供することがあります。</p> <p>(1) 法令に基づく場合。</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>3 当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、提携事業者若しくは相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。</p> <p>また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、提携事業者及び相互接続事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、第 1 項に定める他、当社が公開するプライバシーポリシーに定めます。</p> | <p>人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>3 当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、JCOM マーケティング、JCOM 株式会社、提携事業者若しくは相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。</p> <p>また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を JCOM マーケティング、JCOM 株式会社、提携事業者及び相互接続事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、第 1 項に定める他、当社が公開するプライバシーポリシーに定めます。</p> |
| <p>第55条 (著作権及び知的財産権)</p> <p>本サービスを構成する全てのシステム、プログラム及びソフトウェア、又は本サービスに含まれる全てのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連</p> | <p>第55条 (著作権及び知的財産権)</p> <p>本サービスを構成する全てのシステム、プログラム及びソフトウェア、又は本サービスに含まれる全てのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>して提供される素材（以下、「著作物」といいます。）の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権（商標権、特許権、実用新案権、及びこれらを出願する権利）、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>、又は当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。</p> <p>2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社又は権利者の事前の書面又は電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製若しくは改変したり、又は解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）をしてはならないものとします。</p> <p>第56条 （本約款の効力）</p> <p>本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。</p> <p>また、当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>第57条 （閲覧）</p> <p>この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当</p> | <p>して提供される素材（以下、「著作物」といいます。）の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権（商標権、特許権、実用新案権、及びこれらを出願する権利）、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>、又は当社及び <u>JCOM マーケティング</u>にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。</p> <p>2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社又は権利者の事前の書面又は電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製若しくは改変したり、又は解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）をしてはならないものとします。</p> <p>第56条 （本約款の効力）</p> <p>本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。</p> <p>また、当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>第57条 （閲覧）</p> <p>この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p data-bbox="141 252 405 280">社は閲覧に供します。</p> <p data-bbox="141 347 376 376">第58条（準拠法）</p> <p data-bbox="141 397 1104 475">この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> <p data-bbox="141 541 405 569">第59条（合意管轄）</p> <p data-bbox="141 590 1104 716">契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。</p> <p data-bbox="141 782 349 810">第60条（言語）</p> <p data-bbox="141 831 1104 909">この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> <p data-bbox="141 975 199 1003">附則</p> <p data-bbox="159 1069 293 1098">（実施期日）</p> <p data-bbox="141 1118 745 1147">本約款は、2026年 <u>3</u>月1日から実施いたします。</p> | <p data-bbox="1135 252 1400 280">社は閲覧に供します。</p> <p data-bbox="1135 347 1370 376">第58条（準拠法）</p> <p data-bbox="1135 397 2098 475">この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> <p data-bbox="1135 541 1400 569">第59条（合意管轄）</p> <p data-bbox="1135 590 2098 716">契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。</p> <p data-bbox="1135 782 1344 810">第60条（言語）</p> <p data-bbox="1135 831 2098 909">この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> <p data-bbox="1135 975 1193 1003">附則</p> <p data-bbox="1153 1069 1288 1098">（実施期日）</p> <p data-bbox="1135 1118 1740 1147">本約款は、2026年 <u>4</u>月1日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>通則 (料金表の適用)</p> <p>1 インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。 (料金の変更)</p> <p>2 当社及び ジェイコムウエスト は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。 (消費税相当額の加算)</p> <p>3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。 (料金の臨時減免について)</p> <p>4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等 第 1 表 利用料等 1 利用料</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>通則 (料金表の適用)</p> <p>1 インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。 (料金の変更)</p> <p>2 当社及び JCOM マーケティング は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。 (消費税相当額の加算)</p> <p>3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。 (料金の臨時減免について)</p> <p>4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等 第 1 表 利用料等 1 利用料</p> |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|---|--|--|-------------|-------------------------------|---|--|---|-------------|-------------------------------|
| 1-1 適用 利用料の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 26 条（利用料等の支払義務）によります。 | | | | | 1-1 適用 利用料の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 26 条（利用料等の支払義務）によります。 | | | | |
| 1-2 料金額 インターネット接続サービスには、次表の提供の形態による区分があります。 | | | | | 1-2 料金額 インターネット接続サービスには、次表の提供の形態による区分があります。 | | | | |
| 品目（タイプ）※1 | 内容 | 区分 | 単位 | 料金額（月額） | 品目（タイプ）※1 | 内容 | 区分 | 単位 | 料金額（月額） |
| さすガねっと J プラン 320M（集合タイプ） | 下り速度上限を 320Mbps、上り速度上限を 10Mbps とするサービス | (ア) 当社及び <u>ジェイコム</u> <u>ウエスト</u> が定める共同住宅及び集合住宅※2 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねっと J プラン 320M（集合タイプ） | 下り速度上限を 320Mbps、上り速度上限を 10Mbps とするサービス | (ア) 当社及び <u>JCOM マーケティン</u> <u>グ</u> が定める共同住宅及び集合住宅※2 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定めます。 |
| さすガねっと J プラン 320M（戸建タイプ） | | (イ) (ア) 以外の住宅※3 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねっと J プラン 320M（戸建タイプ） | | (イ) (ア) 以外の住宅※3 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定めます。 |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------|-------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|------|-------------|-------------------------------|
| さすガねつと J プラン 1G (集合タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限を 100Mbps とするサービス | 集合住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねつと J プラン 1G (集合タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限を 100Mbps とするサービス | 集合住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 |
| さすガねつと J プラン 1G (戸建タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限を 1Gbps とするサービス | 戸建住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねつと J プラン 1G (戸建タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限を 1Gbps とするサービス | 戸建住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 |
| さすガねつと J プラン 10G | 下り速度上限を 10Gbps、上り速度上限を 10Gbps とするサービス | 戸建住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねつと J プラン 10G | 下り速度上限を 10Gbps、上り速度上限を 10Gbps とするサービス | 戸建住宅 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねつと J プラン定期契約規約に定めます。 |

※1 電気通信サービスの種類は、さすガねつと J プラン 320M (集合タイプ)・

※1 電気通信サービスの種類は、さすガねつと J プラン 320M (集合タイプ)・

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | |
|--|---|---|------|------------------|---|--|--|----|------|------------------|---|
| <p>戸建タイプ) 及びさすがねっと Jプラン 1G (集合タイプ) は CATV インターネットサービス、さすがねっと Jプラン 1G (戸建タイプ) 及びさすがねっと Jプラン 10G は FTTH インターネットサービスです。</p> <p>※2 2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社及び ジェイコムウエスト が判断するもの、以下「集合住宅」といいます。</p> <p>※3 以下「戸建住宅」といいます。</p> <p>2 付加機能使用料</p> <p>2-1 適用</p> <p>付加機能使用料の適用については、さすがねっと Jプラン 契約約款第 26 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>2-2 付加機能の種類等</p> | | <p>戸建タイプ) 及びさすがねっと Jプラン 1G (集合タイプ) は CATV インターネットサービス、さすがねっと Jプラン 1G (戸建タイプ) 及びさすがねっと Jプラン 10G は FTTH インターネットサービスです。</p> <p>※2 2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社及び JCOM マーケティング が判断するもの、以下「集合住宅」といいます。</p> <p>※3 以下「戸建住宅」といいます。</p> <p>2 付加機能使用料</p> <p>2-1 適用</p> <p>付加機能使用料の適用については、さすがねっと Jプラン 契約約款第 26 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>2-2 付加機能の種類等</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 機能 電子メール</td> <td> <p>①当社及び ジェイコムウエスト は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び ジェイコムウエスト</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 提供条件 | ① 機能 電子メール | <p>①当社及び ジェイコムウエスト は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び ジェイコムウエスト</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 機能 電子メール</td> <td> <p>①当社及び JCOM マーケティング は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び JCOM マーケティング</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 提供条件 | ① 機能 電子メール | <p>①当社及び JCOM マーケティング は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び JCOM マーケティング</p> |
| 区分 | 提供条件 | | | | | | | | | | |
| ① 機能 電子メール | <p>①当社及び ジェイコムウエスト は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び ジェイコムウエスト</p> | | | | | | | | | | |
| 区分 | 提供条件 | | | | | | | | | | |
| ① 機能 電子メール | <p>①当社及び JCOM マーケティング は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及び JCOM マーケティング</p> | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|---------------|--|---------------|--|
| | <p>を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができる機能をいいます。</p> <p>は契約者からの請求があったときは、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が別に定めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>③電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前①により提供する 1 のメールアドレスにつき 15 ギガバイトとし、情報の蓄積期間は 365 日間とします。</p> <p>④当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただく事があります。</p> <p>⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p> | | <p>を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができる機能をいいます。</p> <p>は契約者からの請求があったときは、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が別に定めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>③電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前①により提供する 1 のメールアドレスにつき 15 ギガバイトとし、情報の蓄積期間は 365 日間とします。</p> <p>④当社及び <u>JCOM マーケティング</u> は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただく事があります。</p> <p>⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p> |
| 本接続サービスにおいて、契 | ①契約者は、別に定める当社及び | 本接続サービスにおいて、契 | ①契約者は、別に定める当社及び |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| <p>約者が利用する電子メール機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに対して、コンピュータウイルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のうち一つ以上有するもの。以下「ウイルス」といいます。)が含まれる場合に、ウイルスの検知及び駆除又は削除する機能をいいます。</p> | <p>ジェイコムウエスト所定の方法により、請求をしていただきます。</p> <p>②当社及びジェイコムウエストは、①電子メール機能の提供条件欄 第①項に基づき、付与されたメールアドレスに対し、当機能を提供します。</p> <p>③当社及びジェイコムウエストは、②の規定により、当機能の提供を受けるメールアドレスの変更請求があったときは、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>④当社及びジェイコムウエストは、①電子メール機能の提供条件欄 第④項に基づき、メールアドレスを変更していただくときで、あらかじめそのことを契約者にお知らせした場合には、契約者は、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定</p> | <p>約者が利用する電子メール機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに対して、コンピュータウイルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のうち一つ以上有するもの。以下「ウイルス」といいます。)が含まれる場合に、ウイルスの検知及び駆除又は削除する機能をいいます。</p> | <p>JCOM マーケティング所定の方法により、請求をしていただきます。</p> <p>②当社及びJCOM マーケティングは、①電子メール機能の提供条件欄 第①項に基づき、付与されたメールアドレスに対し、当機能を提供します。</p> <p>③当社及びJCOM マーケティングは、②の規定により、当機能の提供を受けるメールアドレスの変更請求があったときは、別に定める当社及びJCOM マーケティング所定の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>④当社及びJCOM マーケティングは、①電子メール機能の提供条件欄 第④項に基づき、メールアドレスを変更していただくときで、あらかじめそのことを契約者にお知らせした場合には、契約者は、別に定める当社及びJCOM マーケティング所定</p> |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|--|---|--|---|
| | | <p>の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>⑤当社及びジェイコムウエストは、当社及びジェイコムウエストが別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル(ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>⑥当機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。</p> <p>⑦当機能のその他の提供条件等については、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> | | | <p>の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>⑤当社及びJCOM マーケティングは、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル(ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>⑥当機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。</p> <p>⑦当機能のその他の提供条件等については、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるところによります。</p> |

| 旧 | | 新 | |
|-----------------------------|---|---|--|
| <p>③ ペアレンタルコントロール機能</p> | <p>契約者が、インターネット上のホームページを閲覧する場合において、契約者自らが閲覧できるサイトを限定し、又はそれを解除することができる機能をいいます。</p> | <p>① 契約者は、別に定める当社及び ジェイコムウエスト 所定の方法により、登録をさせていただきます。ただし、別に定めるサービスの利用に際し、すでに登録をしている場合には、新たな登録は省略することができます。</p> <p>②当社及び ジェイコムウエスト は、①の登録を行った契約者に契約者識別符号(契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。)及び契約者識別符号に付随する暗証符号(英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、契約者識別符号とあわせて、「契約者識別符号等」といいます。)を付与します。</p> <p>③契約者は、契約者識別符号等の変更請求及び失念があったときは、別に定める当社及び ジェイコムウエスト 所定の方法に</p> | <p>③ ペアレンタルコントロール機能</p> <p>契約者が、インターネット上のホームページを閲覧する場合において、契約者自らが閲覧できるサイトを限定し、又はそれを解除することができる機能をいいます。</p> <p>① 契約者は、別に定める当社及び JCOM マーケティング 所定の方法により、登録をさせていただきます。ただし、別に定めるサービスの利用に際し、すでに登録をしている場合には、新たな登録は省略することができます。</p> <p>②当社及び JCOM マーケティング は、①の登録を行った契約者に契約者識別符号(契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。)及び契約者識別符号に付随する暗証符号(英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、契約者識別符号とあわせて、「契約者識別符号等」といいます。)を付与します。</p> <p>③契約者は、契約者識別符号等の変更請求及び失念があったときは、別に定める当社及び JCOM マーケティング 所定の方</p> |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|---|---|--|--|
| | | <p>より、再度登録をしていただきます。</p> <p>④契約者は、当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、別に定めるソフトウェアのダウンロードをしていただきます。</p> <p>⑤契約者は、ダウンロードしたソフトウェアを用いて、当社及びジェイコムウエストが設けた基準に従い当社及びジェイコムウエストが分類したカテゴリやレベルを指定することにより、一定のサイトへの経路を遮断することができます。ただし、遮断可能なサイトは、遮断時において、別に定めるデータベースに登録されているサイトに限ります。</p> <p>⑥当機能は、サイトの遮断システムとして、完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。</p> <p>⑦当機能のその他の提供条件等</p> | | | <p>法により、再度登録をしていただきます。</p> <p>④契約者は、当社及びJCOM マーケティング所定の方法により、別に定めるソフトウェアのダウンロードをしていただきます。</p> <p>⑤契約者は、ダウンロードしたソフトウェアを用いて、当社及びJCOM マーケティングが設けた基準に従い当社及びJCOM マーケティングが分類したカテゴリやレベルを指定することにより、一定のサイトへの経路を遮断することができます。ただし、遮断可能なサイトは、遮断時において、別に定めるデータベースに登録されているサイトに限ります。</p> <p>⑥当機能は、サイトの遮断システムとして、完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。</p> |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|--|----------------|----|--|---------|-------------|----|-----------------------------|-------------|----|----------------|-------------|----|--|--|--|----|----|----------|---------|-------------|----|-----------------------------|-------------|----|----------------|-------------|----|
| | | については、当社及び ジェイコムウエスト が別に定めるところによります。 | | | ⑦当機能のその他の提供条件等については、当社及び JCOMマーケティング が別に定めるところによります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-3 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール機能</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能)</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ペアレンタルコントロール機能</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> | | | 種別 | 単位 | 料金額 (月額) | 電子メール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能) | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | ペアレンタルコントロール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | 2-3 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール機能</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能)</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ペアレンタルコントロール機能</td> <td>1 の契約者回線ごとに</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> | | | 種別 | 単位 | 料金額 (月額) | 電子メール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能) | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | ペアレンタルコントロール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 |
| 種別 | 単位 | 料金額 (月額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電子メール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能) | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペアレンタルコントロール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 単位 | 料金額 (月額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電子メール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能) | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペアレンタルコントロール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2表 手続きに関する料金等 | | | 第2表 手続きに関する料金等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------------|-----|---------|------------------|------------------------|----|----|-----|-----------------|---------------|-----------------|----|----|-----|--|--|--|---|----|----|-----|---------|------------------|------------------------|----|----|-----|-----------------|---------------|-----------------|----|----|-----|--|--|--|
| <p>1 適用 手続きに関する料金等の適用についてはさすがねっと J プラン契約約款第 27 条（手続きに関する料金等の支払義務）及び第 33 条（延滞処理）第 6 項、並びに別記 2 によります。</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 契約事務手数料</p> <table border="1" data-bbox="154 580 797 826"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1 の手続き ※1 ごとに</td> <td>3,000 円(税込 3,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 品目変更の手続きを含みます。</p> <p>2-2 パスワードの変更等手数料</p> <table border="1" data-bbox="154 970 797 1216"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスワード変更等 手数料</td> <td>1 の手続き ごとに</td> <td>別に算定する 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 インターネット品目変更設定費</p> <table border="1" data-bbox="154 1313 797 1359"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金額 | 契約事務手数料 | 1 の手続き ※1 ごとに | 3,000 円(税込 3,300 円) | 区分 | 単位 | 料金額 | パスワード変更等 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 区分 | 単位 | 料金額 | | | | <p>1 適用 手続きに関する料金等の適用についてはさすがねっと J プラン契約約款第 27 条（手続きに関する料金等の支払義務）及び第 33 条（延滞処理）第 6 項、並びに別記 2 によります。</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 契約事務手数料</p> <table border="1" data-bbox="1149 580 1789 826"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1 の手続き ※1 ごとに</td> <td>3,000 円(税込 3,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 品目変更の手続きを含みます。</p> <p>2-2 パスワードの変更等手数料</p> <table border="1" data-bbox="1149 970 1789 1216"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスワード変更等 手数料</td> <td>1 の手続き ごとに</td> <td>別に算定する 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 インターネット品目変更設定費</p> <table border="1" data-bbox="1149 1313 1789 1359"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金額 | 契約事務手数料 | 1 の手続き ※1 ごとに | 3,000 円(税込 3,300 円) | 区分 | 単位 | 料金額 | パスワード変更等 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 区分 | 単位 | 料金額 | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約事務手数料 | 1 の手続き ※1 ごとに | 3,000 円(税込 3,300 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パスワード変更等 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約事務手数料 | 1 の手続き ※1 ごとに | 3,000 円(税込 3,300 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パスワード変更等 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------------------------|---------------|--------------------|
| | | | | | |
| インターネット品 目変更設定費 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | インターネット品 目変更設定費 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 2—4 延滞処理に伴う手数料 | | | 2—4 延滞処理に伴う手数料 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 延滞時請求書発行 手数料 | 1 の手続き ごとに | 300 円（税込 330 円） | 延滞時請求書発行 手数料 | 1 の手続き ごとに | 300 円（税込 330 円） |
| 2—5 払込票発行に伴う手数料 | | | 2—5 払込票発行に伴う手数料 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 払込票発行手数料 | 1 の手続き ごとに | 300 円（税込 330 円） | 払込票発行手数料 | 1 の手続き ごとに | 300 円（税込 330 円） |
| 2—6 環境設定通知書再発行に伴う手数料 | | | 2—6 環境設定通知書再発行に伴う手数料 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 環境設定通知書再 | 1 の手続き | 500 円（税込 | 環境設定通知書再 | 1 の手続き | 500 円（税込 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---------------|---------------------|--|---------------|---------------------|
| 発行手数料 | ごとに | 550 円) | 発行手数料 | ごとに | 550 円) |
| 2-7 請求金額通知発行に伴う手数料 | | | 2-7 請求金額通知発行に伴う手数料 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 請求金額通知発行 手数料※2 | 1 の手続き ごとに | 300 円 (税込 330 円) | 請求金額通知発行 手数料※2 | 1 の手続き ごとに | 300 円 (税込 330 円) |
| ※2 当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。 | | | ※2 当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。 | | |
| 2-8 その他手続きに関する手数料 | | | 2-8 その他手続きに関する手数料 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 手数料 | 1 の手続き ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 第3表 工事に関する費用 | | | 第3表 工事に関する費用 | | |
| 1 適用 | | | 1 適用 | | |
| 工事に関する費用の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 28 条 | | | 工事に関する費用の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 28 条 | | |

| 旧 | | 新 | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|---|
| (工事に関する費用の支払義務) によるほか、次のとおりとします。 | | (工事に関する費用の支払義務) によるほか、次のとおりとします。 | |
| 工事費の適用 | | 工事費の適用 | |
| 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 | 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 |
| 新規契約時の工事費の分割払い | 新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます (以下「分割払い」といいます。)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 | 新規契約時の工事費の分割払い | 新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます (以下「分割払い」といいます。)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 |
| 分割払いの適用について | <p>1. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるものとします。</p> <p>2. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上 of 相当な期間を定めてその支払いを書面で催告され</p> | 分割払いの適用について | <p>1. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるものとします。</p> <p>2. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上 of 相当な期間を定めてその支払いを書面で催告され</p> |

| 旧 | | 新 | |
|-------|--|-------|---|
| | <p>たにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>3. 契約者が本サービスの利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社及び ジェイコムウエスト が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社及び ジェイコムウエスト が別に定める場合を除き、当社及び ジェイコムウエスト はその工事費残額を一括請求します。</p> | | <p>たにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>3. 契約者が本サービスの利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社及び JCOM マーケティング が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社及び JCOM マーケティング が別に定める場合を除き、当社及び JCOM マーケティング はその工事費残額を一括請求します。</p> |
| 2 料金額 | 2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合 | 2 料金額 | 2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合 |

| 旧 | | | 新 | | |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 本サービスの利用開始に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 本サービスの利用開始に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 付加機能の利用開始に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 付加機能の利用開始に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合 | | | 2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 契約の解除に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 契約の解除に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 付加機能の解除に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 付加機能の解除に関する工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 2-3 サービス品目変更に関する工事の場合 | | | 2-3 サービス品目変更に関する工事の場合 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| サービス品目変更 | 1 の契約者 | 別に算定する | サービス品目変更 | 1 の契約者 | 別に算定する |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------------|---|---|-------|-------|-----------------|-----------------|---|--|--|----|----|-----|-------|-----------------|-----------------|
| に関する工事 | 回線ごとに | 実費相当額 | に関する工事 | 回線ごとに | 実費相当額 | | | | | | | | | | | | |
| 2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他工事</td> <td>1 の契約者 回線ごとに</td> <td>別に算定する 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 | その他工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | 2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他工事</td> <td>1 の契約者 回線ごとに</td> <td>別に算定する 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 | その他工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他工事 | 1 の契約者 回線ごとに | 別に算定する 実費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4表 ブロードバンドユニバーサルサービス料 1 適用 ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第29条の2(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。 | | | 第4表 ブロードバンドユニバーサルサービス料 1 適用 ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第29条の2(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用 | ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、さすガねっとJプランにかかる回線契約ごとに適用します。 イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ ブロードバンドユニバーサルサ | | ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用 | ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、さすガねっとJプランにかかる回線契約ごとに適用します。 イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ ブロードバンドユニバーサルサ | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--------------------------------|--|---|--------------------------------|--|
| | ービス料については、定額利用料と同様に日割り計算を行います。 | | | ービス料については、定額利用料と同様に日割り計算を行います。 | |
| 2 料金額 | | | 2 料金額 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 1回線ごとに | ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額 | ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 1回線ごとに | ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額 |
| 注 ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次の通りです。 https://home.osakagas.co.jp/net/charge/ | | | 注 ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次の通りです。 https://home.osakagas.co.jp/net/charge/ | | |
| 第5表 損害金 | | | 第5表 損害金 | | |
| 1 適用 | | | 1 適用 | | |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|--------------|--|--------|-------|--|--------|---------|--|----|----|--------------|--|--------|-------|--|--------|---------|
| <p>損害金の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項に定めるところによります。</p> | <p>損害金の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項に定めるところによります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 損害金の額</p> | <p>2 損害金の額</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 443 412 584">区分</th> <th data-bbox="421 443 591 584">単位</th> <th data-bbox="600 443 797 584">料金額 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 590 412 922">J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置）</td> <td data-bbox="421 590 591 922">1 台ごとに</td> <td data-bbox="600 590 797 922">500 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 928 412 1257">J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU））</td> <td data-bbox="421 928 591 1257">1 台ごとに</td> <td data-bbox="600 928 797 1257">7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置） | 1 台ごとに | 500 円 | J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU）） | 1 台ごとに | 7,000 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 443 1406 584">区分</th> <th data-bbox="1415 443 1585 584">単位</th> <th data-bbox="1594 443 1792 584">料金額 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 590 1406 922">J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置）</td> <td data-bbox="1415 590 1585 922">1 台ごとに</td> <td data-bbox="1594 590 1792 922">500 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 928 1406 1257">J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU））</td> <td data-bbox="1415 928 1585 1257">1 台ごとに</td> <td data-bbox="1594 928 1792 1257">7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置） | 1 台ごとに | 500 円 | J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU）） | 1 台ごとに | 7,000 円 |
| 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置） | 1 台ごとに | 500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU）） | 1 台ごとに | 7,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置） | 1 台ごとに | 500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU）） | 1 台ごとに | 7,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第 6 表 端末機器修理費</p> | <p>第 6 表 端末機器修理費</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>1 適用 端末機器修理の適用は、さすガねっと J プラン契約約款第 29 条（端末機器に関する費用の支払義務）に定めるところによります。</p> <p>2 修理費の額 実費相当額とします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日） 本料金表は、2026 年 <u>3</u> 月 1 日から実施いたします。</p> | <p>1 適用 端末機器修理の適用は、さすガねっと J プラン契約約款第 29 条（端末機器に関する費用の支払義務）に定めるところによります。</p> <p>2 修理費の額 実費相当額とします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日） 本料金表は、2026 年 <u>4</u> 月 1 日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン別記</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>別記 4 (第 26 条関連) 自然災害の対象エリア</p> <p>法令で定められた区域又は、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が自然災害にあたり、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別記は、2025 年 2 月 4 日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン別記</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>別記 4 (第 26 条関連) 自然災害の対象エリア</p> <p>法令で定められた区域又は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が自然災害にあたり、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別記は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。</p> |

旧

さすガねっとJプラン別表

大阪ガス株式会社

別表 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| <u>局名</u> | 提供区域 |
|---------------|-----------------------------|
| 宝塚川西 <u>局</u> | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわち <u>局</u> | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪 <u>局</u> | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山 <u>局</u> | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部 |
| りんくう <u>局</u> | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |
| 堺 <u>局</u> | 堺市、高石市 |

新

さすガねっとJプラン別表

大阪ガス株式会社

別表 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| <u>エリア名</u> | 提供区域 |
|-----------------|-----------------------------|
| 宝塚川西 <u>エリア</u> | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわち <u>エリア</u> | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪 <u>エリア</u> | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山 <u>エリア</u> | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部 |
| りんくう <u>エリア</u> | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |
| 堺 <u>エリア</u> | 堺市、高石市 |

| 旧 | | 新 | |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 和泉・泉大津 局 | 和泉市、泉大津市 | 和泉・泉大津 エリア | 和泉市、泉大津市 |
| 大阪 局 | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 | 大阪 エリア | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 |
| 大阪セントラル 局 | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 | 大阪セントラル エリア | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 |
| 北摂 局 | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 | 北摂 エリア | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 |
| 京都みやびじょん 局 | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 | 京都みやびじょん エリア | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 |
| 北河内 局 | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 | 北河内 エリア | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 |
| 北大阪 局 | 吹田市、豊中市、池田市 | 北大阪 エリア | 吹田市、豊中市、池田市 |
| 高槻 局 | 高槻市、島本町 | 高槻 エリア | 高槻市、島本町 |
| 東大阪 局 | 東大阪市 | 東大阪 エリア | 東大阪市 |

| 旧 | | 新 | |
|--|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 神戸芦屋 <u>局</u> | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド | 神戸芦屋 <u>エリア</u> | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド |
| 神戸三木 <u>局</u> | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 | 神戸三木 <u>エリア</u> | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 |
| <p>※<u>局</u>名は<u>ジェイコムウエスト</u>が定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2025年2月4日から実施いたします。</p> | | <p>※<u>エリア</u>名は<u>JCOM マーケティング</u>が定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2026年4月1日から実施いたします。</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、株式会社<u>ジェイコムウエスト</u>（以下「<u>ジェイコムウエスト</u>」）といいます。）が国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるIP電話サービスを取次事業者として販売します。</p> <p>（注）本条のほか、当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）又は事業法の適用がある場合には、放送法第150条又は事業法第26条</p> | <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、<u>JCOMマーケティング株式会社</u>（以下「<u>JCOMマーケティング</u>」）といいます。）が国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるIP電話サービスを取次事業者として販売します。</p> <p>（注）本条のほか、当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）又は事業法の適用がある場合には、放送法第150条又は事業法第26条</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|----------|-----------------------------|------------|---|-------------------|--|--|----|-------|----------|-----------------------------|------------|---|-------------------|---|
| <p>第1項における提供条件の概要を含みます。)につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | <p>第1項における提供条件の概要を含みます。)につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3条 (用語の定義) この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> | <p>第3条 (用語の定義) この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 580 622 676">用語</th> <th data-bbox="631 580 1086 676">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 683 622 826">1 電気通信設備</td> <td data-bbox="631 683 1086 826">電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 833 622 1066">2 電気通信サービス</td> <td data-bbox="631 833 1086 1066">電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1072 622 1343">3J:COM PHONE プラス網</td> <td data-bbox="631 1072 1086 1343">主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>ジェイコムウエスト</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること | 3J:COM PHONE プラス網 | 主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>ジェイコムウエスト</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 580 1617 676">用語</th> <th data-bbox="1626 580 2080 676">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 683 1617 826">1 電気通信設備</td> <td data-bbox="1626 683 2080 826">電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 833 1617 1066">2 電気通信サービス</td> <td data-bbox="1626 833 2080 1066">電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1072 1617 1343">3J:COM PHONE プラス網</td> <td data-bbox="1626 1072 2080 1343">主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>JCOM マーケティング</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること | 3J:COM PHONE プラス網 | 主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>JCOM マーケティング</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間 |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3J:COM PHONE プラス網 | 主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>ジェイコムウエスト</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3J:COM PHONE プラス網 | 主として通話等の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために <u>JCOM マーケティング</u> 又は特別事業者が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|--|
| | を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。(以下同じとします。) | | を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。(以下同じとします。) |
| 4J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 当社が取次事業者として販売する、 ジェイコムウエスト の J:COM PHONE プラス網を使用して行う電気通信サービス | 4J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 当社が取次事業者として販売する、 JCOM マーケティング の J:COM PHONE プラス網を使用して行う電気通信サービス |
| 5 サービス取扱所 | J:COM PHONE プラス for さすがねっとに関する業務を行う当社、 ジェイコムウエスト 又は特別事業者の事業所等 | 5 サービス取扱所 | J:COM PHONE プラス for さすがねっとに関する業務を行う当社、 JCOM マーケティング 又は特別事業者の事業所等 |
| 6 契約 | 当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を受けることを目的として締結される契約 | 6 契約 | 当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を受けることを目的として締結される契約 |
| 7 契約者 | 当社と契約を締結している者 | 7 契約者 | 当社と契約を締結している者 |
| 8 相互接続点 | 特別事業者と特別事業者以外の電 | 8 相互接続点 | 特別事業者と特別事業者以外の電 |

| 旧 | | 新 | |
|---------------------|--|---------------------|--|
| | <p>気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき特別事業者が特別事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> | | <p>気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき特別事業者が特別事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> |
| 9 協定事業者 | <p>特別事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者</p> | 9 協定事業者 | <p>特別事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者</p> |
| 10J:COM PHONE プラス回線 | <p>J:COM PHONE プラス網と契約の申込者が指定する場所との間に <u>ジェイコムウエスト</u> が設置する電気通信回線</p> | 10J:COM PHONE プラス回線 | <p>J:COM PHONE プラス網と契約の申込者が指定する場所との間に <u>JCOM マーケティング</u> が設置する電気通信回線</p> |
| 11 取扱所交換設備 | <p>電気通信回線を収容するためにサービス取扱所に設置される特別事</p> | 11 取扱所交換設備 | <p>電気通信回線を収容するためにサービス取扱所に設置される特別事</p> |

| 旧 | | 新 | |
|-------------|---|-------------|---|
| | 業者の交換設備 | | 業者の交換設備 |
| 12 音声通信 | <p>おおむね 3kHz の帯域の音声を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信</p> <p>(注) J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。</p> | 12 音声通信 | <p>おおむね 3kHz の帯域の音声を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信</p> <p>(注) J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。</p> |
| 13 他社接続音声通信 | 相互接続点を介して J:COM PHONE プラス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信 | 13 他社接続音声通信 | 相互接続点を介して J:COM PHONE プラス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信 |
| 14 請求者 | 当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信を行う者 | 14 請求者 | 当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信を行う者 |
| 15 対話者 | 請求者が当社の提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信を行おうとする相手 | 15 対話者 | 請求者が当社の提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信を行おうとする相手 |

| 旧 | | 新 | |
|-------------|---|-------------|---|
| 16 起算日 | 当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日 | 16 起算日 | 当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日 |
| 17 料金月 | 1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間 | 17 料金月 | 1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間 |
| 18 端末設備 | J:COM PHONE プラス回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの | 18 端末設備 | J:COM PHONE プラス回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 19 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 | 19 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 20 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの | 20 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 21 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並び | 21 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並び |

| 旧 | | 新 | |
|-------------------|--|-------------------|--|
| | に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 | | に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
| 22 ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 | 22 ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 22 の 2 電話リレーサービス料 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 | 22 の 2 電話リレーサービス料 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 23 特別事業者 | <u>ジェイコムウエスト</u> に対し、J:COM | 23 特別事業者 | <u>JCOM マーケティング</u> に対し、J:COM |

| 旧 | | 新 | |
|---------------|---|---------------|---|
| | PHONE プラス for さすがねっこの用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業者。具体的には、KDDI 株式会社を指す。 | | PHONE プラス for さすがねっこの用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業者。具体的には、KDDI 株式会社を指す。 |
| 24 緊急通報利用サービス | J:COM PHONE プラス接続回線から緊急通報に関する電気通信番号（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定するものに限り、）への通話のために、特別事業者によって提供される電気通信サービス。具体的には、特別ケーブルプラスサービスを指す。 | 24 緊急通報利用サービス | J:COM PHONE プラス接続回線から緊急通報に関する電気通信番号（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定するものに限り、）への通話のために、特別事業者によって提供される電気通信サービス。具体的には、特別ケーブルプラスサービスを指す。 |
| 25 緊急通報利用契約 | 契約者が緊急通報利用サービスの提供を受けるために、特別事業者と締結する契約。具体的には、特別ケーブルプラス契約を指す。 | 25 緊急通報利用契約 | 契約者が緊急通報利用サービスの提供を受けるために、特別事業者と締結する契約。具体的には、特別ケーブルプラス契約を指す。 |
| 26 提携事業者 | 当社及び ジェイコムウエスト が指定する、当社及び ジェイコムウエスト とサービスの提携を行っている電気通信事業者 | 26 提携事業者 | 当社及び JCOM マーケティング が指定する、当社及び JCOM マーケティング とサービスの提携を行っている電気通信事業者 |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|--|
| 27au ID | 特別事業者が発行する ID（以下「auID」といいます。） | 27au ID | 特別事業者が発行する ID（以下「auID」といいます。） |
| 28au ID 利用規約 | 特別事業者が au ID を提供するための規約 | 28au ID 利用規約 | 特別事業者が au ID を提供するための規約 |
| 29 衛星電話サービス | 電波法施行規則第 4 条第 1 項第 20 号の 8 に規定する携帯移動地球局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（当社及び ジェイコムウエスト が別に定めるものに限ります。） | 29 衛星電話サービス | 電波法施行規則第 4 条第 1 項第 20 号の 8 に規定する携帯移動地球局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（当社及び JCOM マーケティング が別に定めるものに限ります。） |
| 29 の 2 副回線通信サービス | KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス | 29 の 2 副回線通信サービス | KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス |
| 第4条 （外国における取扱制限） J:COM PHONE プラス for さすがねっとの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがありま | | 第4条 （外国における取扱制限） J:COM PHONE プラス for さすがねっとの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがありま | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>す。</p> <p>第2章 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域</p> <p>第5条 (J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域)</p> <p>当社の J:COM PHONE プラス for さすがねっとは、当社及びジェイコムウエストが別に定める提供区域において提供します。</p> <p>2J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域は、変更することがあります。</p> <p>第3章 契約</p> <p>第6条 (契約の単位)</p> <p>当社は、J:COM PHONE プラス回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。</p> <p>第7条 (契約申込みの方法)</p> <p>契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、契約は当社がこれを承諾することにより成立するものとします。</p> <p>2 前項に定める申込みをする者は、契約の申込みと同時に、特別事業者に対し、特別事業者が定める方法により緊急通報利用契約及び au ID 利用規約に係る申込を行うこととし、当社が受付を代行いたします。</p> <p>3 第 1 項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場</p> | <p>す。</p> <p>第2章 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域</p> <p>第5条 (J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域)</p> <p>当社の J:COM PHONE プラス for さすがねっとは、当社及びJCOM マーケティングが別に定める提供区域において提供します。</p> <p>2J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域は、変更することがあります。</p> <p>第3章 契約</p> <p>第6条 (契約の単位)</p> <p>当社は、J:COM PHONE プラス回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。</p> <p>第7条 (契約申込みの方法)</p> <p>契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、契約は当社がこれを承諾することにより成立するものとします。</p> <p>2 前項に定める申込みをする者は、契約の申込みと同時に、特別事業者に対し、特別事業者が定める方法により緊急通報利用契約及び au ID 利用規約に係る申込を行うこととし、当社が受付を代行いたします。</p> <p>3 第 1 項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>第8条 (契約申込みの承諾)</p> <p>当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) J:COM PHONE プラス回線及び端末設備を設置した後、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める一定期間を経過してもなお、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>がJ:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を行えない状態が継続しているとき。</p> <p>(3) 契約の申込みをした者（以下本条において「申込者」といいます。）がJ:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る料金その他の債務及び当社が提供する他のサービスに係る料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(4) 申込者が第21条（利用停止）の規定によりJ:COM PHONE プラス for さすがねっと又は当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が提供する他のサービスの利用停止をされている、又は当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が行う契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を通知したとき。</p> | <p>合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>第8条 (契約申込みの承諾)</p> <p>当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) J:COM PHONE プラス回線及び端末設備を設置した後、当社及び JCOM マーケティングが別に定める一定期間を経過してもなお、当社及び JCOM マーケティングがJ:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を行えない状態が継続しているとき。</p> <p>(3) 契約の申込みをした者（以下本条において「申込者」といいます。）がJ:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る料金その他の債務及び当社が提供する他のサービスに係る料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(4) 申込者が第21条（利用停止）の規定によりJ:COM PHONE プラス for さすがねっと又は当社及び JCOM マーケティングが提供する他のサービスの利用停止をされている、又は当社及び JCOM マーケティングが行う契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を通知したとき。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(6) 申込者がこの約款の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 申込者が未成年であるとき。</p> <p>(8) 申込者が成年被後見人で、後見人の同意が得られない場合。</p> <p>(9) 申込者が料金の支払について、当社が定める支払方法に同意しない場合。</p> <p>(10) 申込者が緊急通報利用契約の申込みを行わない場合又は特別事業者がその申込みを承諾しない場合。</p> <p>(11) 申込者がその申込みにあたり当社にて個人情報を登録することを拒否した場合。</p> <p>(12) その他当社、ジェイコムウエスト又は特別事業者の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>3 当社及びジェイコムウエストは、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、契約者に対して、最終利用者の確認（同計画に定める最終利用者の確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、契約者は、当社及びジェイコムウエストの定める期日までに、当社及びジェイコムウエストが別に定める方法により最終利用者の確認に応じていただきます。</p> | <p>(6) 申込者がこの約款の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 申込者が未成年であるとき。</p> <p>(8) 申込者が成年被後見人で、後見人の同意が得られない場合。</p> <p>(9) 申込者が料金の支払について、当社が定める支払方法に同意しない場合。</p> <p>(10) 申込者が緊急通報利用契約の申込みを行わない場合又は特別事業者がその申込みを承諾しない場合。</p> <p>(11) 申込者がその申込みにあたり当社にて個人情報を登録することを拒否した場合。</p> <p>(12) その他当社、JCOMマーケティング又は特別事業者の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>3 当社及びJCOMマーケティングは、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、契約者に対して、最終利用者の確認（同計画に定める最終利用者の確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、契約者は、当社及びJCOMマーケティングの定める期日までに、当社及びJCOMマーケティングが別に定める方法により最終利用者の確認に応じていただきます。</p> |
| <p>第8条の2（契約の成立、契約締結後書面の交付等）</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を申込者に交付します。</p> | <p>第8条の2（契約の成立、契約締結後書面の交付等）</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を申込者に交付します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付 (2) 紙面による交付</p> <p>第8条の3（初期契約解除等）</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による当該契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工、又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、申込者の通話に関する料金（月額料金を含みます。）の費用負担についても同じとします。</p> <p>4 前3項の規定の他、申込者は、引込工事、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びジェイコムウエストに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社及びジェイコムウエストは申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> | <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付 (2) 紙面による交付</p> <p>第8条の3（初期契約解除等）</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による当該契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工、又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、申込者の通話に関する料金（月額料金を含みます。）の費用負担についても同じとします。</p> <p>4 前3項の規定の他、申込者は、引込工事、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びJCOMマーケティングに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社及びJCOMマーケティングは申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第9条 (J:COM PHONE プラス回線の終端)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、ジェイコムウエストの線路から原則として最短距離の地点に、保安器又は配線盤等を設置し J:COM PHONE プラス回線の終端とします。</p> <p>2 前項の地点は、契約者との協議により当社及びジェイコムウエストが定めます。</p> <p>第10条 (J:COM PHONE プラス回線の収容)</p> <p>J:COM PHONE プラス回線は、その J:COM PHONE プラス回線の終端のある場所に基づきジェイコムウエストが指定するサービス取扱所に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。</p> <p>2 ジェイコムウエストは、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、J:COM PHONE プラス回線を収容するサービス取扱所を変更することがあります。</p> <p>(注) ジェイコムウエストは、本条の規定によるほか、第 48 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、サービス取扱所を変更することがあります。</p> <p>第11条 (契約者が行う契約の解除)</p> <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。</p> | <p>第9条 (J:COM PHONE プラス回線の終端)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、JCOM マーケティングの線路から原則として最短距離の地点に、保安器又は配線盤等を設置し J:COM PHONE プラス回線の終端とします。</p> <p>2 前項の地点は、契約者との協議により当社及びJCOM マーケティングが定めます。</p> <p>第10条 (J:COM PHONE プラス回線の収容)</p> <p>J:COM PHONE プラス回線は、その J:COM PHONE プラス回線の終端のある場所に基づきJCOM マーケティングが指定するサービス取扱所に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。</p> <p>2 JCOM マーケティングは、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、J:COM PHONE プラス回線を収容するサービス取扱所を変更することがあります。</p> <p>(注) JCOM マーケティングは、本条の規定によるほか、第 48 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、サービス取扱所を変更することがあります。</p> <p>第11条 (契約者が行う契約の解除)</p> <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第 11 条の 2 (契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとしします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第 8 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第12条 (破産等による契約の解除)</p> <p>当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することがあります。</p> <p>第13条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線を設置し、又は保守することが技術上著し</p> | <p>第 11 条の 2 (契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとしします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとしします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第 8 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第12条 (破産等による契約の解除)</p> <p>当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することがあります。</p> <p>第13条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線を設置し、又は保守することが技術上著し</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>く困難なとき。</p> <p>(2) 第 21 条 (利用停止) の規定により利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。</p> <p>(3) 電気通信回線の地中化等、当社、ジェイコムウエスト、特別事業者、又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、当社、ジェイコムウエスト又は特別事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で J:COM PHONE プラス for さすがねっとの継続が困難なとき。</p> <p>(4) 当社又はジェイコムウエストが J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を終了した場合。</p> <p>2 契約者が、第 11 条 (契約者が行う契約の解除) による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします。</p> <p>3 当社は、契約者が第 21 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社及びジェイコムウエスト又は特別事業者の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 1 項の規定にかかわらず、契約者への通知及び J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用停止を要せず、契約を直ちに解除することがあります。</p> <p>4 当社は、契約者が緊急通報利用契約を解除した場合は、契約を解除します。</p> <p>5 当社は、第 1 項及び前項の規定により、契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。</p> | <p>く困難なとき。</p> <p>(2) 第 21 条 (利用停止) の規定により利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。</p> <p>(3) 電気通信回線の地中化等、当社、JCOM マーケティング、特別事業者、又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、当社、JCOM マーケティング又は特別事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で J:COM PHONE プラス for さすがねっとの継続が困難なとき。</p> <p>(4) 当社又はJCOM マーケティングが J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を終了した場合。</p> <p>2 契約者が、第 11 条 (契約者が行う契約の解除) による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします。</p> <p>3 当社は、契約者が第 21 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社及びJCOM マーケティング又は特別事業者の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 1 項の規定にかかわらず、契約者への通知及び J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用停止を要せず、契約を直ちに解除することがあります。</p> <p>4 当社は、契約者が緊急通報利用契約を解除した場合は、契約を解除します。</p> <p>5 当社は、第 1 項及び前項の規定により、契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第14条 （契約の解除に伴う電気通信設備の撤去）</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約が解除されたときは、<u>ジェイコムウエスト</u>に帰する電気通信設備の資産等を撤去（契約者自身で撤去する場合があります。）し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。</p> <p>撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。また、契約者は、<u>ジェイコムウエスト</u>が宅内に<u>ジェイコムウエスト</u>の端末設備を設置した場合、直ちに宅内に設置した<u>ジェイコムウエスト</u>の端末設備を<u>ジェイコムウエスト</u>に返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>は、料金表に定める機器損害金を請求します。</p> <p>第15条 （譲渡の禁止）</p> <p>契約者が契約に基づいてJ:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> <p>第16条 （電気通信番号）</p> <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信番号は、1 の契約ごとに、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）別表第1号に規定する電気通信番号を、<u>ジェイコムウエスト</u>又は特別事業者が定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信番号を変更することがあ</p> | <p>第14条 （契約の解除に伴う電気通信設備の撤去）</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約が解除されたときは、<u>JCOM マーケティング</u>に帰する電気通信設備の資産等を撤去（契約者自身で撤去する場合があります。）し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。</p> <p>撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。また、契約者は、<u>JCOM マーケティング</u>が宅内に <u>JCOM マーケティング</u>の端末設備を設置した場合、直ちに宅内に設置した <u>JCOM マーケティング</u>の端末設備を <u>JCOM マーケティング</u>に返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又は <u>JCOM マーケティング</u>は、料金表に定める機器損害金を請求します。</p> <p>第15条 （譲渡の禁止）</p> <p>契約者が契約に基づいてJ:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> <p>第16条 （電気通信番号）</p> <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信番号は、1 の契約ごとに、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）別表第1号に規定する電気通信番号を、<u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者が定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信番号を変更することがあ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ります。</p> <p>3 前項の規定により、電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>4 当社は、契約者による電気通信番号の指定を受け付けません。</p> <p>第17条（電気通信番号の変更）</p> <p>契約者は、その契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、そのことを当社の指定する方法により特別事業者へ通知していただきます</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>3 本条に基づく電気通信番号の変更は有料とし、契約者は当社所定の電気通信番号変更料金の支払を要します。</p> <p>（注）当社は、本条の規定によるほか、第48条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。</p> <p>第18条（その他の提供条件）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、J:COM PHONE プラス回線の利用の一時中断（その J:COM PHONE プラス回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。</p> <p>2(1) 当社は、契約者が当社に支払うべき J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本項において「利用限度額」</p> | <p>ります。</p> <p>3 前項の規定により、電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>4 当社は、契約者による電気通信番号の指定を受け付けません。</p> <p>第17条（電気通信番号の変更）</p> <p>契約者は、その契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、そのことを当社の指定する方法により特別事業者へ通知していただきます</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>3 本条に基づく電気通信番号の変更は有料とし、契約者は当社所定の電気通信番号変更料金の支払を要します。</p> <p>（注）当社は、本条の規定によるほか、第48条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。</p> <p>第18条（その他の提供条件）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、J:COM PHONE プラス回線の利用の一時中断（その J:COM PHONE プラス回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。</p> <p>2(1) 当社は、契約者が当社に支払うべき J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本項において「利用限度額」</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>といたします。) を定めることがあります。</p> <p>ア 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者</p> <p>イ J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある者</p> <p>(2) 前号の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>(3) 利用限度額は、当社が別に定める額とします。</p> <p>(4) 当社は、第1号に定める J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、契約者に J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の提供を行わないことがあります。</p> <p>(5) 契約者は、第1号の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払について、第37条（利用料の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。</p> <p>(6) 第1号に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。</p> <p>3 当社及び ジェイコムウエスト は、その契約者回線について端末設備を提供します。ただし、地域事情、建物状況により、端末設備を提供しない場合があります。また、当社は、契約者から請求があったときには、正当な理由がある場合に限り、当社及び ジェイコムウエスト が提供する端末設備の移転を行います。</p> <p>4 当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断及び契約の解除の請求があ</p> | <p>といたします。) を定めることがあります。</p> <p>ア 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者</p> <p>イ J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある者</p> <p>(2) 前号の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>(3) 利用限度額は、当社が別に定める額とします。</p> <p>(4) 当社は、第1号に定める J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、契約者に J:COM PHONE プラス for さすがねっと等の提供を行わないことがあります。</p> <p>(5) 契約者は、第1号の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払について、第37条（利用料の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。</p> <p>(6) 第1号に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。</p> <p>3 当社及び JCOM マーケティング は、その契約者回線について端末設備を提供します。ただし、地域事情、建物状況により、端末設備を提供しない場合があります。また、当社は、契約者から請求があったときには、正当な理由がある場合に限り、当社及び JCOM マーケティング が提供する端末設備の移転を行います。</p> <p>4 当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断及び契約の解除の請求があ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ったときは、当社及びジェイコムウエストが提供する端末設備の撤去を行うことができます。</p> | <p>ったときは、当社及びJCOM マーケティングが提供する端末設備の撤去を行うことができます。</p> |
| <p>第4章 付加機能 第19条 (付加機能の提供)</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る契約の申込をした契約者については、最終利用者の確認を完了した場合、当該契約の申込の翌日に着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(1) 付加機能の提供を請求した契約者が J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び当社が提供する他のサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 付加機能の提供を請求した契約者が第 21 条（利用停止）の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び当社が提供する他のサービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約及び当社が提供する他のサービス契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(3) 付加機能の提供を請求した契約者が本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき、又はその請求に不備があるとき。</p> <p>(5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく</p> | <p>第4章 付加機能 第19条 (付加機能の提供)</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る契約の申込をした契約者については、最終利用者の確認を完了した場合、当該契約の申込の翌日に着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(1) 付加機能の提供を請求した契約者が J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び当社が提供する他のサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 付加機能の提供を請求した契約者が第 21 条（利用停止）の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び当社が提供する他のサービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約及び当社が提供する他のサービス契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(3) 付加機能の提供を請求した契約者が本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき、又はその請求に不備があるとき。</p> <p>(5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>困難である等当社又は特別事業者の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p>第20条 (利用中止)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、次の場合には、J:COM PHONE プラス for さすガねっとの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) ジェイコムウエスト又は特別事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 特定の J:COM PHONE プラス回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあるとジェイコムウエスト又は特別事業者が認めたとき。</p> <p>(3) 第 24 条（通信利用の制限等）及び第 29 条（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。</p> <p>(4) 第 5 条（J:COM PHONE プラス for さすガねっとの提供区域）の規定により、提供地域を変更するとき。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第 18 条（その他の提供条件）第 2 項第 6 号に基づき、当社は、契約者本人であることを確認できるまでその契約者に係る J:COM PHONE プラス for さすガねっと等の利用を中止することがあります。</p> | <p>困難である等当社又は特別事業者の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p>第20条 (利用中止)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、次の場合には、J:COM PHONE プラス for さすガねっとの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) JCOM マーケティング又は特別事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 特定の J:COM PHONE プラス回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあるとJCOM マーケティング又は特別事業者が認めたとき。</p> <p>(3) 第 24 条（通信利用の制限等）及び第 29 条（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。</p> <p>(4) 第 5 条（J:COM PHONE プラス for さすガねっとの提供区域）の規定により、提供地域を変更するとき。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第 18 条（その他の提供条件）第 2 項第 6 号に基づき、当社は、契約者本人であることを確認できるまでその契約者に係る J:COM PHONE プラス for さすガねっと等の利用を中止することがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>3 当社は、前2項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、第2項により J:COM PHONE プラス for さすがねっど等の利用中止をした場合、契約者本人であることを確認したときは、その契約者に係る J:COM PHONE プラス for さすがねっど等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> | <p>3 当社は、前2項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、第2項により J:COM PHONE プラス for さすがねっど等の利用中止をした場合、契約者本人であることを確認したときは、その契約者に係る J:COM PHONE プラス for さすがねっど等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>第21条 (利用停止)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者が次のいずれかに該当する場合は、その J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務（当社との他の契約に基づくものを含みます。以下この条において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。</p> <p>(2) 第52条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 当社の承諾を得ずに、J:COM PHONE プラス回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。ただし、当社が特に認めた設備、回線はこの限りではありません。</p> <p>(4) J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備若しくは自</p> | <p>第21条 (利用停止)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約者が次のいずれかに該当する場合は、その J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務（当社との他の契約に基づくものを含みます。以下この条において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。</p> <p>(2) 第52条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 当社の承諾を得ずに、J:COM PHONE プラス回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。ただし、当社が特に認めた設備、回線はこの限りではありません。</p> <p>(4) J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備若しくは自</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に<u>ジェイコムウエスト</u>が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を J:COM PHONE プラス回線から取り外さなかったとき。</p> <p>(5) J:COM PHONE プラス for さすがねつに関する当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>又は特別事業者の業務の遂行若しくは当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>又は特別事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたと当社が認めたとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為を行ったとき、又は反するおそれがあると当社が認めるとき。</p> <p>2 当社は、複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、第 52 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したときは、その全ての契約に係る J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用を停止することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由を契約者に通知します。</p> <p>ただし、第 1 項第 2 号、第 6 号又は前項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用停止をする場合は、この限りではありません。</p> <p>第22条 (J:COM PHONE プラス for さすがねつとの接続休止)</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止</p> | <p>営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に <u>JCOM マーケティング</u>が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を J:COM PHONE プラス回線から取り外さなかったとき。</p> <p>(5) J:COM PHONE プラス for さすがねつに関する当社及び <u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者の業務の遂行若しくは当社及び <u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたと当社が認めたとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為を行ったとき、又は反するおそれがあると当社が認めるとき。</p> <p>2 当社は、複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、第 52 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したときは、その全ての契約に係る J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用を停止することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由を契約者に通知します。</p> <p>ただし、第 1 項第 2 号、第 6 号又は前項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつとの利用停止をする場合は、この限りではありません。</p> <p>第22条 (J:COM PHONE プラス for さすがねつとの接続休止)</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|--------|---------------------------------|-------|-------------------|---|----|----|--------|---------------------------------|-------|-------------------|
| <p>等により、契約者が J:COM PHONE プラス for さすがねつを全く利用することができなくなったときは、J:COM PHONE プラス for さすがねつの接続休止（J:COM PHONE プラス for さすがねつを利用して行う通信と他社接続音声通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、その J:COM PHONE プラス for さすがねつについて、契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p> <p>3 第 1 項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その J:COM PHONE プラス for さすがねつに係る契約は解除されたものとして取り扱います。</p> <p>この場合には、当社は、そのことを契約者にお知らせします。</p> | <p>等により、契約者が J:COM PHONE プラス for さすがねつを全く利用することができなくなったときは、J:COM PHONE プラス for さすがねつの接続休止（J:COM PHONE プラス for さすがねつを利用して行う通信と他社接続音声通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、その J:COM PHONE プラス for さすがねつについて、契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項の規定により J:COM PHONE プラス for さすがねつの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p> <p>3 第 1 項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その J:COM PHONE プラス for さすがねつに係る契約は解除されたものとして取り扱います。</p> <p>この場合には、当社は、そのことを契約者にお知らせします。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第6章 音声通信</p> <p>第 1 節 音声通信の区別等</p> <p>第23条 （音声通信の区別等）</p> <p>音声通信の区別は、次のとおりとします。</p> | <p>第6章 音声通信</p> <p>第 1 節 音声通信の区別等</p> <p>第23条 （音声通信の区別等）</p> <p>音声通信の区別は、次のとおりとします。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1066 327 1161">区別</th> <th data-bbox="327 1066 835 1161">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1161 327 1305">自動音声通信</td> <td data-bbox="327 1161 835 1305">請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1305 327 1347">非自動音声</td> <td data-bbox="327 1305 835 1347">特別事業者の電話交換局の交換取扱者</td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 内容 | 自動音声通信 | 請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信 | 非自動音声 | 特別事業者の電話交換局の交換取扱者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1066 1321 1161">区別</th> <th data-bbox="1321 1066 1830 1161">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1161 1321 1305">自動音声通信</td> <td data-bbox="1321 1161 1830 1305">請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1305 1321 1347">非自動音声</td> <td data-bbox="1321 1305 1830 1347">特別事業者の電話交換局の交換取扱者</td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 内容 | 自動音声通信 | 請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信 | 非自動音声 | 特別事業者の電話交換局の交換取扱者 |
| 区別 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| 自動音声通信 | 請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信 | | | | | | | | | | | | |
| 非自動音声 | 特別事業者の電話交換局の交換取扱者 | | | | | | | | | | | | |
| 区別 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| 自動音声通信 | 請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信 | | | | | | | | | | | | |
| 非自動音声 | 特別事業者の電話交換局の交換取扱者 | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | |
|--|---------------------------------|--|---|---|--|-----|---|
| 通信 | 又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信 | 通信 | 又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信 | | | | |
| 2 非自動音声通信の種別は、第 26 条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第 1 基本利用料に定めるところによります。 | | 2 非自動音声通信の種別は、第 26 条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第 1 基本利用料に定めるところによります。 | | | | | |
| 第 2 節 通信利用の制限等 | | 第 2 節 通信利用の制限等 | | | | | |
| 第24条 （通信利用の制限等） | | 第24条 （通信利用の制限等） | | | | | |
| <p>当社及びジェイコムウエストは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている J:COM PHONE プラス回線であって、当社及びジェイコムウエストがそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。</p> | | <p>当社及びJCOM マーケティングは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている J:COM PHONE プラス回線であって、当社及びJCOM マーケティングがそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。</p> | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関名 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関名 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務 |
| 機関名 | | | | | | | |
| 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務 | | | | | | | |
| 機関名 | | | | | | | |
| 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務 | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|---|-------|--------|-----------------------|---|--|--|----|----|-------|--------|-----------------------|---|--|
| <p>の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関、水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記 16 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関</p> | | <p>の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関、水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記 16 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> | | <p>2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第25条 (通信時間等の制限)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。</p> | | <p>第25条 (通信時間等の制限)</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第26条 (非自動音声通信の種別及び接続の順位)</p> <p>非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。</p> | | <p>第26条 (非自動音声通信の種別及び接続の順位)</p> <p>非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>接続の順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常音声通信</td> <td>1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | 接続の順位 | 非常音声通信 | 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人 | 1 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>接続の順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常音声通信</td> <td>1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | 接続の順位 | 非常音声通信 | 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人 | 1 | |
| 種別 | 内容 | 接続の順位 | | | | | | | | | | | | | |
| 非常音声通信 | 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 内容 | 接続の順位 | | | | | | | | | | | | | |
| 非常音声通信 | 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人 | 1 | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--------|---|---|--------|---|---|
| | <p>命の安全に関する非自動音声通信</p> <p>2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信</p> <p>3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に関する非自動音声通信</p> | | | <p>命の安全に関する非自動音声通信</p> <p>2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信</p> <p>3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に関する非自動音声通信</p> | |
| 緊急音声通信 | 次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下 | 2 | 緊急音声通信 | 次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下 | 2 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---|---|--|---|---|
| | 「官用音声通信」とい います。)であって、先 順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び 政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び 空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事 官 (5) 国際連合の事務 総長及び国際連合の主 要機関の長 (6) 国際司法裁判所 | | | 「官用音声通信」とい います。)であって、先 順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び 政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び 空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事 官 (5) 国際連合の事務 総長及び国際連合の主 要機関の長 (6) 国際司法裁判所 | |
| 一般音声通信 | 非常音声通信及び緊急 音声通信以外の非自動 音声通信 | 3 | 一般音声通信 | 非常音声通信及び緊急 音声通信以外の非自動 音声通信 | 3 |
| 第27条 (非自動音声通信における通信時間の制限) 当社及び ジェイコムウエスト は、非自動音声通信が著しくふくそうする ときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制 | | | 第27条 (非自動音声通信における通信時間の制限) 当社及び JCOMマーケティング は、非自動音声通信が著しくふくそうする ときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制 | | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>限することがあります。</p> <p>第28条 (非自動音声通信における音声通信の切断) 当社及びジェイコムウエストは、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。</p> <p>第29条 (非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限) 当社及びジェイコムウエストは、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。</p> <p>(1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。 (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。</p> <p>第3節 音声通信の品質 第30条 (音声通信の品質) 音声通信の品質については、端末設備の接続形態等 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用形態により変動する場合があります。</p> <p>第4節 当社及びジェイコムウエスト又は協定事業者の契約約款等による制約 第31条 (当社及びジェイコムウエスト又は協定事業者の契約約款等による制約)</p> | <p>限することがあります。</p> <p>第28条 (非自動音声通信における音声通信の切断) 当社及びJCOM マーケティングは、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。</p> <p>第29条 (非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限) 当社及びJCOM マーケティングは、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。</p> <p>(1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。 (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。</p> <p>第3節 音声通信の品質 第30条 (音声通信の品質) 音声通信の品質については、端末設備の接続形態等 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用形態により変動する場合があります。</p> <p>第4節 当社及びJCOM マーケティング又は協定事業者の契約約款等による制約 第31条 (当社及びJCOM マーケティング又は協定事業者の契約約款等による制約)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>契約者は、当社及びジェイコムウエスト又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る協定事業者の電気通信回線を使用することができない場合においては、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る通信を行うことはできません。</p> <p>第5節 通信時間の測定等 第32条 (通信時間の測定等) 通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。</p> <p>第6節 発信電気通信番号等通知 第33条 (発信電気通信番号等通知) 音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社及びジェイコムウエストの契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。</p> <p>ただし、次の音声通信については、この限りではありません。</p> <p>(1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信 (2) 料金表第2 付加機能利用料に規定する特定の付加機能の提供を受けている J:COM PHONE プラス回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。）</p> <p>2 前項にかかわらず、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信について</p> | <p>契約者は、当社及びJCOMマーケティング又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る協定事業者の電気通信回線を使用することができない場合においては、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る通信を行うことはできません。</p> <p>第5節 通信時間の測定等 第32条 (通信時間の測定等) 通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。</p> <p>第6節 発信電気通信番号等通知 第33条 (発信電気通信番号等通知) 音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社及びJCOMマーケティングの契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。</p> <p>ただし、次の音声通信については、この限りではありません。</p> <p>(1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信 (2) 料金表第2 付加機能利用料に規定する特定の付加機能の提供を受けている J:COM PHONE プラス回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。）</p> <p>2 前項にかかわらず、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信について</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|----------|--|---|--|---|---------------------------------|---------|----------|--|---|--|
| <p>は、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。 ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。</p> | <p>は、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。 ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 391 472 536"> 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が通知する情報 </td> <td data-bbox="481 391 779 536"> 通知する相手先 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 542 472 826"> 発信電気通信番号 </td> <td data-bbox="481 542 779 826"> 着信先の当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 833 472 1070"> 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 </td> <td data-bbox="481 833 779 1070"> その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 </td> </tr> </table> | 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が通知する情報 | 通知する相手先 | 発信電気通信番号 | 着信先の当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 | 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 | その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 391 1467 536"> 当社及び<u>JCOMマーケティング</u>が通知する情報 </td> <td data-bbox="1476 391 1774 536"> 通知する相手先 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 542 1467 826"> 発信電気通信番号 </td> <td data-bbox="1476 542 1774 826"> 着信先の当社及び<u>JCOMマーケティング</u>の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 833 1467 1070"> 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 </td> <td data-bbox="1476 833 1774 1070"> その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 </td> </tr> </table> | 当社及び <u>JCOMマーケティング</u> が通知する情報 | 通知する相手先 | 発信電気通信番号 | 着信先の当社及び <u>JCOMマーケティング</u> の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 | 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 | その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 |
| 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が通知する情報 | 通知する相手先 | | | | | | | | | | | | |
| 発信電気通信番号 | 着信先の当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 | | | | | | | | | | | | |
| 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 | その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 | | | | | | | | | | | | |
| 当社及び <u>JCOMマーケティング</u> が通知する情報 | 通知する相手先 | | | | | | | | | | | | |
| 発信電気通信番号 | 着信先の当社及び <u>JCOMマーケティング</u> の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 | | | | | | | | | | | | |
| 発信電気通信番号並びにその音声通話の発信元に係る契約者の氏名又は名称及び所在地 | その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 当社は、前項の場合において情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第49条（責任の制限）の規定に該当する場 合に限り、その規定により責任を負います。</p> <p>（注1）契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただ</p> | <p>3 当社は、前項の場合において情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第49条（責任の制限）の規定に該当する場 合に限り、その規定により責任を負います。</p> <p>（注1）契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただ</p> | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>きます。</p> <p>(注2) 本条第1項第2号の「特定の付加機能」は、料金表第2 付加機能利用料に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p> <p>第34条 (料金及び工事に関する費用)</p> <p>当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金は、基本利用料、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費、付帯サービスに関する料金等、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、機器損害金、番号維持管理料金及び端末機器修理費とし、料金表及び当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 料金の支払方法は、当社が定める料金表によります。</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>第35条 (定額利用料の支払義務)</p> <p>契約者は、当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねつとの定額利用料(料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める料金のうち、定額料金であるもの、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)の支払を要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払は、次によります。ただし、自然災害その他当社及び ジェイコムウエスト の責</p> | <p>きます。</p> <p>(注2) 本条第1項第2号の「特定の付加機能」は、料金表第2 付加機能利用料に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p> <p>第34条 (料金及び工事に関する費用)</p> <p>当社が取次事業者として販売する J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金は、基本利用料、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費、付帯サービスに関する料金等、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、機器損害金、番号維持管理料金及び端末機器修理費とし、料金表及び当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 料金の支払方法は、当社が定める料金表によります。</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>第35条 (定額利用料の支払義務)</p> <p>契約者は、当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねつとの定額利用料(料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める料金のうち、定額料金であるもの、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)の支払を要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払は、次によります。ただし、自然災害その他当社及び JCOM マーケティング の責</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|--|
| <p>めに帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。</p> <p>(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。</p> | | <p>めに帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。</p> <p>(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。</p> | |
| 区別 | 支払を要しない料金 | 区別 | 支払を要しない料金 |
| 1 契約者の責めによらない理由により、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを全く利用できない状態（J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料 | 1 契約者の責めによらない理由により、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを全く利用できない状態（J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社又は <u>JCOM マーケティング</u> が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社又は <u>JCOM マーケティング</u> が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料 |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|--|
| 2 当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> の故意又は重大な過失により、そのJ:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が生じたとき | そのことを当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料 | 2 当社又は <u>JCOMマーケティング</u> の故意又は重大な過失により、そのJ:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が生じたとき | そのことを当社又は <u>JCOM マーケティング</u> が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料 |
| 3 サービス提供地域の変更に伴って、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用しなかった場合であって、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 | 3 サービス提供地域の変更に伴って、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを利用しなかった場合であって、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 |
| 4 J:COM PHONE プラス for さすがねつとの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 | 4 J:COM PHONE プラス for さすがねつとの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 |
| 3 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 | | 3 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第36条 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 契約者は、料金表第5(ユニバーサルサービス料)の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>第36条の2(電話リレーサービス料の支払義務) 契約者は、料金表第9(電話リレーサービス料)の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払を要します</p> <p>第37条 (利用料の支払義務) 契約者は、第32条(通信時間の測定等)の規定により特別事業者が測定した通信時間と料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料の規定とに基づいて算定した利用料(料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払を要します。 ただし、料金表第2 付加機能利用料に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。 2 契約者は、その J:COM PHONE プラス回線により契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。 3 契約者は、利用料について、当社及びジェイコムウエスト又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定めるところにより算定した料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、</p> | <p>第36条 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 契約者は、料金表第5(ユニバーサルサービス料)の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>第36条の2(電話リレーサービス料の支払義務) 契約者は、料金表第9(電話リレーサービス料)の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払を要します</p> <p>第37条 (利用料の支払義務) 契約者は、第32条(通信時間の測定等)の規定により特別事業者が測定した通信時間と料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料の規定とに基づいて算定した利用料(料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払を要します。 ただし、料金表第2 付加機能利用料に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。 2 契約者は、その J:COM PHONE プラス回線により契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。 3 契約者は、利用料について、当社及びJCOM マーケティング又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定めるところにより算定した料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があると</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>当社は、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>第38条（手続きに関する料金の支払義務）</p> <p>契約者は、料金表に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となったときは、手続きに関する料金の支払を要します。</p> <p>ただし、その J:COM PHONE プラス回線の設置工事の着手前にその契約を解除した場合又は料金表に規定する手続きの着手前に請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>第39条（工事費の支払義務）</p> <p>契約者は、料金表に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事費の支払を要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその J:COM PHONE プラス for さすがねっとの解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> | <p>きは、当社は、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>第38条（手続きに関する料金の支払義務）</p> <p>契約者は、料金表に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となったときは、手続きに関する料金の支払を要します。</p> <p>ただし、その J:COM PHONE プラス回線の設置工事の着手前にその契約を解除した場合又は料金表に規定する手続きの着手前に請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>第39条（工事費の支払義務）</p> <p>契約者は、料金表に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事費の支払を要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその J:COM PHONE プラス for さすがねっとの解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第 39 条の 2 (端末機器に関する費用の支払義務)</p> <p>契約者は、故意又は過失により当社及びジェイコムウエストから貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、料金表で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又はジェイコムウエストに支払うものとします。</p> <p>第 3 節 料金の計算方法</p> <p>第40条 (料金の計算方法)</p> <p>料金の計算方法は、料金表に定めるところによります。</p> <p>第 4 節 割増金及び延滞利息</p> <p>第41条 (割増金)</p> <p>契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。</p> <p>第42条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> | <p>第 39 条の 2 (端末機器に関する費用の支払義務)</p> <p>契約者は、故意又は過失により当社及びJCOM マーケティングから貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、料金表で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又はJCOM マーケティングに支払うものとします。</p> <p>第 3 節 料金の計算方法</p> <p>第40条 (料金の計算方法)</p> <p>料金の計算方法は、料金表に定めるところによります。</p> <p>第 4 節 割増金及び延滞利息</p> <p>第41条 (割増金)</p> <p>契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。</p> <p>第42条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払日までの日数×0.0274パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> | <p>算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払日までの日数×0.0274パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> |
| <p>第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い</p> <p>第43条 (他社接続音声通信の料金の取扱い)</p> <p>契約者は、相互接続協定に基づき当社及びジェイコムウエスト又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払を要します。</p> <p>2 前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社及びジェイコムウエスト又は協定事業者が行うものとします。</p> <p>第6節 協定事業者に係る債権の譲受等</p> | <p>第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い</p> <p>第43条 (他社接続音声通信の料金の取扱い)</p> <p>契約者は、相互接続協定に基づき当社及びJCOM マーケティング又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払を要します。</p> <p>2 前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社及びJCOM マーケティング又は協定事業者が行うものとします。</p> <p>第6節 協定事業者に係る債権の譲受等</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第44条 (協定事業者に係る債権の譲受等)</p> <p>協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社、ジェイコムウエスト及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとの料金とみなして取り扱います。</p> <p>第7節 債権譲渡</p> <p>第45条 (債権譲渡)</p> <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> <p>第8章 保守</p> <p>第46条 (契約者の維持責任)</p> <p>契約者は、その J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合するよう維持していただきます。</p> <p>第47条 (契約者の切分責任)</p> <p>契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が J:COM PHONE プラス回線に接続されている場合であって、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利</p> | <p>第44条 (協定事業者に係る債権の譲受等)</p> <p>協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社、JCOM マーケティング及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する J:COM PHONE プラス for さすがねっとの料金とみなして取り扱います。</p> <p>第7節 債権譲渡</p> <p>第45条 (債権譲渡)</p> <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> <p>第8章 保守</p> <p>第46条 (契約者の維持責任)</p> <p>契約者は、その J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合するよう維持していただきます。</p> <p>第47条 (契約者の切分責任)</p> <p>契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が J:COM PHONE プラス回線に接続されている場合であって、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利</p> |

| 旧 | 新 | | | | |
|---|--|----------------|--|----|----------------|
| <p>用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。</p> <p>2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>から契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、前項の試験により、<u>ジェイコムウエスト</u>の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> | <p>用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。</p> <p>2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を当社又は <u>JCOM マーケティング</u>から契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、前項の試験により、<u>JCOM マーケティング</u>の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は <u>JCOM マーケティング</u>の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> | | | | |
| <p>第48条 (修理又は復旧の順位)</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>がそれらの機関との協議により定めたものに限り、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社及び <u>JCOM マーケティング</u>がそれらの機関との協議により定めたものに限り、</p> | <p>第48条 (修理又は復旧の順位)</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社及び <u>JCOM マーケティング</u>がそれらの機関との協議により定めたものに限り、</p> | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1265 241 1339">順位</td> <td data-bbox="250 1265 835 1339">修理又は復旧する電気通信設備</td> </tr> </table> | 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 1265 1236 1339">順位</td> <td data-bbox="1245 1265 1830 1339">修理又は復旧する電気通信設備</td> </tr> </table> | 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | | | | |
| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| 1 | <p>気象機関に設置されるもの、水防機関に設置されるもの、消防機関に設置されるもの、災害救助機関に設置されるもの、秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの、防衛に直接関係がある機関に設置されるもの、海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの、輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの、電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p> | 1 | <p>気象機関に設置されるもの、水防機関に設置されるもの、消防機関に設置されるもの、災害救助機関に設置されるもの、秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの、防衛に直接関係がある機関に設置されるもの、海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの、輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの、電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p> |
| 2 | <p>水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの、ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの、預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p> | 2 | <p>水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの、ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの、預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p> |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの | 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p data-bbox="190 304 1106 480">(注) 当社及びジェイコムウエストは、ジェイコムウエストの設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した J:COM PHONE プラス回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。</p> <p data-bbox="141 544 367 576">第9章 損害賠償</p> <p data-bbox="141 592 434 624">第49条 (責任の制限)</p> <p data-bbox="141 639 1106 1102">当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつを提供すべき場合において、当社及びジェイコムウエスト又は特別事業者の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その J:COM PHONE プラス for さすがねつが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社又はジェイコムウエストが知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。</p> <p data-bbox="141 1118 1106 1345">2 第 1 項の場合において、当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつが全く利用できない状態にあることを当社又はジェイコムウエストが知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 J:COM PHONE プラス for さすがねつに係る次の料金の合計額を発生した損害</p> | <p data-bbox="1184 304 2096 480">(注) 当社及びJCOM マーケティングは、JCOM マーケティングの設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した J:COM PHONE プラス回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。</p> <p data-bbox="1131 544 1357 576">第9章 損害賠償</p> <p data-bbox="1131 592 1424 624">第49条 (責任の制限)</p> <p data-bbox="1131 639 2096 1102">当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつを提供すべき場合において、当社及びJCOM マーケティング又は特別事業者の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その J:COM PHONE プラス for さすがねつが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社又はJCOM マーケティングが知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。</p> <p data-bbox="1131 1118 2096 1345">2 第 1 項の場合において、当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつが全く利用できない状態にあることを当社又はJCOM マーケティングが知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 J:COM PHONE プラス for さすがねつに係る次の料金の合計額を発生した損害</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める定額利用料</p> <p>(2) 料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める利用料 (J:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6 料金月の1 日当たりの平均利用料 (前6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)</p> <p>3 当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを提供すべき場合において、当社及びジェイコムウエストの故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2 項の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 本条第2 項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1 日当たりの平均の利用に関する料金とします。</p> <p>(注2) 本条第2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> | <p>とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める定額利用料</p> <p>(2) 料金表第1 基本利用料又は料金表第2 付加機能利用料に定める利用料 (J:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6 料金月の1 日当たりの平均利用料 (前6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)</p> <p>3 当社は、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを提供すべき場合において、当社及びJCOM マーケティングの故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2 項の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 本条第2 項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、J:COM PHONE プラス for さすがねつとを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1 日当たりの平均の利用に関する料金とします。</p> <p>(注2) 本条第2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> |
| <p>第50条 (免責)</p> <p>当社、ジェイコムウエスト及び特別事業者は、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠</p> | <p>第50条 (免責)</p> <p>当社、JCOM マーケティング及び特別事業者は、J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>償しません。</p> <p>2 当社及びジェイコムウエストは、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に必要な費用については負担しません。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第51条 (承諾の限界)</p> <p>当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社、ジェイコムウエスト又は特別事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。</p> <p>第52条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社及びジェイコムウエスト又は特別事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。</p> <p>ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。</p> | <p>償しません。</p> <p>2 当社及びJCOM マーケティングは、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に必要な費用については負担しません。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第51条 (承諾の限界)</p> <p>当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社、JCOM マーケティング又は特別事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。</p> <p>第52条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社及びJCOM マーケティング又は特別事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。</p> <p>ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------|------------------|--|----|-------|--------|------------------|
| <p>(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。</p> <p>(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</p> <p>(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。</p> <p>(5) 当社及びジェイコムウエストが契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用しないこと。</p> <p>2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。</p> | <p>(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。</p> <p>(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</p> <p>(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。</p> <p>(5) 当社及びJCOM マーケティングが契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、J:COM PHONE プラス for さすがねっとを利用しないこと。</p> <p>2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。</p> | | | | | | | | |
| <p>第53条 (利用上の制限)</p> <p>契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。</p> | <p>第53条 (利用上の制限)</p> <p>契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1211 360 1305">区別</th> <th data-bbox="360 1211 835 1305">方式の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1305 360 1345">ポーリング方</td> <td data-bbox="360 1305 835 1345">外国側から本邦宛に継続して音声通</td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 方式の概要 | ポーリング方 | 外国側から本邦宛に継続して音声通 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1211 1355 1305">区別</th> <th data-bbox="1355 1211 1830 1305">方式の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1305 1355 1345">ポーリング方</td> <td data-bbox="1355 1305 1830 1345">外国側から本邦宛に継続して音声通</td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 方式の概要 | ポーリング方 | 外国側から本邦宛に継続して音声通 |
| 区別 | 方式の概要 | | | | | | | | |
| ポーリング方 | 外国側から本邦宛に継続して音声通 | | | | | | | | |
| 区別 | 方式の概要 | | | | | | | | |
| ポーリング方 | 外国側から本邦宛に継続して音声通 | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| 式 | 信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 | 式 | 信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサブレーション方式 | その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 | アンサーサブレーション方式 | その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |
| <p>第54条 (契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等) 契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等については、当社が別記 4 に定めるところによります。</p> <p>第55条 (契約者の氏名等の通知) 当社は、ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、特別事業者及び協定事業者等から要請があったときは、契約者（特別事業者及びその協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、特別事業者及び協定事業者</p> | | <p>第54条 (契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等) 契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等については、当社が別記 4 に定めるところによります。</p> <p>第55条 (契約者の氏名等の通知) 当社は、JCOM マーケティング、JCOM 株式会社、特別事業者及び協定事業者等から要請があったときは、契約者（特別事業者及びその協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をJCOM マーケティング、JCOM 株式会社、特別事業者及び協定事業者</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第56条 （電話番号案内）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、特別事業者が別に定める電気通信番号について、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>（注）電話帳への掲載を省略されているもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。</p> <p>第57条 （番号情報の提供）</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の番号情報（電話番号案内に必要な情報（第56条（電話番号案内）の規定により電話番号案内の請求を行った契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する NTT 西日本株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p>（注1）本条第2項に規定する「当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める者」は、NTT 西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する</p> | <p>第56条 （電話番号案内）</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、特別事業者が別に定める電気通信番号について、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>（注）電話帳への掲載を省略されているもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。</p> <p>第57条 （番号情報の提供）</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>の番号情報（電話番号案内に必要な情報（第56条（電話番号案内）の規定により電話番号案内の請求を行った契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する NTT 西日本株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p>（注1）本条第2項に規定する「当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める者」は、NTT 西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>事業者をいいます。</p> <p>(注2) 当社及びジェイコムウエストは、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</p> <p>(注3) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</p> <p>第58条（相互接続番号案内）</p> <p>契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>第59条（相互接続番号案内料の支払義務）</p> <p>契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3 相互接続番号案内料に規定する相互接続番号案内料の支払を要します。</p> <p>2 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線により契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。</p> | <p>る事業者をいいます。</p> <p>(注2) 当社及びJCOM マーケティングは、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</p> <p>(注3) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</p> <p>第58条（相互接続番号案内）</p> <p>契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>第59条（相互接続番号案内料の支払義務）</p> <p>契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3 相互接続番号案内料に規定する相互接続番号案内料の支払を要します。</p> <p>2 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線により契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第60条 （協定事業者等からの通知）</p> <p>契約者は、当社が、付加機能又は料金若しくは工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者等から付加機能又は料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> | <p>第60条 （協定事業者等からの通知）</p> <p>契約者は、当社が、付加機能又は料金若しくは工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者等から付加機能又は料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> |
| <p>第61条 （契約者に係る情報の利用）</p> <p>当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報は、契約者本人からの事前の同意、承諾を得ない限り、第三者に提供する事はありません。ただし、当社、ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、特別事業者、協定事業者、若しくは提携事業者が提供するサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をジェイコムウエスト、JCOM 株式会社、特別事業者、協定事業者及び提携事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーに定めます。</p> | <p>第61条 （契約者に係る情報の利用）</p> <p>当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報は、契約者本人からの事前の同意、承諾を得ない限り、第三者に提供する事はありません。ただし、当社、JCOM マーケティング、JCOM 株式会社、特別事業者、協定事業者、若しくは提携事業者が提供するサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をJCOM マーケティング、JCOM 株式会社、特別事業者、協定事業者及び提携事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーに定めます。</p> |
| <p>第62条 （協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）</p> <p>当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りです。以下この条において同じとします。）</p> | <p>第62条 （協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）</p> <p>当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りです。以下この条において同じとします。）</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。この場合、当社は、その料金又は費用を J:COM PHONE プラス for さすがねっとの料金に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(2) その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</p> <p>2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。</p> | <p>の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。この場合、当社は、その料金又は費用を J:COM PHONE プラス for さすがねっとの料金に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(2) その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</p> <p>2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。</p> |
| <p>第63条 (法令に関する規定)</p> <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。</p> | <p>第63条 (法令に関する規定)</p> <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。</p> |
| <p>第64条 (閲覧)</p> <p>この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。</p> | <p>第64条 (閲覧)</p> <p>この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。</p> |
| <p>第11章 附帯サービス</p> <p>第65条 (附帯サービス)</p> | <p>第11章 附帯サービス</p> <p>第65条 (附帯サービス)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっと等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記 10 から 11 に定めるところによります。</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第66条 (準拠法)</p> <p>この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> <p>第67条 (合意管轄)</p> <p>契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。</p> <p>第68条 (言語)</p> <p>この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本約款は、2025年 10月 1日から実施いたします。</p> | <p>J:COM PHONE プラス for さすがねっと等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記 10 から 11 に定めるところによります。</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第66条 (準拠法)</p> <p>この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> <p>第67条 (合意管轄)</p> <p>契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。</p> <p>第68条 (言語)</p> <p>この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本約款は、2026年 4月 1日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>通則 (料金等の設定)</p> <p>1 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る基本利用料は、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社及びジェイコムウエストが設定するものとします。</p> <p>2 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る利用料は、ジェイコムウエストの提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社及びジェイコムウエストが設定するものとします。</p> <p>3 1及び2の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。 (料金の計算方法)</p> <p>4 当社及びジェイコムウエストは、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。</p> <p>5 当社及びジェイコムウエストは、当社又はジェイコムウエストの業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。</p> <p>6 当社及びジェイコムウエストは、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。ただし、当社及びジェイコムウエストが必要と認めるときは、利用料について、料金月によらず当社及びジェイコムウエストが別に定める期間に従って随時に計算することがありま</p> | <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>通則 (料金等の設定)</p> <p>1 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る基本利用料は、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社及びJCOM マーケティングが設定するものとします。</p> <p>2 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る利用料は、JCOM マーケティングの提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社及びJCOM マーケティングが設定するものとします。</p> <p>3 1及び2の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。 (料金の計算方法)</p> <p>4 当社及びJCOM マーケティングは、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。</p> <p>5 当社及びJCOM マーケティングは、当社又はJCOM マーケティングの業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。</p> <p>6 当社及びJCOM マーケティングは、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。ただし、当社及びJCOM マーケティングが必要と認めるときは、利用料について、料金月によらず当社及びJCOM マーケティングが別に定める期間に従って随時に計算することがあり</p> |

旧

新

す。

ます。

7 当社及び ジェイコムウエスト は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

7 当社及び JCOM マーケティング は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

| 区分 | 計算方法 |
|------------------|--|
| (1) (2) 以外の料金 | この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。 |
| (2) 17 の但書に掲げる料金 | この料金表に定める額により行います。 |

| 区分 | 計算方法 |
|------------------|--|
| (1) (2) 以外の料金 | この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。 |
| (2) 17 の但書に掲げる料金 | この料金表に定める額により行います。 |

（月額料金の日割）

（月額料金の日割）

8 当社及び ジェイコムウエスト は、次の場合に月額料金をその利用日数に応じて日割します。

8 当社及び JCOM マーケティング は、次の場合に月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を開始したとき。

ア 料金月の初日以外の日 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供を開始したとき。

イ 料金月の末日以外の日契約の解除があったとき。（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）

イ 料金月の末日以外の日契約の解除があったとき。（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）

ウ 暦月の初日に J:COM PHONE プラス for さすがねっと又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

ウ 暦月の初日に J:COM PHONE プラス for さすがねっと又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>エ 料金月の末日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少のあった日の翌日から増加又は減少した料金額を適用します。</p> <p>オ 第 35 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。</p> <p>カ 起算日の変更があったとき。</p> <p>9 8 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 35 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。 (端数処理)</p> <p>10 当社及び ジェイコムウエスト は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。 (料金等の支払い)</p> <p>11 料金の支払義務及び支払期日 (1) 料金の支払義務は、原則として、料金月の翌月 28 日に発生いたします。 (2) 契約者は、料金を支払期日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。</p> <p>12 料金その他の支払方法 (1) 料金又は延滞利息は、原則として、口座振替、クレジットカード払い</p> | <p>エ 料金月の末日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少のあった日の翌日から増加又は減少した料金額を適用します。</p> <p>オ 第 35 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。</p> <p>カ 起算日の変更があったとき。</p> <p>9 8 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 35 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。 (端数処理)</p> <p>10 当社及び JCOM マーケティング は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。 (料金等の支払い)</p> <p>11 料金の支払義務及び支払期日 (1) 料金の支払義務は、原則として、料金月の翌月 28 日に発生いたします。 (2) 契約者は、料金を支払期日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。</p> <p>12 料金その他の支払方法 (1) 料金又は延滞利息は、原則として、口座振替、クレジットカード払い</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>のいずれかの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) 同一の場所において、同一の名義により、当社とガス又は電気の使用契約を締結されている契約者は、当社が定める日以降ガス又は電気の料金を支払われる場合と同じ支払方法にて当社のガス又は電気の料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(3) 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みの方法によりお支払いいただく場合は、当社は、払込票発行手数料としてこの料金表に定める金額を請求いたします。また、その他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は、契約者の負担といたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>(5) 当社の指定する請求日までにお支払いいただけない場合若しくは口座振替によりお支払いされる場合で振替口座を変更されその手続きが完了しない場合、契約者は、料金又は延滞利息を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。</p> | <p>のいずれかの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) 同一の場所において、同一の名義により、当社とガス又は電気の使用契約を締結されている契約者は、当社が定める日以降ガス又は電気の料金を支払われる場合と同じ支払方法にて当社のガス又は電気の料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(3) 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みの方法によりお支払いいただく場合は、当社は、払込票発行手数料としてこの料金表に定める金額を請求いたします。また、その他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は、契約者の負担といたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>(5) 当社の指定する請求日までにお支払いいただけない場合若しくは口座振替によりお支払いされる場合で振替口座を変更されその手続きが完了しない場合、契約者は、料金又は延滞利息を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。</p> |
| <p>13 料金又は延滞利息の口座振替</p> <p>(1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) 契約者は、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた</p> | <p>13 料金又は延滞利息の口座振替</p> <p>(1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) 契約者は、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約者は、口座振替の手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。</p> <p>14 料金又は延滞利息のクレジットカード払い</p> <p>(1) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社と契約者との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれた契約者は、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。</p> <p>15 料金又は延滞利息その他の払込み</p> <p>契約者は、料金、延滞利息その他を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</p> <p>16 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、契約者が料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、契約者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといいたします。</p> | <p>契約者は、口座振替の手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。</p> <p>14 料金又は延滞利息のクレジットカード払い</p> <p>(1) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社と契約者との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれた契約者は、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。</p> <p>15 料金又は延滞利息その他の払込み</p> <p>契約者は、料金、延滞利息その他を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</p> <p>16 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、契約者が料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、契約者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといいたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(2) 当社は、契約者が料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>17 第 35 条（定額利用料の支払義務）から第 39 条（工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。</p> <p>ただし、外国との音声通信に係るもの及び特段の記載があるものについては、この限りではありません。</p> <p>(注) この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。</p> <p>(料金等の臨時減免)</p> <p>18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> | <p>(2) 当社は、契約者が料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>17 第 35 条（定額利用料の支払義務）から第 39 条（工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。</p> <p>ただし、外国との音声通信に係るもの及び特段の記載があるものについては、この限りではありません。</p> <p>(注) この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。</p> <p>(料金等の臨時減免)</p> <p>18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> |

| 旧 | | 新 | | | | | |
|--|---|--|---|------------|--|-------------|------------------|
| 料金表 I 利用料・工事費等 第 1 基本利用料 1 適用 | | 料金表 I 利用料・工事費等 第 1 基本利用料 1 適用 | | | | | |
| 区分 | 内容 | 区分 | 内容 | | | | |
| (1)利用種別の適用 | ア J:COM PHONE プラス for さすがねっとでは、下記の利用種別のみを取り扱います。 <table border="1" data-bbox="539 632 846 826"> <tr> <td>住 宅 用</td> <td>その契約者名義が、個人であるもの</td> </tr> </table> イ 利用種別の認定は、当社及び ジェイコムウエスト が行います。 | 住 宅 用 | その契約者名義が、個人であるもの | (1)利用種別の適用 | ア J:COM PHONE プラス for さすがねっとでは、下記の利用種別のみを取り扱います。 <table border="1" data-bbox="1541 632 1848 826"> <tr> <td>住 宅 用</td> <td>その契約者名義が、個人であるもの</td> </tr> </table> イ 利用種別の認定は、当社及び JCOM マーケティング が行います。 | 住 宅 用 | その契約者名義が、個人であるもの |
| 住 宅 用 | その契約者名義が、個人であるもの | | | | | | |
| 住 宅 用 | その契約者名義が、個人であるもの | | | | | | |
| (2)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信の取扱い | ア 契約者は、当該契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から他の J:COM PHONE プラス接続回線、加入電話等設備 (ジェイコムウエスト が別に定める協定事業者等の契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、外国、特定衛星端末若しくは ジェイコムウエスト が別に定める音声通信番号 (当 | (2)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る音声通信の取扱い | ア 契約者は、当該契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から他の J:COM PHONE プラス接続回線、加入電話等設備 (JCOM マーケティング が別に定める協定事業者等の契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、外国、特定衛星端末若しくは JCOM マーケティング が別に定める音声通信番号 (当 | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | |
|--|---|----|--|-------------|------------------------------|--|---|----|----|-------------|------------------------------|
| | <p>社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別表 3 に定める協定事業者等に係るものに限ります。)への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る J:COM PHONE プラス回線への着信に係る音声通信を行うことができます。</p> <p>イ 契約者は、アに規定する音声通信のほか、当該契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、<u>ジェイコムウエスト</u>が指定したものへの音声通信を行うことができます。</p> | | <p>社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別表 3 に定める協定事業者等に係るものに限ります。)への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該 J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る J:COM PHONE プラス回線への着信に係る音声通信を行うことができます。</p> <p>イ 契約者は、アに規定する音声通信のほか、当該契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、<u>JCOM マーケティング</u>が指定したものへの音声通信を行うことができます。</p> | | | | | | | | |
| (3)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る非自動音声通信の種別 | <p>ア 非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 一般非自動音声通信</td> <td>特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | ① 一般非自動音声通信 | 特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦 | (3)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る非自動音声通信の種別 | <p>ア 非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 一般非自動音声通信</td> <td>特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | ① 一般非自動音声通信 | 特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦 |
| 種別 | 内容 | | | | | | | | | | |
| ① 一般非自動音声通信 | 特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦 | | | | | | | | | | |
| 種別 | 内容 | | | | | | | | | | |
| ① 一般非自動音声通信 | 特定の対話者、内線電又は電話番号等に対して請求された本邦 | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|---------------|--|---------------|-----------------------------|--|--|--|---------|---------------|--|---------------|-----------------------------|
| | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td>② 第1種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> <tr> <td>③ 第2種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの</td> </tr> </table> | | 発信の音声通信 | ② 第1種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信 | ③ 第2種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td>② 第1種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> <tr> <td>③ 第2種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの</td> </tr> </table> | | 発信の音声通信 | ② 第1種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信 | ③ 第2種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの |
| | 発信の音声通信 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 第1種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 第2種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発信の音声通信 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 第1種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 第2種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金額 | J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金額は、定額利用料に1の音声通信((2)欄のイに規定する音声通信及び電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号(110、118又は119に限ります。)をダイヤルして行う音声通信を除きます。)について、2料金額に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとしま | (4) J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金額 | J:COM PHONE プラス for さすがねつとに係る料金額は、定額利用料に1の音声通信((2)欄のイに規定する音声通信及び電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号(110、118又は119に限ります。)をダイヤルして行う音声通信を除きます。)について、2料金額に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとしま | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | |
|--|---|----|----|--|--|----|----|
| | す。 | | す。 | | | | |
| (5)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る通信時間の測定等 | <p>ア 自動音声通信の通信時間（(2)欄のイに規定する音声通信及び電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118又は119に限ります。）をダイヤルして行う音声通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="548 1305 1048 1356"> <tr> <td>区分</td> <td>時刻</td> </tr> </table> | 区分 | 時刻 | (5)J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る通信時間の測定等 | <p>ア 自動音声通信の通信時間（(2)欄のイに規定する音声通信及び電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118又は119に限ります。）をダイヤルして行う音声通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="1547 1305 2047 1356"> <tr> <td>区分</td> <td>時刻</td> </tr> </table> | 区分 | 時刻 |
| 区分 | 時刻 | | | | | | |
| 区分 | 時刻 | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|------|---|---|------|---|
| | 開始時刻 | 請求者の電話設備（通話等の用に供される端設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと <u>ジエイコムウエスト</u> が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 | | 開始時刻 | 請求者の電話設備（通話等の用に供される端設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと <u>JCOMマーケティング</u> が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 |
| | 終了時刻 | 特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻 | | 終了時刻 | 特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻 |
| | 備考 | 特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されてい | | 備考 | 特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されてい |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>るため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <p>1) 一般非自動音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</p> | | <p>るため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <p>1) 一般非自動音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</p> |
| | <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含まれません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2料金額に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその</p> | | <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含まれません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2料金額に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその</p> |

| | 旧 | | 新 |
|--|---|--|--|
| | <p>音声通信ができなかったとき。</p> <p>ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス続回線に <u>ジェイコムウエスト</u> 又は <u>ジェイコムウエスト</u> 以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> のサービス取扱所に申告してください</p> | | <p>音声通信ができなかったとき。</p> <p>ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス続回線に <u>JCOM マーケティング</u> 又は <u>JCOM マーケティング</u> 以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社及び <u>JCOM マーケティング</u> のサービス取扱所に申告してください</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---------------------------------|--|------------------------------------|--|
| | <p>カ ジェイコムウエストは、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社及びジェイコムウエストは、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p> | | <p>カ JCOM マーケティングは、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社及びJCOM マーケティングは、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p> |
| (6) ジェイコムウエスト 又 | ジェイコムウエスト 又は特別事業者の機器 | (6) JCOM マーケティング 又 | JCOM マーケティング 又は特別事業者の機器 |

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|---|
| <p>は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p> | <p>の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p><u>ジェイコムウエスト</u>の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> | <p>は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p> | <p>の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p><u>JCOM マーケティング</u>の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>(ア) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去 2 か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の利用料又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> | | <p>(ア) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去 2 か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の利用料又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |
| <p>(7) 契約者が届け出た au 携帯電話番号における利用料の減額 (au まとめトーク)</p> | <p>ア 当社及びジェイコムウエストは、契約者が本項の適用を申込み当社及びジェイコムウエストが承諾した場合、契約者申込の際に届け出た携帯電話番号が、その料金月の当社及びジェイコムウエストが別に定める日において、(ア) に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件</p> | <p>(7) 契約者が届け出た au 携帯電話番号における利用料の減額 (au まとめトーク)</p> | <p>ア 当社及びJCOM マーケティングは、契約者が本項の適用を申込み当社及びJCOM マーケティングが承諾した場合、契約者申込の際に届け出た携帯電話番号が、その料金月の当社及びJCOM マーケティングが別に定める日において、(ア) に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件</p> |

| | 旧 | | 新 |
|--|---|--|---|
| | <p>に、(イ)に定める割引対象に係る料金等のうち(ウ)に定める割引額を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>①当社及びジェイコムウエストに届出のあった携帯電話番号が、KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のモバイル約款 (U Q m o b i l e 通信サービス契約約款又はU Q m o b i l e 通信サービスⅡ契約約款を除きます。以下この(ア)において同じとします。)に定める5Gデュアル、LTEデュアル又はa u サービス (a u パケットを除きます。以下この(7)欄において同じとします。)(モバイル約款の規定に基づき、その利用の一時休止を行っているもの又はその利用を停止しているものを除きます。以下この(7)欄において同じとします。)の他網契約者回線に係るものであること。</p> <p>②①により契約者が当社及びジェイコムウエストに届け出ている携帯電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、</p> | | <p>に、(イ)に定める割引対象に係る料金等のうち(ウ)に定める割引額を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>①当社及びJCOMマーケティングに届出のあった携帯電話番号が、KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のモバイル約款 (U Q m o b i l e 通信サービス契約約款又はU Q m o b i l e 通信サービスⅡ契約約款を除きます。以下この(ア)において同じとします。)に定める5Gデュアル、LTEデュアル又はa u サービス (a u パケットを除きます。以下この(7)欄において同じとします。)(モバイル約款の規定に基づき、その利用の一時休止を行っているもの又はその利用を停止しているものを除きます。以下この(7)欄において同じとします。)の他網契約者回線に係るものであること。</p> <p>②①により契約者が当社及びJCOMマーケティングに届け出ている携帯電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>契約の契約者名義と同一であること、又はその他網契約者回線の契約者が当社及びジェイコムウエストに届け出ている住所が、契約者の住所若しくは居所と同一であること。</p> <p>③①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社及びジェイコムウエストが別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社及びジェイコムウエストが認めるものでないこと。</p> <p>④別記3（1）に定める契約者連絡先電話番号にかかると変更、廃止又は携帯電話番号ポータビリティ若しくはauサービスの利用の開始又はその契約の解約の届出がされていること。</p> <p>（イ） 割引対象 料金表 第1基本利用料 2料金額(2) 利用料（イ） 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのものに定める利用料</p> | | <p>契約の契約者名義と同一であること、又はその他網契約者回線の契約者が当社及びJCOMマーケティングに届け出ている住所が、契約者の住所若しくは居所と同一であること。</p> <p>③①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社及びJCOMマーケティングが別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社及びJCOMマーケティングが認めるものでないこと。</p> <p>④別記3（1）に定める契約者連絡先電話番号にかかると変更、廃止又は携帯電話番号ポータビリティ若しくはauサービスの利用の開始又はその契約の解約の届出がされていること。</p> <p>（イ） 割引対象 料金表 第1基本利用料 2料金額(2) 利用料（イ） 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのものに定める利用料</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>(ウ) 割引額</p> <p>①KDDI 株式会社のホーム電話サービス契約約款に定めるホーム電話サービスのホーム電話契約者回線、FTTH サービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH 接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、KDDI 株式会社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びau オフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、KDDI 株式会社のイントラネット IP 電話サービス契約約款に定める一般イントラネット IP 電話サービスのイントラネット IP 電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話、Cisco Webex Calling サービス契約約款に定める Cisco Webex Calling サービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約</p> | | <p>(ウ) 割引額</p> <p>①KDDI 株式会社のホーム電話サービス契約約款に定めるホーム電話サービスのホーム電話契約者回線、FTTH サービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH 接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、KDDI 株式会社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びau オフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、KDDI 株式会社のイントラネット IP 電話サービス契約約款に定める一般イントラネット IP 電話サービスのイントラネット IP 電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話、Cisco Webex Calling サービス契約約款に定める Cisco Webex Calling サービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定める FTTH 電話サービスの FTTH 接続回線並びに協定事業者の電気通信サービス（当社及びジェイコムウエストが別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>②当社及びジェイコムウエストが別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者がKDDI 株式会社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>③KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のモバイル約款に定める 5G デュアル、LTE デュアル、au サービス及びプリペイド電話並びにデュアルサービスの契約者回線（当社が別に定める</p> | | <p>約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定める FTTH 電話サービスの FTTH 接続回線並びに協定事業者の電気通信サービス（当社及びJCOM マーケティングが別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>②当社及びJCOM マーケティングが別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者がKDDI 株式会社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>③KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社のモバイル約款に定める 5G デュアル、LTE デュアル、au サービス及びプリペイド電話並びにデュアルサービスの契約者回線（当社が別に定める</p> |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|----------------------------|-----|---|---|--|----|-----|--|----------------------------|-----|---|
| | <p>ものを除きます。)への通話に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料。</p> <p>イ アの場合において、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>がアの適用について、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。</p> | | <p>ものを除きます。)への通話に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料。</p> <p>イ アの場合において、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>がアの適用について、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 料金額 定額利用料</p> <p>ア 料金額 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J:COM PHONE プラス for さすがねっと</td> <td>住宅用</td> <td>当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、契約者が、当社が提供する他のサービスの契約を締結している場合は、当社が別に定める料金額を適用することがあります。</p> | | 区分 | 料金額 | | J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。 | <p>2 料金額 定額利用料</p> <p>ア 料金額 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J:COM PHONE プラス for さすがねっと</td> <td>住宅用</td> <td>当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、契約者が、当社が提供する他のサービスの契約を締結している場合は、当社が別に定める料金額を適用することがあります。</p> | | 区分 | 料金額 | | J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。 |
| 区分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。 | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定めます。 | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------|--|----------------|-------------|--------------------|-------------------|---------|---------------------|----|--|----------------|-------------|---|---------------------|--|--|----|--|----------------|-------------|--------------------|-------------------|---------|---------------------|----|--|----------------|-------------|---|---------------------|
| <p>2) 利用料</p> <p>ア 加入電話等設備への発信及び別記 10 に定める電気通信番号の発信に係るもの</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (カ) 以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額 (3 分までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利 用 料</td> <td>同一の都道府県 に終始するもの</td> <td>8.0 円 (税込 8.80 円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>15.0 円 (税込 16.50 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、当社及び ジェイコムウエスト が別に定める特定事業者が提供する J:COM PHONE プラス回線及び KDDI 株式会社が提供するケーブルプラス回線への発信に係るもの限り、上表の料金額に 0 円を適用します。</p> <p>(イ) 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額(60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 料</td> <td>KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス</td> <td>15.5 円 (税込 17.05 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 料金額 (3 分までごとに) | 利 用 料 | 同一の都道府県 に終始するもの | 8.0 円 (税込 8.80 円) | 上記以外のもの | 15.0 円 (税込 16.50 円) | 区分 | | 料金額(60 秒までごとに) | 利 用 料 | KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス | 15.5 円 (税込 17.05 円) | <p>2) 利用料</p> <p>ア 加入電話等設備への発信及び別記 10 に定める電気通信番号の発信に係るもの</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (カ) 以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額 (3 分までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利 用 料</td> <td>同一の都道府県 に終始するもの</td> <td>8.0 円 (税込 8.80 円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>15.0 円 (税込 16.50 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、当社及び JCOM マーケティング が別に定める特定事業者が提供する J:COM PHONE プラス回線及び KDDI 株式会社が提供するケーブルプラス回線への発信に係るもの限り、上表の料金額に 0 円を適用します。</p> <p>(イ) 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額(60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 料</td> <td>KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス</td> <td>15.5 円 (税込 17.05 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 料金額 (3 分までごとに) | 利 用 料 | 同一の都道府県 に終始するもの | 8.0 円 (税込 8.80 円) | 上記以外のもの | 15.0 円 (税込 16.50 円) | 区分 | | 料金額(60 秒までごとに) | 利 用 料 | KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス | 15.5 円 (税込 17.05 円) |
| 区分 | | 料金額 (3 分までごとに) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 料 | 同一の都道府県 に終始するもの | 8.0 円 (税込 8.80 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外のもの | 15.0 円 (税込 16.50 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 料金額(60 秒までごとに) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 料 | KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス | 15.5 円 (税込 17.05 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 料金額 (3 分までごとに) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 料 | 同一の都道府県 に終始するもの | 8.0 円 (税込 8.80 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外のもの | 15.0 円 (税込 16.50 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 料金額(60 秒までごとに) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 料 | KDDI 株式会社又は 沖縄セルラー 電話株式会社に 係るもの (副回 線通信サービス | 15.5 円 (税込 17.05 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|--------------|---------------------|---|--------------|---------------------|
| | に係るものを除きます。) | | | に係るものを除きます。) | |
| | 上記以外のもの | 16.0 円 (税込 17.60 円) | | 上記以外のもの | 16.0 円 (税込 17.60 円) |
| (ウ) 削除 | | | (ウ) 削除 | | |
| (エ) 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が別に定めるパーソナルナンバーに係るもの | | | (エ) 当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が別に定めるパーソナルナンバーに係るもの | | |
| | 区分 | 料金額 (3 分までごとに) | | 区分 | 料金額 (3 分までごとに) |
| | 利用料 | 8.0 円 (税込 8.80 円) | | 利用料 | 8.0 円 (税込 8.80 円) |
| (オ) 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの | | | (オ) 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの | | |
| | 区分 | 料金額(60 秒までごとに) | | 区分 | 料金額(60 秒までごとに) |
| | 利用料 | 8.0 円 (税込 8.80 円) | | 利用料 | 8.0 円 (税込 8.80 円) |
| (カ) 別表 3 に定める電気通信番号に係るもの | | | (カ) 別表 3 に定める電気通信番号に係るもの | | |
| | 区分 | 料金額 (180 秒までごとに) | | 区分 | 料金額 (180 秒までごとに) |
| | 利用料 | 10.0 円 (税込 11.00 円) | | 利用料 | 10.0 円 (税込 11.00 円) |

旧

(キ) 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号に係るもの

| 区分 | | 料金額 |
|-------------|------------------|-------------------------------|
| 利 用 料 | 1の通信ごとに | 40.0円(税込44.00円) |
| | 上欄に定める利 用料のほか | 40秒までごとに税抜 10.0円(税込11.00円) |

(ク) 衛星電話サービスに係る電気通信回線へのもの

| 区分 | 料金額(23秒までごとに) |
|-----|-----------------|
| 利用料 | 10.0円(税込11.00円) |

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信(外国への発信に係るものに限ります。)

| 区分 | 料金額(1分まで ごとに) | 区分 | 料金額(1分まで ごとに) |
|------|------------------|-------|------------------|
| アジア1 | 30円 | アメリカ3 | 78円 |
| アジア2 | 30円 | アメリカ4 | 157円 |

新

(キ) 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号に係るもの

| 区分 | | 料金額 |
|-------------|------------------|-------------------------------|
| 利 用 料 | 1の通信ごとに | 40.0円(税込44.00円) |
| | 上欄に定める利 用料のほか | 40秒までごとに税抜 10.0円(税込11.00円) |

(ク) 衛星電話サービスに係る電気通信回線へのもの

| 区分 | 料金額(23秒までごとに) |
|-----|-----------------|
| 利用料 | 10.0円(税込11.00円) |

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信(外国への発信に係るものに限ります。)

| 区分 | 料金額(1分まで ごとに) | 区分 | 料金額(1分まで ごとに) |
|------|------------------|-------|------------------|
| アジア1 | 30円 | アメリカ3 | 78円 |
| アジア2 | 30円 | アメリカ4 | 157円 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--------|-------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|
| アジア 3 | 45 円 | アメリカ 5 | 113 円 | アジア 3 | 45 円 | アメリカ 5 | 113 円 |
| アジア 4 | 63 円 | アメリカ 6 | 159 円 | アジア 4 | 63 円 | アメリカ 6 | 159 円 |
| アジア 5 | 72 円 | アメリカ 7 | 30 円 | アジア 5 | 72 円 | アメリカ 7 | 30 円 |
| アジア 6 | 77 円 | アメリカ 8 | 105 円 | アジア 6 | 77 円 | アメリカ 8 | 105 円 |
| アジア 7 | 105 円 | アメリカ 9 | 115 円 | アジア 7 | 105 円 | アメリカ 9 | 115 円 |
| アジア 8 | 107 円 | アメリカ 10 | 230 円 | アジア 8 | 107 円 | アメリカ 10 | 230 円 |
| アジア 9 | 113 円 | オセアニア 1 | 57 円 | アジア 9 | 113 円 | オセアニア 1 | 57 円 |
| アジア 10 | 127 円 | オセアニア 2 | 9 円 | アジア 10 | 127 円 | オセアニア 2 | 9 円 |
| アジア 11 | 130 円 | オセアニア 3 | 50 円 | アジア 11 | 130 円 | オセアニア 3 | 50 円 |
| アジア 12 | 153 円 | オセアニア 4 | 72 円 | アジア 12 | 153 円 | オセアニア 4 | 72 円 |
| アジア 13 | 159 円 | オセアニア 5 | 80 円 | アジア 13 | 159 円 | オセアニア 5 | 80 円 |
| アジア 14 | 213 円 | オセアニア 6 | 112 円 | アジア 14 | 213 円 | オセアニア 6 | 112 円 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|-------|---------|-------|---|-------|---------|-------|
| | | | | | | | |
| アジア 15 | 227 円 | オセアニア 7 | 160 円 | アジア 15 | 227 円 | オセアニア 7 | 160 円 |
| アジア 16 | 35 円 | ヨーロッパ 1 | 20 円 | アジア 16 | 35 円 | ヨーロッパ 1 | 20 円 |
| アジア 17 | 60 円 | ヨーロッパ 2 | 42 円 | アジア 17 | 60 円 | ヨーロッパ 2 | 42 円 |
| アフリカ 1 | 128 円 | ヨーロッパ 3 | 92 円 | アフリカ 1 | 128 円 | ヨーロッパ 3 | 92 円 |
| アフリカ 2 | 180 円 | ヨーロッパ 4 | 102 円 | アフリカ 2 | 180 円 | ヨーロッパ 4 | 102 円 |
| アフリカ 3 | 257 円 | ヨーロッパ 5 | 142 円 | アフリカ 3 | 257 円 | ヨーロッパ 5 | 142 円 |
| アメリカ 1 | 9 円 | ヨーロッパ 6 | 203 円 | アメリカ 1 | 9 円 | ヨーロッパ 6 | 203 円 |
| アメリカ 2 | 15 円 | | | アメリカ 2 | 15 円 | | |
| 備考 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 (注) 外国へ発信する音声通信 (その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。) の料金は、着信側事業者の定めるところによります。 | | | | 備考 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 (注) 外国へ発信する音声通信 (その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。) の料金は、着信側事業者の定めるところによります。 | | | |

旧

新

(イ) 非自動音声通信に係るもの

| 区分 | 料金額 | |
|---------|---------|-----------|
| | 最初の3分まで | 超過1分までごとに |
| 非自動音声通信 | 2,160円 | 460円 |

備考

- 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。
- 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社のサービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

| 区分 | 料金額 (1 | 区分 | 料金額 (1分 |
|----|--------|----|---------|
|----|--------|----|---------|

(イ) 非自動音声通信に係るもの

| 区分 | 料金額 | |
|---------|---------|-----------|
| | 最初の3分まで | 超過1分までごとに |
| 非自動音声通信 | 2,160円 | 460円 |

備考

- 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。
- 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社のサービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

| 区分 | 料金額 (1 | 区分 | 料金額 (1分 |
|----|--------|----|---------|
|----|--------|----|---------|

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|-------------|-------------|------------|--|-------------|-------------|------------|
| | 分までごと に) | | までごと に) | | 分までごと に) | | までごと に) |
| 特定衛星 端末1 | 273円 | 特定衛星 端末4 | 686円 | 特定衛星 端末1 | 273円 | 特定衛星 端末4 | 686円 |
| 特定衛星 端末2 | 378円 | 削除 | 削除 | 特定衛星 端末2 | 378円 | 削除 | 削除 |
| 特定衛星 端末3 | 210円 | 削除 | 削除 | 特定衛星 端末3 | 210円 | 削除 | 削除 |
| 備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。 (注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。 | | | | 備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。 (注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。 | | | |
| 非自動音声通信 | | | | 非自動音声通信 | | | |
| 区分 | 料金額 | | | 区分 | 料金額 | | |
| | 最初の3分まで | 超過1分までごと | | | 最初の3分まで | 超過1分までごと | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|------|--|------------------------|------|
| | | に | | | に |
| 非自動 音声通 信 | 2,160円 | 460円 | 非自動 音声通 信 | 2,160円 | 460円 |
| <p>備考</p> <p>1 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。</p> <p>2 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社及びジェイコムウエストのサービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。</p> | | | <p>備考</p> <p>1 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。</p> <p>2 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社及びJCOM マーケティングのサービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。</p> | | |
| <p>第2 付加機能利用料</p> <p>1 適用</p> <p>付加機能利用料の適用については、第35条（定額利用料の支払義務）及び第37条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> | | | <p>第2 付加機能利用料</p> <p>1 適用</p> <p>付加機能利用料の適用については、第35条（定額利用料の支払義務）及び第37条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> | | |
| 区分 | 内容 | | 区分 | 内容 | |
| (1)J:COM PHONE プ | ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回 | | (1)J:COM PHONE プ | ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信 | |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|----|--|----|------|----------------|-------------------------------|----------------|---|----------------------------------|--|--|----|--|----|------|----------------|-------------------------------|----------------|---|
| ラス for さすがね つとに係る通信時間 の測定等 | <p>線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者又はジェイコムウエストの機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="452 727 958 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開始時刻</td> <td>番号 音声 通信</td> <td>双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>指名 音声 通信</td> <td>請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 時刻 | 開始時刻 | 番号 音声 通信 | 双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻 | 指名 音声 通信 | 請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 | ラス for さすがね つとに係る通信時間 の測定等 | <p>回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者又はJCOMマーケティングの機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="1460 727 1966 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開始時刻</td> <td>番号 音声 通信</td> <td>双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>指名 音声 通信</td> <td>請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 時刻 | 開始時刻 | 番号 音声 通信 | 双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻 | 指名 音声 通信 | 請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 |
| 区分 | | 時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開始時刻 | 番号 音声 通信 | 双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指名 音声 通信 | 請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開始時刻 | 番号 音声 通信 | 双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指名 音声 通信 | 請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>終了時刻</p> <p>特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</p> | | <p>終了時刻</p> <p>特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</p> |
| | <p>備考</p> <p>1 特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <p>1) 番号音声通信の場合 対話者側の電気通信設備に接続されたものとみなします。</p> <p>2) 指名音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</p> | | <p>備考</p> <p>1 特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <p>1) 番号音声通信の場合 対話者側の電気通信設備に接続されたものとみなします。</p> <p>2) 指名音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</p> |
| | <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みませ</p> | | <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みませ</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|---|
| | <p>ん。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2料金額に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス接続回線に <u>ジェイコムウエスト</u> 又は <u>ジェイコムウエスト</u> 以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求</p> | | <p>ん。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2料金額に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス接続回線に <u>JCOM マーケティング</u> 又は <u>JCOM マーケティング</u> 以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> |

| 旧 | | 新 | |
|--------------------|--|---|---|
| | <p>者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>のサービス取扱所に申告してください</p> <p>カ 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p> | | <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社及び <u>JCOM マーケティング</u>のサービス取扱所に申告してください</p> <p>カ 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して 6 か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p> |
| (2) <u>ジェイコムウエ</u> | <u>ジェイコムウエスト</u> 又は特別事業者の機器の故障 | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|--|
| <p><u>スト</u>又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p> | <p>等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p><u>ジェイコムウエスト</u>又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して<u>ジェイコムウエスト</u>の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア） 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができ</p> | <p>(2) <u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p> | <p><u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p><u>JCOM マーケティング</u>又は特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して <u>JCOM マーケティング</u>の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア） 過去 2 か月以上の実績を把握することが</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>なかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> | | <p>できる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |

2 料金額

ア 発信電気通信番号非通知サービス

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---|----|-----|
| 本サービスの利用の請求をした契約者に係るJ:COM PHONE プラス回線から行う音声通信 | — | — |

2 料金額

ア 発信電気通信番号非通知サービス

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---|----|-----|
| 本サービスの利用の請求をした契約者に係るJ:COM PHONE プラス回線から行う音声通信 | — | — |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|-----------------------------|---------------------|--|-----------------------------|---------------------|
| (電気通信番号規則 (平成9年郵政省令第 82号)第11条に規定 する緊急通報に関する 電気通信番号110、118 又は119に限ります。) をダイヤルして行う音 声通信その他当社が別 に定める方法により行 う音声通信を除きま す。)について、その契 約に係る電気通信番号 を着信先へ通知しない ようにするもの | | | (電気通信番号規則 (平成9年郵政省令第 82号)第11条に規定 する緊急通報に関する 電気通信番号110、118 又は119に限ります。) をダイヤルして行う音 声通信その他当社が別 に定める方法により行 う音声通信を除きま す。)について、その契 約に係る電気通信番号 を着信先へ通知しない ようにするもの | | |
| 備考 | | | 備考 | | |
| イ 電気通信番号表示サービス | | | イ 電気通信番号表示サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 本サービスの利用の請 求をした契約者がその | 1J:COM PHONE プラス回 線ごとに月額 | 400 円 (税込 440 円) | 本サービスの利用の請 求をした契約者がその | 1J:COM PHONE プラス回 線ごとに月額 | 400 円 (税込 440 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|-----|---|--|-----|
| 契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの（定額利用料） | | | 契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの（定額利用料） | | |
| 備考 | <p>(ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> <p>(イ) 当社及びジェイコムウエストは、本サービスを利用している契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄又はク欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> | | 備考 | <p>(ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるところによります。</p> <p>(イ) 当社及びJCOM マーケティングは、本サービスを利用している契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄又はク欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> | |
| ウ 電気通信番号通知要請サービス | | | ウ 電気通信番号通知要請サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|--|---|-------------------------|---|
| 契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料） | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 200 円 (税込 220 円) | 契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料） | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 200 円 (税込 220 円) |
| 備考 | | (ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービス利用者に限り提供します。 (イ) ジェイコムウエスト は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 | 備考 | | (ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービス利用者に限り提供します。 (イ) JCOM マーケティング は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 |
| エ 割込通話サービス | | | エ 割込通話サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|---------------------|---|-------------------------|---------------------|
| 通信中に他から着信があることを知らせ、その J:COM PHONE プラス回線に接続されているフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の通話を行うことができるようにするもの (定額利用料) | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 300 円 (税込 330 円) | 通信中に他から着信があることを知らせ、その J:COM PHONE プラス回線に接続されているフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の通話を行うことができるようにするもの (定額利用料) | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 300 円 (税込 330 円) |
| 備考 | | | 備考 | | |
| オ 特定音声通信発信規制サービス | | | オ 特定音声通信発信規制サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 本サービスの利用の請求をした契約者がその契約に係る J:COM | — | — | 本サービスの利用の請求をした契約者がその契約に係る J:COM | — | — |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|---------------------|--|---|---------------------|
| PHONE プラス回線から発信する、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの | | | PHONE プラス回線から発信する、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの | | |
| 備考 | <p>(ア) 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、その契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定めるところによります。</p> | | 備考 | <p>(ア) 当社及び<u>JCOM マーケティング</u>は、その契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及び<u>JCOM マーケティング</u>が別に定めるところによります。</p> | |
| カ 電気通信番号通信中表示サービス | | | カ 電気通信番号通信中表示サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 契約（割込通話サービスを利用しているもの） | 1 契約ごとに月額 | 100 円 (税込 110 円) | 契約（割込通話サービスを利用しているもの） | 1 契約ごとに月額 | 100 円 (税込 110 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|----|--|--|----|---|
| に限ります。)に係る J:COM PHONE プラス回 線へ通知される電気通 信番号を通信中表示 することができるもの (定額利用料) | | | に限ります。)に係る J:COM PHONE プラス回 線へ通知される電気通 信番号を通信中表示 することができるもの (定額利用料) | | |
| 備考 | | <p>(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービスと割込通話サービスの両方を利用している場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> | 備考 | | <p>(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービスと割込通話サービスの両方を利用している場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるところによります。</p> |
| キ 番号ポータビリティサービス | | | キ 番号ポータビリティサービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|--|----------|--|---|----------|
| <p>事業法第 50 条に定める番号ポータビリティ（番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号に係るものに限ります。）を利用することができるようにするもの</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>事業法第 50 条に定める番号ポータビリティ（番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号に係るものに限ります。）を利用することができるようにするもの</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| <p>備考</p> | <p>(ア) 当社及び ジェイコムウエスト は、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止することがあります。</p> <p>(イ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及び ジェイコムウエスト は、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) 当社及び ジェイコムウエスト は、本サービスの提供のため必要</p> | | <p>備考</p> | <p>(ア) 当社及び JCOM マーケティング は、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止することがあります。</p> <p>(イ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及び JCOM マーケティング は、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) 当社及び JCOM マーケティング は、本サービスの提供のため必要</p> | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|---------------------|---|-------------------------|---------------------|
| <p>があるときは、協定事業者との間で契約者の氏名、住所、電気通信番号等の情報の授受を行うことがあります。</p> <p>(エ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> | | | <p>があるときは、協定事業者との間で契約者の氏名、住所、電気通信番号等の情報の授受を行うことがあります。</p> <p>(エ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びJCOMマーケティングが別に定めるところによります。</p> | | |
| ク 着信転送サービス | | | ク 着信転送サービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 契約に係る J:COM PHONE プラス回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等(当社及び ジェイコムウエスト が別に定めるもの)に限ります。以 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 500 円 (税込 550 円) | 契約に係る J:COM PHONE プラス回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等(当社及び JCOMマーケティング が別に定めるもの)に限ります。以 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 500 円 (税込 550 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|----------------------------------|--|--|----------------------------------|--|--|
| 下この欄において同じとします。)に転送ができる機能(定額利用料) | | | 下この欄において同じとします。)に転送ができる機能(定額利用料) | | |
| 備考 | <p>(ア) 他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されている J:COM PHONE プラス回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。</p> <p>(イ) 当社は、利用の一時中断の J:COM PHONE プラス回線については、本サービスを提供しません。ただし、災害又は ジェイコムウエスト の設備上の都合により契約者が本サービスを利用することが止むを得ない場合であって、当社及び ジェイコムウエスト の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。</p> <p>(ウ) 電気通信番号通知要請サービスが適用されている場合は、本サービスの処理より優先します。</p> | | 備考 | <p>(ア) 他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されている J:COM PHONE プラス回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。</p> <p>(イ) 当社は、利用の一時中断の J:COM PHONE プラス回線については、本サービスを提供しません。ただし、災害又は JCOM マーケティング の設備上の都合により契約者が本サービスを利用することが止むを得ない場合であって、当社及び JCOM マーケティング の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。</p> <p>(ウ) 電気通信番号通知要請サービスが適用されている場合は、本サービスの処理より優先します。</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用している J:COM PHONE プラス回線への音声通信と本サービスを利用している J:COM PHONE プラス回線から転送先の契約者回線等への音声通信の 2 の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社及びジェイコムウエス 上は、本サービスに係る転送先か</p> | <p>(エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用している J:COM PHONE プラス回線への音声通信と本サービスを利用している J:COM PHONE プラス回線から転送先の契約者回線等への音声通信の 2 の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社及び JCOM マーケティ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>ら、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社及びジェイコムウエストが必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(ク) 利用の一時中断となっている J:COM PHONE プラス回線に本サービスを提供している場合であって、その J:COM PHONE プラス回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社及びジェイコムウエストが必要と認めるときは、契約者にその J:COM PHONE プラス回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更されない場合は、当社及びジェイコムウエストは、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(ケ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウ</p> | <p>ングは、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社及び JCOM マーケティングが必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(ク) 利用の一時中断となっている J:COM PHONE プラス回線に本サービスを提供している場合であって、その J:COM PHONE プラス回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社及び JCOM マーケティングが必要と認めるときは、契約者にその J:COM PHONE プラス回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更されない場合は、当社及び JCOM マーケティングは、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(ケ) 本サービスの利用に係る細</p> |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|---------------------|---|-------------------------|---------------------|
| <p><u>エスト</u>が別に定めるところによります。</p> <p>(コ) 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | | | <p>目事項は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定めるところによります。</p> <p>(コ) 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | | |
| ケ 迷惑電話自動ブロックサービス | | | ケ 迷惑電話自動ブロックサービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 本サービスの利用の請求をした契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号又は迷惑電話発信番号リスト（トビラシステムズ株式会社から提供を受けた振り込み詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 300 円 (税込 330 円) | 本サービスの利用の請求をした契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号又は迷惑電話発信番号リスト（トビラシステムズ株式会社から提供を受けた振り込み詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | 300 円 (税込 330 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---|--|--|--|--|
| <p>切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話の発信に係る電気通信番号のリストをいいます。以下同じとします。)に登録された電気通信番号(その契約者から着信を希望する旨の指定があったものを除きます。)からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの(定額利用料)</p> | | | <p>切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話の発信に係る電気通信番号のリストをいいます。以下同じとします。)に登録された電気通信番号(その契約者から着信を希望する旨の指定があったものを除きます。)からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの(定額利用料)</p> | | |
| <p>備考</p> | <p>(ア) 本サービスは、契約者に限り提供します。 (イ) 当社及びジェイコムウエスは、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間</p> | | <p>備考</p> | <p>(ア) 本サービスは、契約者に限り提供します。 (イ) 当社及びJCOM マーケティングは、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時</p> | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|--|----|-----|------------|------|---------------------|--|--|----|----|-----|-------------|------|---------------------|
| <p>経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 当社及びジェイコムウエストは、本サービスを利用する契約者の同意に基づき、迷惑電話発信番号リストの精度向上を目的として、本サービスの利用状況をトビラシステムズ株式会社に提供します。</p> <p>(エ) 当社及びジェイコムウエストは、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(オ) その他、本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> | | <p>間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 当社及びJCOM マーケティングは、本サービスを利用する契約者の同意に基づき、迷惑電話発信番号リストの精度向上を目的として、本サービスの利用状況をトビラシステムズ株式会社に提供します。</p> <p>(エ) 当社及びJCOM マーケティングは、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(オ) その他、本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びJCOM マーケティングが別に定めるところによります。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 付加機能群による提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オ 付加機能のうち、</td> <td>1 契約</td> <td>月額 500 円 (税込 550 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 単位 | 料金額 | オ 付加機能のうち、 | 1 契約 | 月額 500 円 (税込 550 円) | <p>3 付加機能群による提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オ 付加機能のうち、電</td> <td>1 契約</td> <td>月額 500 円 (税込 550 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 単位 | 料金額 | オ 付加機能のうち、電 | 1 契約 | 月額 500 円 (税込 550 円) |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | |
| オ 付加機能のうち、 | 1 契約 | 月額 500 円 (税込 550 円) | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | |
| オ 付加機能のうち、電 | 1 契約 | 月額 500 円 (税込 550 円) | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---------------------------------|--|--------|--|---------------------------------|--|--------|--|
| プ シ ョ ン パ ッ ク | 電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービスをパックとしてまとめて提供するもの※ | 者回線ごとに | | プ シ ョ ン パ ッ ク | 気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービスをパックとしてまとめて提供するもの※ | 者回線ごとに | |
| 備 考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 契約者が申し出を行い、当社及びジェイコムウエストが承諾した場合に提供します。</p> <p>(3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、2料金額で規定する各機能の提供条件に従います。</p> <p>(4) 当社及びジェイコムウエストは、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。</p> <p>(5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。</p> <p>(6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。</p> | | | 備 考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 契約者が申し出を行い、当社及びJCOM マーケティングが承諾した場合に提供します。</p> <p>(3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、2料金額で規定する各機能の提供条件に従います。</p> <p>(4) 当社及びJCOM マーケティングは、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。</p> <p>(5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。</p> <p>(6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。</p> | | |

旧

新

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第58条（相互接続番号案内）及び第59条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|-----------------------|--|
| (1) 相互接続番号案内料の設定 | 相互接続番号案内料は、 <u>ジェイコムウエスト</u> の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、 <u>ジェイコムウエスト</u> が設定するものとします。 |
| (2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い | 相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。 |
| (3) その他の取扱い | 相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。 |

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第58条（相互接続番号案内）及び第59条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|-----------------------|--|
| (1) 相互接続番号案内料の設定 | 相互接続番号案内料は、 <u>JCOM マーケティング</u> の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、 <u>JCOM マーケティング</u> が設定するものとします。 |
| (2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い | 相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。 |
| (3) その他の取扱い | 相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。 |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|---------------------|--|----|-----|--|------------|---------------------|--|--|--|----|----|-----|-----------|------------|---------------------|
| <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相互接続番号案内料</td> <td>1 相互接続番号ごと</td> <td>200 円(税込) 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 | 相互接続番号案内料 | 1 相互接続番号ごと | 200 円(税込) 220 円) | 2 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相互接続番号案内料</td> <td>1 相互接続番号ごと</td> <td>200 円(税込) 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 | 相互接続番号案内料 | 1 相互接続番号ごと | 200 円(税込) 220 円) |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相互接続番号案内料 | 1 相互接続番号ごと | 200 円(税込) 220 円) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相互接続番号案内料 | 1 相互接続番号ごと | 200 円(税込) 220 円) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4 手続きに関する料金及び工事費 | | | 第4 手続きに関する料金及び工事費 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 適用 <p>工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第34条(料金及び工事に関する費用)によるほか、次のとおりとします。</p> | | | 1 適用 <p>工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第34条(料金及び工事に関する費用)によるほか、次のとおりとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---------------------------------------|--|-------------|---------------------------------------|--|-------------|
| 工事費の適用 | | | 工事費の適用 | | |
| 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 | | 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 | |
| 1 2 以外のもの | | | 1 2 以外のもの | | |
| | 単位 | 料金額 | | 単位 | 料金額 |
| J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用開始に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 | J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用開始に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 |
| 契約の解除に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 | 契約の解除に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 |
| その他工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 | その他工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---------|------------------|--|---------|------------------|
| 電話番号変更 手数料 | 1回の変更ごと | 500円(税込 550円) | 電話番号変更 手数料 | 1回の変更ごと | 500円(税込 550円) |
| 延滞時請求書 発行手数料 | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) | 延滞時請求書 発行手数料 | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) |
| 払込票発行手 数料 | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) | 払込票発行手 数料 | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) |
| 請求金額通知 発行手数料※ | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) | 請求金額通知 発行手数料※ | 1の手続きごと | 300円(税込 330円) |
| ※当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。 | | | ※当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。 | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---------------------------------|------------------|---|---------------------------------|------------------|
| 2 付加機能に係るもの | | | 2 付加機能に係るもの | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| 番号ポータビリティサービス設定変更手数料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 2,200円(税込2,420円) | 番号ポータビリティサービス設定変更手数料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 2,200円(税込2,420円) |
| 付加機能の利用開始に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 | 付加機能の利用開始に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 |
| 付加機能の廃止に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 | 付加機能の廃止に関する工事 | 1J:COM PHONE プラス回線ごと | 別に算定する実費相当額 |
| 第5 ユニバーサルサービス料 1 適用 ユニバーサルサービス料の適用については、第36条(ユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。 | | | 第5 ユニバーサルサービス料 1 適用 ユニバーサルサービス料の適用については、第36条(ユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。 | | |
| ユニバーサルサービス料の適用 | ア ユニバーサルサービス料は1のJ:COM PHONE プラス | | ユニバーサルサービス料の適用 | ア ユニバーサルサービス料は1のJ:COM PHONE プラス | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--------------|---|--|--------------|---|--|
| | <p>回線にかかる電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、定額利用料と同じく日割を行います。</p> | | | <p>回線にかかる電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、定額利用料と同じく日割を行います。</p> | |
| 2 料金額 | | | 2 料金額 | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| ユニバーサルサービス料 | 1 電気通信番号ごとに月額 | ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額 | ユニバーサルサービス料 | 1 電気通信番号ごとに月額 | ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額 |

旧

第6 機器損害金

| 区分 | 単位 | 料金額（不課税） |
|-------|--|----------|
| 機器損害金 | 当社及び ジェイコムウエスト が設置した 端末設備 1 台ごと | 1,500 円 |

第7 端末機器修理費

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---------|--|-----|
| 端末機器修理費 | 当社及び ジェイコムウエスト が設置した 端末設備 1 台ごと | 実費 |

第8 基本使用料、付加機能使用料別表

新

第6 機器損害金

| 区分 | 単位 | 料金額（不課税） |
|-------|--|----------|
| 機器損害金 | 当社及び JCOMマーケティング が設置した 端末設備 1 台ごと | 1,500 円 |

第7 端末機器修理費

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---------|--|-----|
| 端末機器修理費 | 当社及び JCOMマーケティング が設置した 端末設備 1 台ごと | 実費 |

第8 基本使用料、付加機能使用料別表

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|--|
| <p>1 適用</p> <p>基本利用料及び付加機能利用料については、第 35 条（定額利用料の支払義務）及び第 37 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、月極割引（かけ放題パック）を別表として次のとおりとします。</p> | | <p>1 適用</p> <p>基本利用料及び付加機能利用料については、第 35 条（定額利用料の支払義務）及び第 37 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、月極割引（かけ放題パック）を別表として次のとおりとします。</p> | |
| 区分 | 内容 | 区分 | 内容 |
| (1) 基本利用料及び付加機能利用料等の月極割引（かけ放題パック）の適用 | <p>ア 1 の契約について、その 1 の J:COM PHONE プラス回線ごとに本表に定める定額利用料の支払いがあることを条件に、通話料の規定にかかわらず 1 の音声通信ごとに 10 分までその支払いを要しない範囲を本表に定める通話料の適用のとおり定めるとともに、料金表に定める付加機能利用料の規定にかかわらずその支払いを要しないものとして第 2-3 付加機能群による提供(オプションパック)付加機能を提供するものです。(本パックについてはあらかじめ、当社及びジェイコムウエストへの申込みを要します)。</p> | (1) 基本利用料及び付加機能利用料等の月極割引（かけ放題パック）の適用 | <p>ア 1 の契約について、その 1 の J:COM PHONE プラス回線ごとに本表に定める定額利用料の支払いがあることを条件に、通話料の規定にかかわらず 1 の音声通信ごとに 10 分までその支払いを要しない範囲を本表に定める通話料の適用のとおり定めるとともに、料金表に定める付加機能利用料の規定にかかわらずその支払いを要しないものとして第 2-3 付加機能群による提供(オプションパック)付加機能を提供するものです。(本パックについてはあらかじめ、当社及びJCOM マーケティングへの申込みを要します)。</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---------------|---|---------------|---|
| | <p>イ J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時に本パックを申し込まれかつ同時にサービスを開始した場合は開始時より、また既に同サービスを加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申込みされた翌月より(ただしアに定める付加機能については当社及びジェイコムウエストが準備出来次第)本パックサービスを適用します。</p> <p>ウ本パックの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p> <p>エ契約者の契約の解除があったときは、本パックの提供も同時に終了したものとして取扱います。</p> | | <p>イ J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時に本パックを申し込まれかつ同時にサービスを開始した場合は開始時より、また既に同サービスを加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申込みされた翌月より(ただしアに定める付加機能については当社及びJCOMマーケティングが準備出来次第)本パックサービスを適用します。</p> <p>ウ本パックの利用に係る細目事項は、当社及びJCOMマーケティングが別に定めるところによります。</p> <p>エ契約者の契約の解除があったときは、本パックの提供も同時に終了したものとして取扱います。</p> |
| (2) 料金の適用について | <p>ア 本パックの適用を受けている契約者回線の契約者は、2料金額の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話(料金額2-2)ーイ及びウに定める通話、株式会社NTTドコモが提供するワイ</p> | (2) 料金の適用について | <p>ア 本パックの適用を受けている契約者回線の契約者は、2料金額の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話(料金額2-2)ーイ及びウに定める通話、株式会</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|--|--|
| <p>ドスター通信サービス(同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)の電気通信回線への通話及びその他当社及び<u>ジエイコムウエスト</u>が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p> | | <p>社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス(同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)の電気通信回線への通話及びその他当社及び<u>JCOM マーケティング</u>が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p> | |
| <p>支払いを要しない料金</p> | | <p>支払いを要しない料金</p> | |
| <p>(ア) (イ) 以外の通話</p> | <p>その契約者回線からの通話に関する料金(料金表第1-1の(6)の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限ります。)</p> | <p>(ア) (イ) 以外の通話</p> | <p>その契約者回線からの通話に関する料金(料金表第1-1の(6)の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|--|
| | <p>(イ) 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</p> <p>その契約者回線からの通話に関する料金</p> <p>(注) (ア) に定める料金は、その通信時間にかかわらず、料金表第1-2-2) (ウ) 及び (キ) のうち1の通信ごとに定める料金額に係るものを含みます。</p> <p>イ 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、ア</p> | | <p>ります。)</p> <p>(イ) 当社及び<u>JCOM マーケティング</u>が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</p> <p>その契約者回線からの通話に関する料金</p> <p>(注) (ア) に定める料金は、その通信時間にかかわらず、料金表第1-2-2) (ウ) 及び (キ) のうち1の通信ごとに定める料金額に係るものを含みます。</p> <p>イ 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>に定める取扱い並びにこの約款に定める通話料等の減額適用及び割引適用(当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第21条(利用停止)第1項第3号及び第4号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第52条(利用に係る契約者の義務)第1項に反するとき。</p> <p>(ウ) <u>ジェイコムウエスト</u>の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為があるとき。</p> <p>(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> | | <p>当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料等の減額適用及び割引適用(当社及び<u>JCOMマーケティング</u>が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第21条(利用停止)第1項第3号及び第4号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第52条(利用に係る契約者の義務)第1項に反するとき。</p> <p>(ウ) <u>JCOMマーケティング</u>の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為があるとき。</p> <p>(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介した</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(カ) その契約者からエに定める協力を得られないとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、<u>ジェイコムウエスト</u>以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(ク) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の</p> | | <p>とき。</p> <p>(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(カ) その契約者からエに定める協力を得られないとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、<u>JCOM マーケティング</u>以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(ク) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ケ) その契約者回線からの通話が、音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(コ) 1の料金月においてアに定める通信が500を超え、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの一般的利用者と著しく利用方法が異なる等により、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれのある行為があるとき。</p> <p>(サ) その他当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> は、本パックの定額利用料の適用を受けている契約者回線について、イに定めるいずれかに該当す</p> | | <p>間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ケ) その契約者回線からの通話が、音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(コ) 1の料金月においてアに定める通信が500を超え、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの一般的利用者と著しく利用方法が異なる等により、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれのある行為があるとき。</p> <p>(サ) その他当社及び <u>JCOM マーケティング</u> の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 当社及び <u>JCOM マーケティング</u> は、本パックの定額利用料の適用を受けている契約者回線につい</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>ると当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定める本パックの適用の中断を行うことができるものとします。この場合において、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が別に定めるまでの間、契約者はその本パックの適用を請求することができないものとします。</p> <p>エ 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、イに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>オ 契約者は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>がエに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p> | | <p>て、イに定めるいずれかに該当すると当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定める本パックの適用の中断を行うことができるものとします。この場合において、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が別に定めるまでの間、契約者はその本パックの適用を請求することができないものとします。</p> <p>エ 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、イに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>オ 契約者は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>がエに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|--|
| | <p>カ 当社及びジェイコムウエストは、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、1の料金月においてアに定める通話がまったく行われなかった場合においても、その料金月における定額利用料を請求します。</p> <p>キ J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時に本パックを申し込まれた場合は同サービスの開始月の翌月より、既に同サービスを加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申し込みされた翌月より（ただしアに定める付加機能は当社及びジェイコムウエストが準備出来次第）月極めの定額利用料の支払いを要します。</p> <p>ク J:COM PHONE プラス for さすがねっとを継続しており、本パックのみ解除する場合は、当該申し出月の定額利用料を申し受けま す（既に同サービスに加入されて</p> | | <p>していただきます。</p> <p>カ 当社及び JCOM マーケティング は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、1の料金月においてアに定める通話がまったく行われなかった場合においても、その料金月における定額利用料を請求します。</p> <p>キ J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時に本パックを申し込まれた場合は同サービスの開始月の翌月より、既に同サービスを加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申し込みされた翌月より（ただしアに定める付加機能は当社及び JCOM マーケティング が準備出来次第）月極めの定額利用料の支払いを要します。</p> <p>ク J:COM PHONE プラス for さすがねっとを継続しており、本パックのみ解除する場合は、当該申し出月の定額利用料を申し受けま</p> |

| 旧 | | 新 | |
|-----------|--|-----------|--|
| | おり、かつ本パックを申し込みされた同月に解除する場合は除きます)。 | | す(既に同サービスに加入されており、かつ本パックを申し込みされた同月に解除する場合は除きます)。 |
| (3) 定額利用料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 970 円 (税込 1,067 円) | (3) 定額利用料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 970 円 (税込 1,067 円) |
| (4) 登録手数料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに 3,000 円 (税込 3,300 円) | (4) 登録手数料 | 1J:COM PHONE プラス回線ごとに 3,000 円 (税込 3,300 円) |

第9 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第36条の2(電話リレーサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| | |
|---------------|---|
| 電話リレーサービス料の適用 | <p>ア 電話リレーサービス料は1のJ:COM PHONEプラス回線にかかる電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 電話リレーサービス料については、定額利用料と同じ</p> |
|---------------|---|

第9 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第36条の2(電話リレーサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| | |
|---------------|---|
| 電話リレーサービス料の適用 | <p>ア 電話リレーサービス料は1のJ:COM PHONEプラス回線にかかる電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 電話リレーサービス料については、定額利用料と同じ</p> |
|---------------|---|

旧

新

く日割を行います。

く日割を行います。

2 料金額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 1 電気通信番号ごとに月額 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

2 料金額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 1 電気通信番号ごとに月額 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

附則

(実施期日)

本料金表は、2025年 10月 1日から実施いたします。

附則

(実施期日)

本料金表は、2026年 4月 1日から実施いたします。

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記</p> <p>1 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域 当社の J:COM PHONE プラス for さすがねっとは、当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> が別に定める営業区域において提供します。 ただし、該当の区域内であっても、J:COM PHONE プラス for さすがねっとが提供できない場合があります。</p> <p>2 名義の変更</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス for さすがねっとを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた、契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き J:COM PHONE プラス for さすがねっとの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>(2) 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款第 7 条（契約申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> <p>3 契約者の氏名等の変更</p> <p>(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったとき又は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届</p> | <p style="text-align: center;">J:COM PHONE プラス for さすがねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記</p> <p>1 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの提供区域 当社の J:COM PHONE プラス for さすがねっとは、当社及び <u>JCOM マーケティング</u> が別に定める営業区域において提供します。 ただし、該当の区域内であっても、J:COM PHONE プラス for さすがねっとが提供できない場合があります。</p> <p>2 名義の変更</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス for さすがねっとを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた、契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き J:COM PHONE プラス for さすがねっとの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>(2) 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款第 7 条（契約申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> <p>3 契約者の氏名等の変更</p> <p>(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったとき又は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらずサービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う契約の解除）、第 20 条（利用中止）及び第 21 条（利用停止）に規定する通知については、当社及びジェイコムウエストに届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>(2) 当社及びジェイコムウエストは、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>4 契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、ジェイコムウエストが J:COM PHONE プラス回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。</p> <p>(2) 当社及びジェイコムウエストが契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。</p> <p>(3) 契約者は、J:COM PHONE プラス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。</p> | <p>け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらずサービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う契約の解除）、第 20 条（利用中止）及び第 21 条（利用停止）に規定する通知については、当社及びJCOM マーケティングに届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>(2) 当社及びJCOM マーケティングは、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>4 契約者からの J:COM PHONE プラス回線の設置場所の提供等</p> <p>(1) J:COM PHONE プラス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、JCOM マーケティングが J:COM PHONE プラス回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。</p> <p>(2) 当社及びJCOM マーケティングが契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。</p> <p>(3) 契約者は、J:COM PHONE プラス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。</p> |
| <p>5 自営端末設備の接続</p> | <p>5 自営端末設備の接続</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(1) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社及び ジェイコムウエスト 所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>(2) 当社及び ジェイコムウエスト は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>ア その接続が技術基準等に適合しないとき。</p> <p>イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。</p> <p>(3) ジェイコムウエスト は、(2) の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。</p> <p>ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。</p> <p>イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。</p> | <p>(1) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社及び JCOM マーケティング 所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>(2) 当社及び JCOM マーケティング は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>ア その接続が技術基準等に適合しないとき。</p> <p>イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。</p> <p>(3) JCOM マーケティング は、(2) の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。</p> <p>ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。</p> <p>イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(4) (3)の検査を行う場合、ジェイコムウエストの係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。</p> <p>ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(7) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社及びジェイコムウエストに通知していただきます。</p> | <p>(4) (3)の検査を行う場合、JCOM マーケティングの係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。</p> <p>ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(7) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社及びJCOM マーケティングに通知していただきます。</p> |
| <p>6 自営端末設備に異常がある場合等の検査</p> | <p>6 自営端末設備に異常がある場合等の検査</p> |
| <p>(1) 当社及びジェイコムウエストは、J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>(2) (1)の検査を行う場合、ジェイコムウエストの係員は、所定の証明書を提示します。</p> | <p>(1) 当社及びJCOM マーケティングは、J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>(2) (1)の検査を行う場合、JCOM マーケティングの係員は、所定の証明書を提示します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を J:COM PHONE プラス回線から取りはずしていただきます。</p> | <p>(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を J:COM PHONE プラス回線から取りはずしていただきます。</p> |
| <p>7 自営電気通信設備の接続</p> <p>(1) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。</p> <p>(2) 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>ア その接続が技術基準等に適合しないとき。</p> <p>イ その接続により <u>ジェイコムウエスト</u> の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。</p> <p>(3) <u>ジェイコムウエスト</u> は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。</p> <p>(4) (3)の検査を行う場合、<u>ジェイコムウエスト</u> の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(5) 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。</p> <p>ただし、工事担任者規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。</p> | <p>7 自営電気通信設備の接続</p> <p>(1) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その J:COM PHONE プラス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。</p> <p>(2) 当社及び <u>JCOM マーケティング</u> は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。</p> <p>ア その接続が技術基準等に適合しないとき。</p> <p>イ その接続により <u>JCOM マーケティング</u> の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。</p> <p>(3) <u>JCOM マーケティング</u> は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。</p> <p>(4) (3)の検査を行う場合、<u>JCOM マーケティング</u> の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(5) 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。</p> <p>ただし、工事担任者規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|----------------|--|--|--|--|----|----|----------------|--|--|--|
| <p>(6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(7) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社及び <u>ジェイコムウエスト</u> に通知していただきます。</p> | <p>(6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(7) 契約者は、その契約者に係る J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社及び <u>JCOM マーケティング</u> に通知していただきます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査</p> <p>J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。</p> | <p>8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査</p> <p>J:COM PHONE プラス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>9 <u>ジェイコムウエスト</u>の維持責任</p> <p><u>ジェイコムウエスト</u>は、<u>ジェイコムウエスト</u>の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。</p> | <p>9 <u>JCOM マーケティング</u>の維持責任</p> <p><u>JCOM マーケティング</u>は、<u>JCOM マーケティング</u>の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>10 時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス</p> <p>(1) 当社及び <u>ジェイコムウエスト</u>は、次により時報サービスを提供します。</p> | <p>10 時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス</p> <p>(1) 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、次により時報サービスを提供します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1161 295 1345">区別</th> <th data-bbox="304 1161 689 1345">内容</th> <th data-bbox="698 1161 790 1345">電気 通信 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 内容 | 電気 通信 番号 | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1161 1290 1345">区別</th> <th data-bbox="1299 1161 1684 1345">内容</th> <th data-bbox="1693 1161 1785 1345">電気 通信 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 内容 | 電気 通信 番号 | | | |
| 区別 | 内容 | 電気 通信 番号 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 区別 | 内容 | 電気 通信 番号 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|--|-------------------------|--------|---------------|---|-----|---|--|--|----|----|--------|---------------|---|-----|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 | 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 当社及びジェイコムウエストが別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害用伝言ダイヤルサービス</td> <td>災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区別 | 内容 | 電気通信番号 | 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | 171 | <p>(2) 当社及びJCOM マーケティングが別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害用伝言ダイヤルサービス</td> <td>災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区別 | 内容 | 電気通信番号 | 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | 171 |
| 区別 | 内容 | 電気通信番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | 171 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区別 | 内容 | 電気通信番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | 171 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 時報サービスは、1 の音声通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その音声通信を打ち切ります。</p> <p>(注) 10 の(2)の「当社及びジェイコムウエストが別に定める協定事業者」は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。</p> | | | <p>(3) 時報サービスは、1 の音声通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その音声通信を打ち切ります。</p> <p>(注) 10 の(2)の「当社及びJCOM マーケティングが別に定める協定事業者」は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとと一体的に利用す</p> | | | <p>11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとと一体的に利用す</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|-------|--|---------|---|--|----|----|-------|--|---------|---|
| <p>る協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社及びジェイコムウエストが別に定める事項について、手続きの代行を行います。</p> | <p>る協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社及びJCOM マーケティングが別に定める事項について、手続きの代行を行います。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>12 新聞社等の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 485 271 580">区分</th> <th data-bbox="280 485 792 580">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 587 271 970">1 新聞社</td> <td data-bbox="280 587 792 970"> <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 976 271 1340">2 放送事業者</td> <td data-bbox="280 976 792 1340"> <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基準 | 1 新聞社 | <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> | 2 放送事業者 | <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> | <p>12 新聞社等の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 485 1265 580">区分</th> <th data-bbox="1274 485 1787 580">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 587 1265 970">1 新聞社</td> <td data-bbox="1274 587 1787 970"> <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 976 1265 1340">2 放送事業者</td> <td data-bbox="1274 976 1787 1340"> <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基準 | 1 新聞社 | <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> | 2 放送事業者 | <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> |
| 区分 | 基準 | | | | | | | | | | | | |
| 1 新聞社 | <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 2 放送事業者 | <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 基準 | | | | | | | | | | | | |
| 1 新聞社 | <p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 2 放送事業者 | <p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う</p> | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| | ものを除き、自主放送を行う者に限る。) | | ものを除き、自主放送を行う者に限る。) |
| 3 通 信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 | 3 通 信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |
| <p>13 利用中止、利用停止若しくは一時中断の期間中の一部機能の提供</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用中止、利用停止若しくは一時中断の期間中において、緊急通報に関する電気通信番号（110、118 又は 119 に限ります。）、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る J:COM PHONE プラス回線への着信及び当社及びジェイコムウエスト若しくは特別事業者が指定する電気通信番号への発信等、一部の機能の提供する場合があります。</p> | | <p>13 利用中止、利用停止若しくは一時中断の期間中の一部機能の提供</p> <p>当社及びJCOM マーケティングは、J:COM PHONE プラス for さすがねっとの利用中止、利用停止若しくは一時中断の期間中において、緊急通報に関する電気通信番号（110、118 又は 119 に限ります。）、J:COM PHONE プラス for さすがねっとに係る J:COM PHONE プラス回線への着信及び当社及びJCOM マーケティング若しくは特別事業者が指定する電気通信番号への発信等、一部の機能の提供する場合があります。</p> | |
| <p>14 特定事業者（ジェイコムウエストを含みます）</p> <p>株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコムイースト、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社</p> | | <p>14 特定事業者（JCOM マーケティングを含みます）</p> <p>株式会社ケーブルネット下関、横浜ケーブルビジョン株式会社</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <div data-bbox="159 245 797 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、大分ケーブルテレコム株式会社、横浜ケーブルビジョン株式会社</u></p> </div> <p>15 個人情報の利用</p> <p>当社は申込者及び契約者の個人情報を以下の目的で電話・電子メール・郵便物・当社グループの通信設備等を利用したご連絡・担当者によるご訪問等に利用します。</p> <p>尚、過去に当社サービスのいずれかを利用された方についても、顧客情報に準じて取扱わせていただきます。</p> <p>(1) 申込みのサービスの受付・変更等に必要連絡 (2) 当社が紹介する各種商品やキャンペーン情報等のご案内 (3) アンケートのお願い</p> <p>16 個人情報に関する権利</p> <p>申込者及び契約者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正又は削除を要求する権利があります。尚、請求を受けた場合でも検討の結果開示、訂正、削除に応じないことがあります。その場合には請求に応じられない理由をもって回答といたします。</p> <p>17 提携事業者</p> | <p>15 個人情報の利用</p> <p>当社は申込者及び契約者の個人情報を以下の目的で電話・電子メール・郵便物・当社グループの通信設備等を利用したご連絡・担当者によるご訪問等に利用します。</p> <p>尚、過去に当社サービスのいずれかを利用された方についても、顧客情報に準じて取扱わせていただきます。</p> <p>(1) 申込みのサービスの受付・変更等に必要連絡 (2) 当社が紹介する各種商品やキャンペーン情報等のご案内 (3) アンケートのお願い</p> <p>16 個人情報に関する権利</p> <p>申込者及び契約者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正又は削除を要求する権利があります。尚、請求を受けた場合でも検討の結果開示、訂正、削除に応じないことがあります。その場合には請求に応じられない理由をもって回答といたします。</p> <p>17 提携事業者</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p data-bbox="170 252 741 280">KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社</p> <p data-bbox="141 347 680 376">18 (第 35 条関連) 自然災害の対象エリア</p> <p data-bbox="141 395 1104 475">法令で定められた区域又は、当社及びジェイコムウエストが自然災害にあたり、当社の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p data-bbox="141 539 203 568">附則</p> <p data-bbox="159 635 293 663">(実施期日)</p> <p data-bbox="141 683 748 711">本別記は、2025年4月1日から実施いたします。</p> | <p data-bbox="1160 252 1731 280">KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社</p> <p data-bbox="1131 347 1671 376">18 (第 35 条関連) 自然災害の対象エリア</p> <p data-bbox="1131 395 2094 475">法令で定められた区域又は、当社及びJCOM マーケティングが自然災害にあたり、当社の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p data-bbox="1131 539 1189 568">附則</p> <p data-bbox="1149 635 1283 663">(実施期日)</p> <p data-bbox="1131 683 1738 711">本別記は、2026年4月1日から実施いたします。</p> |

旧

J:COM PHONE プラス for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表 1 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| 局名 | 提供区域 |
|-------|-----------------------------|
| 宝塚川西局 | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわち局 | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪局 | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山局 | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町 |
| りんくう局 | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |

新

J:COM PHONE プラス for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表 1 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| エリア名 | 提供区域 |
|---------|-----------------------------|
| 宝塚川西エリア | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわちエリア | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪エリア | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山エリア | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町 |
| りんくうエリア | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |

| 旧 | | 新 | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 堺局 | 堺市、高石市 | 堺エリア | 堺市、高石市 |
| 和泉・泉大津局 | 和泉市、泉大津市 | 和泉・泉大津エリア | 和泉市、泉大津市 |
| 大阪局 | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 | 大阪エリア | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 |
| 大阪セントラル局 | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 | 大阪セントラルエリア | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 |
| 北摂局 | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 | 北摂エリア | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 |
| 京都みやびじょん局 | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 | 京都みやびじょんエリア | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 |
| 北河内局 | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 | 北河内エリア | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 |
| 北大阪局 | 吹田市、豊中市、池田市 | 北大阪エリア | 吹田市、豊中市、池田市 |
| 高槻局 | 高槻市、島本町 | 高槻エリア | 高槻市、島本町 |

| 旧 | | 新 | |
|-------------------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------------------|
| | | | |
| 東大阪 局 | 東大阪市 | 東大阪 エリア | 東大阪市 |
| 神戸芦屋 局 | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド | 神戸芦屋 エリア | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド |
| 神戸三木 局 | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 | 神戸三木 エリア | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 |

※~~局~~名は~~ジェイコムウエスト~~が定めるところによります。

※~~エリア~~名は~~JCOM マーケティング~~が定めるところによります。

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|------|--|
| アジア1 | 大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港 |
| アジア2 | 台湾 |
| アジア3 | インドネシア共和国、タイ王国 |

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|------|--|
| アジア1 | 大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港 |
| アジア2 | 台湾 |
| アジア3 | インドネシア共和国、タイ王国 |

| 旧 | | 新 | |
|-------|---|-------|---|
| | | | |
| アジア 4 | ブルネイ・ダルサラーム国 | アジア 4 | ブルネイ・ダルサラーム国 |
| アジア 5 | マカオ | アジア 5 | マカオ |
| アジア 6 | モンゴル国 | アジア 6 | モンゴル国 |
| アジア 7 | インド | アジア 7 | インド |
| アジア 8 | スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国 | アジア 8 | スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国 |
| アジア 9 | アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国 | アジア 9 | アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国 |

| 旧 | | 新 | |
|--------|--|--------|--|
| アジア 10 | 東ティモール | アジア 10 | 東ティモール |
| アジア 11 | 朝鮮民主主義人民共和国 | アジア 11 | 朝鮮民主主義人民共和国 |
| アジア 12 | カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国 | アジア 12 | カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国 |
| アジア 13 | イエメン共和国 | アジア 13 | イエメン共和国 |
| アジア 14 | アフガニスタン・イスラム国 | アジア 14 | アフガニスタン・イスラム国 |
| アジア 15 | イラク共和国、イラン・イスラム共和国 | アジア 15 | イラク共和国、イラン・イスラム共和国 |
| アジア 16 | フィリピン共和国 | アジア 16 | フィリピン共和国 |
| アジア 17 | マレーシア | アジア 17 | マレーシア |
| アフリカ 1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン | アフリカ 1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン |

| 旧 | | 新 | |
|--------|---|--------|---|
| | 共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン | | 共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン |
| アフリカ 2 | アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和 | アフリカ 2 | アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和 |

| 旧 | | 新 | |
|--------|---|--------|---|
| | 国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国 | | 国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国 |
| アフリカ 3 | ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国 | アフリカ 3 | ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国 |
| アメリカ 1 | アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ | アメリカ 1 | アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ |
| アメリカ 2 | カナダ | アメリカ 2 | カナダ |
| アメリカ 3 | サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国 | アメリカ 3 | サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国 |
| アメリカ 4 | トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島 | アメリカ 4 | トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島 |
| アメリカ 5 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グアデルーペ、 | アメリカ 5 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グアデルーペ、 |

| 旧 | | 新 | |
|--------|--|--------|--|
| | グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領ヴァージン諸島、マルティニク、モンセラット、オランダ領セントマーチン | | グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領ヴァージン諸島、マルティニク、モンセラット、オランダ領セントマーチン |
| アメリカ 6 | バハマ国 | アメリカ 6 | バハマ国 |
| アメリカ 7 | ブラジル連邦共和国 | アメリカ 7 | ブラジル連邦共和国 |
| アメリカ 8 | ペルー共和国 | アメリカ 8 | ペルー共和国 |
| アメリカ 9 | アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナ | アメリカ 9 | アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナ |

| 旧 | | 新 | |
|---------|---|---------|---|
| | ム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国 | | ム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国 |
| アメリカ 10 | フォークランド諸島 | アメリカ 10 | フォークランド諸島 |
| オセアニア 1 | グアム、サイパン | オセアニア 1 | グアム、サイパン |
| オセアニア 2 | ハワイ | オセアニア 2 | ハワイ |
| オセアニア 3 | オーストラリア | オセアニア 3 | オーストラリア |
| オセアニア 4 | クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド | オセアニア 4 | クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド |
| オセアニア 5 | ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦 | オセアニア 5 | ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦 |
| オセアニア 6 | マーシャル諸島共和国 | オセアニア 6 | マーシャル諸島共和国 |

| 旧 | | 新 | |
|---------|--|---------|--|
| | | | |
| オセアニア 7 | バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア | オセアニア 7 | バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア |
| ヨーロッパ 1 | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国 | ヨーロッパ 1 | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国 |
| ヨーロッパ 2 | アンドラ公国、モナコ公国 | ヨーロッパ 2 | アンドラ公国、モナコ公国 |
| ヨーロッパ 3 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デ | ヨーロッパ 3 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デ |

| 旧 | | 新 | |
|--------|---|--------|---|
| | ンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 | | ンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 |
| ヨーロッパ4 | アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 | ヨーロッパ4 | アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 |
| ヨーロッパ5 | トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、コソボ共 | ヨーロッパ5 | トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、コソボ共 |

| 旧 | | 新 | |
|------------------|--|------------------|--|
| | 和国 | | 和国 |
| ヨーロッパ6 | アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国 | ヨーロッパ6 | アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国 |
| 特定衛星端末1 | スラヤー | 特定衛星端末1 | スラヤー |
| 特定衛星端末2 | イリジウム | 特定衛星端末2 | イリジウム |
| 特定衛星端末3 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) | 特定衛星端末3 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) |
| 特定衛星端末4 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) | 特定衛星端末4 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) |
| 2 非自動音声通信 | | 2 非自動音声通信 | |
| 区分 | 取扱地域 | 区分 | 取扱地域 |
| アジア1 | 【大韓民国】 | アジア1 | 【大韓民国】 |
| アジア2 | 香港、【マカオ】 | アジア2 | 香港、【マカオ】 |

| 旧 | | 新 | |
|--------|---|--------|---|
| | | | |
| アジア 3 | 【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】 | アジア 3 | 【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】 |
| アジア 4 | 【台湾】 | アジア 4 | 【台湾】 |
| アジア 5 | 【シンガポール共和国】 | アジア 5 | 【シンガポール共和国】 |
| アジア 6 | 【フィリピン共和国】 | アジア 6 | 【フィリピン共和国】 |
| アジア 7 | 【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール | アジア 7 | 【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール |
| アジア 8 | 【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、【ラオス人民民主共和国】 | アジア 8 | 【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、【ラオス人民民主共和国】 |
| アジア 9 | 朝鮮民主主義人民共和国 | アジア 9 | 朝鮮民主主義人民共和国 |
| アジア 10 | インド | アジア 10 | インド |

| 旧 | | 新 | |
|--------|--|--------|--|
| アジア 11 | 【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国 | アジア 11 | 【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国 |
| アジア 12 | 【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシミテ王国】、レバノン共和国 | アジア 12 | 【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシミテ王国】、レバノン共和国 |
| アジア 13 | アフガニスタン・イスラム協和国 | アジア 13 | アフガニスタン・イスラム協和国 |
| アフリカ 1 | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共 | アフリカ 1 | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム</p> | <p>和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム</p> |

| 旧 | | 新 | |
|--------|--|--------|--|
| | 共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン | | 共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン |
| アフリカ 2 | ディエゴ・ガルシア | アフリカ 2 | ディエゴ・ガルシア |
| アフリカ 3 | 西サハラ | アフリカ 3 | 西サハラ |
| アメリカ 1 | 【アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)】、【アラスカ】 | アメリカ 1 | 【アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)】、【アラスカ】 |
| アメリカ 2 | 【カナダ】 | アメリカ 2 | 【カナダ】 |
| アメリカ 3 | サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】 | アメリカ 3 | サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】 |
| アメリカ 4 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナダ | アメリカ 4 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナダ |

| 旧 | | 新 | |
|--------|--|--------|--|
| | イーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マテイク、モンセラット | | イーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マテイク、モンセラット |
| アメリカ 5 | エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国 | アメリカ 5 | エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国 |
| アメリカ 6 | ブラジル連邦共和国 | アメリカ 6 | ブラジル連邦共和国 |
| アメリカ 7 | 【ペルー共和国】 | アメリカ 7 | 【ペルー共和国】 |
| アメリカ 8 | 【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォーク | アメリカ 8 | 【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォーク |

| 旧 | | 新 | |
|---------|--|---------|--|
| | ランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国 | | ランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国 |
| オセアニア 1 | 【グアム】、【サイパン】 | オセアニア 1 | 【グアム】、【サイパン】 |
| オセアニア 2 | 【ハワイ】 | オセアニア 2 | 【ハワイ】 |
| オセアニア 3 | 【オーストラリア】 | オセアニア 3 | 【オーストラリア】 |
| オセアニア 4 | 【ニュージーランド】 | オセアニア 4 | 【ニュージーランド】 |
| オセアニア 5 | キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア協和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 | オセアニア 5 | キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア協和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 |

| 旧 | | 新 | |
|---------|--|---------|--|
| オセアニア 6 | 【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】 | オセアニア 6 | 【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】 |
| オセアニア 7 | ウェーキ島、ミッドウェー | オセアニア 7 | ウェーキ島、ミッドウェー |
| ヨーロッパ 1 | 【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】 | ヨーロッパ 1 | 【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】 |
| ヨーロッパ 2 | アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】 | ヨーロッパ 2 | アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】 |
| ヨーロッパ 3 | 【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】 | ヨーロッパ 3 | 【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】 |
| ヨーロッパ 4 | アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王 | ヨーロッパ 4 | アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王 |

| 旧 | | 新 | |
|--------|---|--------|---|
| | <p>国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国</p> | | <p>国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国</p> |
| ヨーロッパ5 | <p>アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、コソボ共和国、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、</p> | ヨーロッパ5 | <p>アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、コソボ共和国、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、</p> |

| 旧 | | 新 | |
|------------------------|--|------------------------|--|
| | 【ロシア連邦】 | | 【ロシア連邦】 |
| 特定衛星端末 1 | スラーヤー | 特定衛星端末 1 | スラーヤー |
| 特定衛星端末 2 | イリジウム | 特定衛星端末 2 | イリジウム |
| 特定衛星端末 3 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) | 特定衛星端末 3 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) |
| 特定衛星端末 4 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) | 特定衛星端末 4 | インマルサット(64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。) |
| 備考：【】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域 | | 備考：【】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域 | |

別表 3 当社及び [ジェイコムウエスト](#) が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

| 事業者の名称 |
|--|
| KDDI 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、ソ |

別表 3 当社及び [JCOM マーケティング](#) が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

| 事業者の名称 |
|--|
| KDDI 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、ソ |

| 旧 | 新 | | | | |
|--|---|---------------|---|--------|---------------|
| <p>フトバンク株式会社、株式会社オブテージ、株式会社 STNet、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社 QTnet、アルテリア・ネットワークス株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、JCOM 株式会社、ZIP Telecom 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、株式会社アイ・ピー・エス・プロ、C o l t テクノロジーサービス株式会社、株式会社コムスクエア、株式会社ハイスタンダード</p> | <p>フトバンク株式会社、株式会社オブテージ、株式会社 STNet、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社 QTnet、アルテリア・ネットワークス株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、JCOM 株式会社、ZIP Telecom 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、株式会社アイ・ピー・エス・プロ、C o l t テクノロジーサービス株式会社、株式会社コムスクエア、株式会社ハイスタンダード</p> | | | | |
| <p>別表 4 当社及び ジェイコムウエスト が別に定める電気通信番号に係る協定事業者</p> <table border="1" data-bbox="159 874 629 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 874 629 970">事業者の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 970 629 1070">東京テレメッセージ株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2025年 2月 4日から実施いたします。</p> | 事業者の名称 | 東京テレメッセージ株式会社 | <p>別表 4 当社及び JCOM マーケティング が別に定める電気通信番号に係る協定事業者</p> <table border="1" data-bbox="1153 874 1624 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 874 1624 970">事業者の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 970 1624 1070">東京テレメッセージ株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2026年 4月 1日から実施いたします。</p> | 事業者の名称 | 東京テレメッセージ株式会社 |
| 事業者の名称 | | | | | |
| 東京テレメッセージ株式会社 | | | | | |
| 事業者の名称 | | | | | |
| 東京テレメッセージ株式会社 | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、この J:COM TV for さすガねっと契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、株式会社 <u>ジェイコムウエスト</u>（以下「<u>ジェイコムウエスト</u>」）と申します。）が放送事業者として行う有線電気通信設備による放送サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>2 地上基幹放送（放送法第 2 条）の再放送（同第 140 条）及び J:COMSTREAM については、それぞれ別に <u>ジェイコムウエスト</u> が定める J:COM TV 再放送サービス契約約款及び J:COMSTREAM サービス利用規約を、当社が取り扱うサービスの範囲内においていずれも契約主体を当社と読み替えた上で料金の支払いに関する規定を除き優先して適用します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の適用がある場合には、</p> | <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、この J:COM TV for さすガねっと契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、<u>JCOM マーケティング</u>株式会社（以下「<u>JCOM マーケティング</u>」）と申します。）が放送事業者として行う有線電気通信設備による放送サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>2 地上基幹放送（放送法第 2 条）の再放送（同第 140 条）及び J:COMSTREAM については、それぞれ別に <u>JCOM マーケティング</u> が定める J:COM TV 再放送サービス契約約款及び J:COMSTREAM サービス利用規約を、当社が取り扱うサービスの範囲内においていずれも契約主体を当社と読み替えた上で料金の支払いに関する規定を除き優先して適用します。</p> <p>第2条 (約款の変更等)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の適用がある場合には、</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|------------|--|--------|---|--------|---|---|----|-------|------------|---|--------|---|--------|---|
| <p>放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。)につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | <p>放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。)につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3条 (用語の定義) この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> | <p>第3条 (用語の定義) この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 683 622 778">用語</th> <th data-bbox="631 683 1086 778">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 785 622 970">(1) 放送サービス</td> <td data-bbox="631 785 1086 970">当社が取次事業者として販売する、<u>ジェイコムウエスト</u>の有線電気通信設備による有料放送サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 976 622 1161">(2) 契約</td> <td data-bbox="631 976 1086 1161">当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1168 622 1342">(3) 世帯</td> <td data-bbox="631 1168 1086 1342">実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | (1) 放送サービス | 当社が取次事業者として販売する、 <u>ジェイコムウエスト</u> の有線電気通信設備による有料放送サービス | (2) 契約 | 当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約 | (3) 世帯 | 実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 683 1617 778">用語</th> <th data-bbox="1626 683 2080 778">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 785 1617 970">(1) 放送サービス</td> <td data-bbox="1626 785 2080 970">当社が取次事業者として販売する、<u>JCOM マーケティング</u>の有線電気通信設備による有料放送サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 976 1617 1161">(2) 契約</td> <td data-bbox="1626 976 2080 1161">当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1168 1617 1342">(3) 世帯</td> <td data-bbox="1626 1168 2080 1342">実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | (1) 放送サービス | 当社が取次事業者として販売する、 <u>JCOM マーケティング</u> の有線電気通信設備による有料放送サービス | (2) 契約 | 当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約 | (3) 世帯 | 実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等 |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放送サービス | 当社が取次事業者として販売する、 <u>ジェイコムウエスト</u> の有線電気通信設備による有料放送サービス | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 契約 | 当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 世帯 | 実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放送サービス | 当社が取次事業者として販売する、 <u>JCOM マーケティング</u> の有線電気通信設備による有料放送サービス | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 契約 | 当社が取次事業者として販売する放送サービスの提供を受けることを目的として締結される契約 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 世帯 | 実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所に住む家族等 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|----------------|---|----------------|--|
| (4) 集合住宅契約 | 共同住宅等のように一つの建物の中に複数の世帯が入居している住宅の形態（アパートやマンション等）と当社が判断するものを集合住宅とし、その集合住宅と ジェイコムウエスト の施設の導入設置に関する基本契約 | (4) 集合住宅契約 | 共同住宅等のように一つの建物の中に複数の世帯が入居している住宅の形態（アパートやマンション等）と当社が判断するものを集合住宅とし、その集合住宅と JCOM マーケティング の施設の導入設置に関する基本契約 |
| (5) 契約者 | 当社と契約を締結した者 | (5) 契約者 | 当社と契約を締結した者 |
| (6) 申込者 | 当社に契約の申込みをする者 | (6) 申込者 | 当社に契約の申込みをする者 |
| (7) 片方向 | ジェイコムウエスト の有線電気通信設備から契約者世帯へ信号が流れる向き | (7) 片方向 | JCOM マーケティング の有線電気通信設備から契約者世帯へ信号が流れる向き |
| (8) 双方向 | 片方向に加え、契約者世帯から ジェイコムウエスト の有線電気通信設備へ信号が流れる向き | (8) 双方向 | 片方向に加え、契約者世帯から JCOM マーケティング の有線電気通信設備へ信号が流れる向き |
| (9) セットトップボックス | 放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器 | (9) セットトップボックス | 放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器 |

| 旧 | | 新 | |
|------------------|--|------------------|--|
| | (ICカードを除きます。以下「STB」といいます。) | | (ICカードを除きます。以下「STB」といいます。) |
| (10) 機器等 | 当社が契約者に貸与する機器及びその他付属品 | (10) 機器等 | 当社が契約者に貸与する機器及びその他付属品 |
| (11) ICカード | STB に常時装着されることにより、STB を制御し、契約者の視聴履歴を記録するための IC を組み込んだカード | (11) ICカード | STB に常時装着されることにより、STB を制御し、契約者の視聴履歴を記録するための IC を組み込んだカード |
| (12) J:COMSTREAM | ジェイコムウエスト のネットワーク網及び設備等を使用して ジェイコムウエスト が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができる映像配信サービス | (12) J:COMSTREAM | JCOM マーケティング のネットワーク網及び設備等を使用して JCOM マーケティング が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができる映像配信サービス |
| (13) 引込工事 | ジェイコムウエスト の施設から契約者宅までの工事 | (13) 引込工事 | JCOM マーケティング の施設から契約者宅までの工事 |
| (14) 宅内工事 | 契約者宅内での工事（STB 設置及び配線工事等） | (14) 宅内工事 | 契約者宅内での工事（STB 設置及び配線工事等） |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|--|
| (15) 局内工事 | 契約者が STB 利用を開始するために <u>ジェイコムウエスト</u> の施設内で行なう工事 | (15) 局内工事 | 契約者が STB 利用を開始するために <u>JCOM マーケティング</u> の施設内で行なう工事 |
| (16) 保安器 | 雷等から宅内機器を保護するための装置であり、同軸から宅内配線の分岐点となるもの | (16) 保安器 | 雷等から宅内機器を保護するための装置であり、同軸から宅内配線の分岐点となるもの |
| (17) 光回線終端装置 | 光通信ネットワークの終端に設置され、光信号と電気信号の変換と、光信号の多重・分離をするもの | (17) 光回線終端装置 | 光通信ネットワークの終端に設置され、光信号と電気信号の変換と、光信号の多重・分離をするもの |
| <p>第2章 契約</p> <p>第1節 契約条件</p> <p>第4条 (契約の単位)</p> <p>契約は、世帯ごと又は当社が別に定める単位ごとに行います。</p> <p>第2節 契約成立</p> <p>第5条 (契約の成立)</p> <p>契約は、申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより</p> | | <p>第2章 契約</p> <p>第1節 契約条件</p> <p>第4条 (契約の単位)</p> <p>契約は、世帯ごと又は当社が別に定める単位ごとに行います。</p> <p>第2節 契約成立</p> <p>第5条 (契約の成立)</p> <p>契約は、申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>成立するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社が申込内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。</p> <p>(1) サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合</p> <p>(2) 申込者が料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）及び当社との他の契約に基づく債務の履行を怠ったことがあるなど約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 申込者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合</p> <p>(4) 申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 申込者が未成年の場合</p> <p>(6) 申込者が成年被後見人で、後見人の同意が得られない場合</p> <p>(7) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていない場合</p> <p>(8) 申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合</p> <p>(9) その他、当社又は ジェイコムウエスト の業務に著しい支障がある場合</p> | <p>成立するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社が申込内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。</p> <p>(1) サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合</p> <p>(2) 申込者が料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）及び当社との他の契約に基づく債務の履行を怠ったことがあるなど約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 申込者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合</p> <p>(4) 申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 申込者が未成年の場合</p> <p>(6) 申込者が成年被後見人で、後見人の同意が得られない場合</p> <p>(7) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていない場合</p> <p>(8) 申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合</p> <p>(9) その他、当社又は JCOM マーケティング の業務に著しい支障がある場合</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(10) 約款及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合</p> <p>4 有料番組を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。</p> <p>5 一部の有料番組については、未成年の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります。</p> <p>6 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。</p> | <p>(10) 約款及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合</p> <p>4 有料番組を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。</p> <p>5 一部の有料番組については、未成年の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります。</p> <p>6 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。</p> |
| <p>第6条 (契約締結後書面の交付等)</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。</p> <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付</p> <p>(2) 紙面による交付</p> | <p>第6条 (契約締結後書面の交付等)</p> <p>当社は、申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。</p> <p>3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付</p> <p>(2) 紙面による交付</p> |
| <p>第3節 契約変更</p> <p>第7条 (申込時所要事項の変更)</p> <p>契約者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。</p> | <p>第3節 契約変更</p> <p>第7条 (申込時所要事項の変更)</p> <p>契約者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第4節 契約解約・解除</p> <p>第8条 (初期契約解除等)</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、利用料及び申込者によるJ:COMSTREAMの利用による課金単位ごとの料金の費用負担についても同じとします。</p> <p>4 前3項の規定の他、申込者は、引込工事、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びジェイコムウエストに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> <p>第9条 (解約)</p> <p>契約者は契約を解約しようとする場合、当社にその旨申し出るものとします。</p> <p>2 契約者は解約の場合、第18条(利用料)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を精算するものとします。</p> <p>3 解約の場合、当社及びジェイコムウエストは放送サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、</p> | <p>第4節 契約解約・解除</p> <p>第8条 (初期契約解除等)</p> <p>申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。</p> <p>2 前項の規定による解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。</p> <p>3 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工又は完了済みの工事、撤去に要する工事及び手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、利用料及び申込者によるJ:COMSTREAMの利用による課金単位ごとの料金の費用負担についても同じとします。</p> <p>4 前3項の規定の他、申込者は、引込工事、宅内工事等が未着工又は契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社及びJCOMマーケティングに到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。</p> <p>第9条 (解約)</p> <p>契約者は契約を解約しようとする場合、当社にその旨申し出るものとします。</p> <p>2 契約者は解約の場合、第18条(利用料)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を精算するものとします。</p> <p>3 解約の場合、当社及びJCOMマーケティングは放送サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者に、撤去費用実費を負担していただきます。また、</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>撤去にともない契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。</p> <p>4 契約者は本条に定める解約及び第 11 条（停止及び解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を <u>ジェイコムウエスト</u> が指定する場所に返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又は <u>ジェイコムウエスト</u> は、料金表に定める損害金を請求します。</p> | <p>撤去にともない契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。</p> <p>4 契約者は本条に定める解約及び第 11 条（停止及び解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を <u>JCOM マーケティング</u> が指定する場所に返却するものとします。なお、返却がない場合は、当社又は <u>JCOM マーケティング</u> は、料金表に定める損害金を請求します。</p> |
| <p>第10条 （契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第 13 条（放送サービスの変更）の規定に準じて取り扱います。</p> | <p>第10条 （契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）</p> <p>契約者本人が契約の解約又は変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。</p> <p>2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第 13 条（放送サービスの変更）の規定に準じて取り扱います。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第11条 (停止及び解除)</p> <p>当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠るおそれがある場合、又はこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びそのおそれがある場合は、契約者に通知した上で放送サービスの提供を停止あるいは契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第9条(解約)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 契約者が、第9条(解約)による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売する放送サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします</p> <p>3 第1項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合(契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときを含みます。)には、通知をしないで、放送サービスの提供を停止すること、また、その契約を解除することがあります。</p> <p>4 当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。</p> <p>(1) 当社、ジェイコムウエスト又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、放送サービス提供にかかるジェイコムウエストの施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で放送サービスを提供できなくなる場合</p> <p>(2) 当社又はジェイコムウエストが放送サービスの提供を終了した場合。</p> <p>5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により放送サービスの提供を受けている契約者については、ジェイコムウエストとの集合住宅契約が終了した場合は、</p> | <p>第11条 (停止及び解除)</p> <p>当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠るおそれがある場合、又はこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びそのおそれがある場合は、契約者に通知した上で放送サービスの提供を停止あるいは契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第9条(解約)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 契約者が、第9条(解約)による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社が取次事業者として販売する放送サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします</p> <p>3 第1項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合(契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときを含みます。)には、通知をしないで、放送サービスの提供を停止すること、また、その契約を解除することがあります。</p> <p>4 当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。</p> <p>(1) 当社、JCOM マーケティング又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、放送サービス提供にかかるJCOM マーケティングの施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で放送サービスを提供できなくなる場合</p> <p>(2) 当社又はJCOM マーケティングが放送サービスの提供を終了した場合。</p> <p>5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により放送サービスの提供を受けている契約者については、JCOM マーケティングとの集合住宅契約が終了した場合は、</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。</p> | <p>契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。</p> |
| <p>第3章 サービス</p> | <p>第3章 サービス</p> |
| <p>第1節 TVサービス</p> | <p>第1節 TVサービス</p> |
| <p>第12条 (当社が提供する放送サービス)</p> | <p>第12条 (当社が提供する放送サービス)</p> |
| <p>当社は契約者に対しその提供区域内で、次の放送サービスを取次事業者として販売します。なお、契約の種別により、提供する番組は異なります。</p> | <p>当社は契約者に対しその提供区域内で、次の放送サービスを取次事業者として販売します。なお、契約の種別により、提供する番組は異なります。</p> |
| <p>(1) 基本番組サービス</p> | <p>(1) 基本番組サービス</p> |
| <p>基本番組サービスには、以下の種類があります。</p> | <p>基本番組サービスには、以下の種類があります。</p> |
| <p>(ア) 再放送サービス</p> | <p>(ア) 再放送サービス</p> |
| <p>放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及びデータ放送、ラジオ放送のうち、<u>ジェイコムウエスト</u>が定めた放送の同時再放送サービスで、<u>ジェイコムウエスト</u>が定める J:COM TV 再放送サービス契約約款に従い提供するもの</p> | <p>放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及びデータ放送、ラジオ放送のうち、<u>JCOM マーケティング</u>が定めた放送の同時再放送サービスで、<u>JCOM マーケティング</u>が定める J:COM TV 再放送サービス契約約款に従い提供するもの</p> |
| <p>(イ) BS デジタル放送及びCS デジタル放送等</p> | <p>(イ) BS デジタル放送及びCS デジタル放送等</p> |
| <p>放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及びデータ放送、ラジオ放送のうち、<u>ジェイコムウエスト</u>が定めた放送サービスで (ア) に定める放送を除く</p> | <p>放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及びデータ放送、ラジオ放送のうち、<u>JCOM マーケティング</u>が定めた放送サービスで (ア) に定める放送を除く</p> |
| <p>(ウ) 自主放送</p> | <p>(ウ) 自主放送</p> |
| <p><u>ジェイコムウエスト</u>による放送サービス</p> | <p><u>JCOM マーケティング</u>による放送サービス</p> |
| <p>(2) 有料番組サービス</p> | <p>(2) 有料番組サービス</p> |
| <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が定める番組。ただし、サービス種別により、追加契約ができない有料番組もあります。</p> | <p>当社及び<u>JCOM マーケティング</u>が定める番組。ただし、サービス種別により、追加契約ができない有料番組もあります。</p> |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|----------------------------------|------------------------------------|------|---|----------------------------------|------------------------------------|------|
| <p>(ア) オプションチャンネル</p> <p>基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービス</p> <p>(3) その他番組サービス</p> <p>当社及びジェイコムウエストが別に定める番組。特定のサービス種別のみ視聴可能。</p> <p>2 契約者は、同一サービスについては複数台契約を申込みことができます。ただし、一部のサービスにおいては複数台の契約の申込はできません。</p> <p>3 当社は、以下のサービス種別を契約者に提供します。</p> | | | | <p>(ア) オプションチャンネル</p> <p>基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービス</p> <p>(3) その他番組サービス</p> <p>当社及びJCOM マーケティングが別に定める番組。特定のサービス種別のみ視聴可能。</p> <p>2 契約者は、同一サービスについては複数台契約を申込みことができます。ただし、一部のサービスにおいては複数台の契約の申込はできません。</p> <p>3 当社は、以下のサービス種別を契約者に提供します。</p> | | | |
| サービス名 | | 分類 | 特記事項 | サービス名 | | 分類 | 特記事項 |
| ① | J:COM TV for さすがねっとスタンダードサービス | 当社が提供する全ての基本番組サービス及び双方向通信機能を提供するもの | | ① | J:COM TV for さすがねっとスタンダードサービス | 当社が提供する全ての基本番組サービス及び双方向通信機能を提供するもの | |
| ② | J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラスサービス | ①に追加してその他番組サービスを提供するもの | | ② | J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラスサービス | ①に追加してその他番組サービスを提供するもの | |
| ③ | J:COM TV for | ①のサービスのうち、 | | ③ | J:COM TV for | ①のサービスのうち、 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|----------------|-------------------------|--|--|----------------|-------------------------|--|
| | さすガねっと セレクト | 一部の番組の提供を 制限し、提供するもの | | | さすガねっと セレクト | 一部の番組の提供を 制限し、提供するもの | |
| 4 提供区域は、別に定めます。 | | | | 4 提供区域は、別に定めます。 | | | |
| 第13条 (放送サービスの変更) | | | | 第13条 (放送サービスの変更) | | | |
| 契約者は、当社が提供する放送サービスの変更を申込みことができます。 | | | | 契約者は、当社が提供する放送サービスの変更を申込みことができます。 | | | |
| 2 放送サービスの変更の場合には、第5条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。 | | | | 2 放送サービスの変更の場合には、第5条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。 | | | |
| 3 変更の申込を当社が承諾した場合、契約者は、別に定めるサービス変更手数料を支払っていただきます。ただし、有料番組サービスの変更は除きます。 | | | | 3 変更の申込を当社が承諾した場合、契約者は、別に定めるサービス変更手数料を支払っていただきます。ただし、有料番組サービスの変更は除きます。 | | | |
| 4 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。有料番組サービスの変更であって、工事を伴わない場合は除きます。 | | | | 4 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。有料番組サービスの変更であって、工事を伴わない場合は除きます。 | | | |
| 5 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。 | | | | 5 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。 | | | |
| 6 放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。 | | | | 6 放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。 | | | |
| 第2節 サービスの変更・中止・停止 | | | | 第2節 サービスの変更・中止・停止 | | | |
| 第14条 (一時停止及び再開) | | | | 第14条 (一時停止及び再開) | | | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約者は、当社が提供する基本番組サービスの一時停止又はその再開を希望する場合は、当社に当社の指定する方法によりその旨を申し出るものとします。一時停止の期間中についても、料金はお支払いいただきます。</p> <p>2 当社は、世帯ごと又は当社が定める単位ごとに、一時停止及び再開を取扱います。</p> | <p>契約者は、当社が提供する基本番組サービスの一時停止又はその再開を希望する場合は、当社に当社の指定する方法によりその旨を申し出るものとします。一時停止の期間中についても、料金はお支払いいただきます。</p> <p>2 当社は、世帯ごと又は当社が定める単位ごとに、一時停止及び再開を取扱います。</p> |
| <p>第3節 附帯サービス</p> | <p>第3節 附帯サービス</p> |
| <p>第15条 (放送サービスの情報提供)</p> | <p>第15条 (放送サービスの情報提供)</p> |
| <p>当社及びジェイコムウエストは、放送サービスの内容及び放送時間を、原則として当社及びジェイコムウエストの指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。</p> | <p>当社及びJCOMマーケティングは、放送サービスの内容及び放送時間を、原則として当社及びJCOMマーケティングの指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。</p> |
| <p>2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違い並びに変更によっておこる損害の賠償には応じません。</p> | <p>2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違い並びに変更によっておこる損害の賠償には応じません。</p> |
| <p>第16条 (J:COMSTREAM サービスの利用)</p> | <p>第16条 (J:COMSTREAM サービスの利用)</p> |
| <p>J:COMSTREAM サービスは、ジェイコムウエストが別に定める利用規約に基づき提供します。</p> | <p>J:COMSTREAM サービスは、JCOMマーケティングが別に定める利用規約に基づき提供します。</p> |
| <p>第4章 料金等</p> | <p>第4章 料金等</p> |
| <p>第1節 料金</p> | <p>第1節 料金</p> |
| <p>第17条 (料金の適用)</p> | <p>第17条 (料金の適用)</p> |
| <p>当社が取次事業者として販売するサービスの料金は、利用料、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めると</p> | <p>当社が取次事業者として販売するサービスの料金は、利用料、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めると</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|--------|--|--------------|------------------------|--------------|--|----------|--|---|-------|-----|--------|--|--------------|------------------------|--------------|--|----------|--|
| <p>ころによります。</p> <p>2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。</p> | <p>ころによります。</p> <p>2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2節 料金の支払義務 第18条 (利用料)</p> | <p>第2節 料金の支払義務 第18条 (利用料)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>契約者は別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。</p> | <p>契約者は別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 580 347 679">サービス名</th> <th data-bbox="349 580 781 679">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 681 781 780">放送サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 782 347 922">(1) 基本番組サービス</td> <td data-bbox="349 782 781 922">提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 924 347 1310">(2) 有料番組サービス</td> <td data-bbox="349 924 781 1310">提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1311 781 1358">その他のサービス</td> </tr> </tbody> </table> | サービス名 | 起算日 | 放送サービス | | (1) 基本番組サービス | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | (2) 有料番組サービス | 提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。 | その他のサービス | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 580 1337 679">サービス名</th> <th data-bbox="1339 580 1771 679">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 681 1771 780">放送サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 782 1337 922">(1) 基本番組サービス</td> <td data-bbox="1339 782 1771 922">提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 924 1337 1310">(2) 有料番組サービス</td> <td data-bbox="1339 924 1771 1310">提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 1311 1771 1358">その他のサービス</td> </tr> </tbody> </table> | サービス名 | 起算日 | 放送サービス | | (1) 基本番組サービス | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | (2) 有料番組サービス | 提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。 | その他のサービス | |
| サービス名 | 起算日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放送サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 基本番組サービス | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 有料番組サービス | 提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のサービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス名 | 起算日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放送サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 基本番組サービス | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 有料番組サービス | 提供を開始した日の属する月(日割りは行ないません) ただし、BS10 プレミアム及びWOWOW の提供を受ける場合は、サービスの契約成立日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のサービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|------------------------|---|------------------------|
| 追加の簡易 STB | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | 追加の簡易 STB | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) |
| 追加の STB (地デジ・BS デジコース用) | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) | 追加の STB (地デジ・BS デジコース用) | 提供を開始した日の翌日(日割りを行ないます) |
| <p>2 当社が、第 12 条 (当社が提供する放送サービス) に定めるサービスのうち、契約者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、自然災害その他当社及び ジェイコムウエスト の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合及び第 11 条 (停止及び解除) の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、第 2 項に定める自然災害の場合において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行なったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>4 日本放送協会 (NHK) の定めによるテレビジョン受信料 (衛星放送受信料を含みます。) は、当社が設定した利用料には含まれておりません。</p> | | <p>2 当社が、第 12 条 (当社が提供する放送サービス) に定めるサービスのうち、契約者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、自然災害その他当社及び JCOM マーケティング の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合及び第 11 条 (停止及び解除) の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、第 2 項に定める自然災害の場合において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行なったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>4 日本放送協会 (NHK) の定めによるテレビジョン受信料 (衛星放送受信料を含みます。) は、当社が設定した利用料には含まれておりません。</p> | |
| 第19条 (引込・宅内工事費等) | | 第19条 (引込・宅内工事費等) | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約者は、約款に規定する手続き又は工事（撤去に関する工事を含み、以下同じとします。）の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金又は別に定める工事費等の支払を要します。ただし、その手続き又は工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>3 契約解約後の再契約の場合でも、前二項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第3節 料金の計算及び支払い 第20条 （端数処理） 当社は、約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。</p> <p>2 料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。</p> <p>3 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合が</p> | <p>契約者は、約款に規定する手続き又は工事（撤去に関する工事を含み、以下同じとします。）の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金又は別に定める工事費等の支払を要します。ただし、その手続き又は工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。</p> <p>2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>3 契約解約後の再契約の場合でも、前二項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第3節 料金の計算及び支払い 第20条 （端数処理） 当社は、約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。</p> <p>2 料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。</p> <p>3 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合が</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>あります。</p> <p>第4節 延滞利息</p> <p>第21条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> <p>算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払日までの日数×0.0274パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> | <p>あります。</p> <p>第4節 延滞利息</p> <p>第21条 (延滞処理)</p> <p>契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>2 延滞利息は、次の算式により算定します。</p> <p>算定の対象となる料金×支払期日の翌日から支払日までの日数×0.0274パーセント</p> <p>3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>4 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>5 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。</p> <p>6 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として料金表に定める金額を請求いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第5章 施設等 第1節 設備等 第22条 (施設の設置及び費用の負担等) 当社又はジェイコムウエストは、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器（光回線設備の場合は光回線終端装置、以下同じ）までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者宅の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。</p> <p>2 契約者は、保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設（以下「契約者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。</p> <p>3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。</p> <p>4 当社及びジェイコムウエストがこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、ジェイコムウエスト又はジェイコムウエストの指定する業者が行うものとします。</p> <p>第23条 (設置場所の変更) 契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。</p> <p>(1) 変更先が同一敷地内の場合</p> <p>(2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可</p> | <p>第5章 施設等 第1節 設備等 第22条 (施設の設置及び費用の負担等) 当社又はJCOMマーケティングは、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器（光回線設備の場合は光回線終端装置、以下同じ）までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者宅の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。</p> <p>2 契約者は、保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設（以下「契約者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。</p> <p>3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。</p> <p>4 当社及びJCOMマーケティングがこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、JCOMマーケティング又はJCOMマーケティングの指定する業者が行うものとします。</p> <p>第23条 (設置場所の変更) 契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。</p> <p>(1) 変更先が同一敷地内の場合</p> <p>(2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>能な場合</p> <p>2 契約者は、前項の規定により引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は<u>ジェイコムウエスト又はジェイコムウエスト</u>の指定する業者が行うものとします。</p> <p>3 契約者は、第 22 条（施設の設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。</p> <p>第24条 （施設の設置場所の無償使用等）</p> <p>契約者は、<u>ジェイコムウエスト</u>又は<u>ジェイコムウエスト</u>の指定する業者が<u>ジェイコムウエスト</u>の施設の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。</p> <p>2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。</p> <p>第25条 （機器等の貸与）</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約者にサービスごとに料金表又はさすガねっと J プラン定期契約規約に定める機器等を貸与します。</p> <p>2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。</p> <p>3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 9 条（解約）</p> | <p>能な場合</p> <p>2 契約者は、前項の規定により引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は <u>JCOM マーケティング又は JCOM マーケティング</u>の指定する業者が行うものとします。</p> <p>3 契約者は、第 22 条（施設の設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。</p> <p>第24条 （施設の設置場所の無償使用等）</p> <p>契約者は、<u>JCOM マーケティング</u>又は <u>JCOM マーケティング</u>の指定する業者が <u>JCOM マーケティング</u>の施設の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。</p> <p>2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。</p> <p>第25条 （機器等の貸与）</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約者にサービスごとに料金表又はさすガねっと J プラン定期契約規約に定める機器等を貸与します。</p> <p>2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。</p> <p>3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 9 条（解約）</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>に支払うものとします。</p> <p>4 契約者は、<u>ジェイコムウエスト</u>が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。</p> <p>5 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。</p> | <p>で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又は <u>JCOM マーケティング</u>に支払うものとします。</p> <p>4 契約者は、<u>JCOM マーケティング</u>が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。</p> <p>5 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。</p> |
| <p>第26条 (他の放送サービスの機器等の使用)</p> <p>当社は、別に定める通り、1 台目の STB (以下「主契約」といいます) を契約する契約者に限り、2 台目以降の追加放送サービスを提供する目的で STB (付属品を含みます。以下「追加の STB」といいます) を提供することができます。追加の STB の利用料は、複数台割引を適用し、料金表に定める利用料を適用します。</p> <p>2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。</p> <p>3 前 2 項の追加を行った場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。</p> <p>4 契約者が主契約を解約し、追加の STB を継続利用する場合には、当社は主契約の解約後に追加の STB を主契約とみなし、契約を継続します。この場合は複数割引を解除します。</p> <p>5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。</p> <p>6 追加の STB で片方向契約の場合、J:COMSTREAM サービスの利用はできません。</p> | <p>第26条 (他の放送サービスの機器等の使用)</p> <p>当社は、別に定める通り、1 台目の STB (以下「主契約」といいます) を契約する契約者に限り、2 台目以降の追加放送サービスを提供する目的で STB (付属品を含みます。以下「追加の STB」といいます) を提供することができます。追加の STB の利用料は、複数台割引を適用し、料金表に定める利用料を適用します。</p> <p>2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。</p> <p>3 前 2 項の追加を行った場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。</p> <p>4 契約者が主契約を解約し、追加の STB を継続利用する場合には、当社は主契約の解約後に追加の STB を主契約とみなし、契約を継続します。この場合は複数割引を解除します。</p> <p>5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。</p> <p>6 追加の STB で片方向契約の場合、J:COMSTREAM サービスの利用はできません。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第2節 保安・保守</p> <p>第27条 (維持管理責任の範囲)</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の維持管理責任の範囲は、<u>ジェイコムウエスト</u>の施設とします。なお、契約者は<u>ジェイコムウエスト</u>の施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部又は一部が停止することがあることを承認するものとします。</p> <p>2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。</p> <p>第28条 (施設の故障等に伴う費用負担)</p> <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約者から当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。</p> <p>2 契約者は、契約者の故意又は過失により<u>ジェイコムウエスト</u>の施設（<u>ジェイコムウエスト</u>機器等を含みます。）に故障又は損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。</p> <p>第3節 ICカード</p> <p>第29条 (B-CASカードの取扱い)</p> <p>当社は、サービスの提供に必要な場合、B-CASカードが挿入されたSTBを貸</p> | <p>第2節 保安・保守</p> <p>第27条 (維持管理責任の範囲)</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>の維持管理責任の範囲は、<u>JCOM マーケティング</u>の施設とします。なお、契約者は <u>JCOM マーケティング</u>の施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部又は一部が停止することがあることを承認するものとします。</p> <p>2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。</p> <p>第28条 (施設の故障等に伴う費用負担)</p> <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約者から当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。</p> <p>2 契約者は、契約者の故意又は過失により <u>JCOM マーケティング</u>の施設（<u>JCOM マーケティング</u>機器等を含みます。）に故障又は損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。</p> <p>第3節 ICカード</p> <p>第29条 (B-CASカードの取扱い)</p> <p>当社は、サービスの提供に必要な場合、B-CASカードが挿入されたSTBを貸</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>与する場合があります。</p> <p>2B-CAS カードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。</p> <p>第30条 (C-CAS カードの貸与)</p> <p>当社は、サービスの提供に必要な場合 STB1 台につき、1 枚の C-CAS カードを貸与します。</p> <p>2 C-CAS カードの所有権は、ジェイコムウエストに帰属するものとし、契約者は、第9条（解約）及び第11条（停止及び解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行うまで、STB に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理しなければなりません。</p> <p>3 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C-CAS カードを交換することがあります。</p> <p>4 契約者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。</p> <p>5 契約者は、次の各号を行うことはできません。</p> <p>(1) C-CAS カードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること</p> <p>(2) C-CAS カードを日本国外に輸出又は持ち出すこと</p> | <p>与する場合があります。</p> <p>2B-CAS カードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。</p> <p>第30条 (C-CAS カードの貸与)</p> <p>当社は、サービスの提供に必要な場合 STB1 台につき、1 枚の C-CAS カードを貸与します。</p> <p>2 C-CAS カードの所有権は、JCOM マーケティングに帰属するものとし、契約者は、第9条（解約）及び第11条（停止及び解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行うまで、STB に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理しなければなりません。</p> <p>3 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C-CAS カードを交換することがあります。</p> <p>4 契約者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。</p> <p>5 契約者は、次の各号を行うことはできません。</p> <p>(1) C-CAS カードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること</p> <p>(2) C-CAS カードを日本国外に輸出又は持ち出すこと</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第31条 (C-CAS カードの紛失等)</p> <p>契約者は、C-CAS カードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。</p> <p>2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C-CAS カードを無効とします。</p> | <p>第31条 (C-CAS カードの紛失等)</p> <p>契約者は、C-CAS カードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。</p> <p>2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C-CAS カードを無効とします。</p> |
| <p>第32条 (C-CAS カードの再発行)</p> <p>当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、契約者は、別に定める C-CAS カード再発行手数料を支払わなければなりません。</p> | <p>第32条 (C-CAS カードの再発行)</p> <p>当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、契約者は、別に定める C-CAS カード再発行手数料を支払わなければなりません。</p> |
| <p>第33条 (C-CAS カードの返却)</p> <p>契約者は、第 9 条 (解約) 及び第 11 条 (停止及び解除) の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行う場合は、ジェイコムウエスト に対し C-CAS カードを直ちに返却しなければなりません。</p> | <p>第33条 (C-CAS カードの返却)</p> <p>契約者は、第 9 条 (解約) 及び第 11 条 (停止及び解除) の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行う場合は、JCOM マーケティング に対し C-CAS カードを直ちに返却しなければなりません。</p> |
| <p>第6章 損害賠償</p> | <p>第6章 損害賠償</p> |
| <p>第34条 (放送内容の変更)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。</p> | <p>第34条 (放送内容の変更)</p> <p>当社及び JCOM マーケティングは、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。</p> |
| <p>第35条 (免責事項)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。</p> | <p>第35条 (免責事項)</p> <p>当社及び JCOM マーケティングは、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(1) 天災地変その他当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合</p> <p>(2) 当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>の責めに帰さない事由又は受信障害により放送内容の全部又は一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合</p> <p>(3) 当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>の責めに帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合</p> <p>(4) 落雷など当社又は<u>ジェイコムウエスト</u>の責めに帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設及びテレビ受信機等が損傷した場合</p> <p>2 当社は、サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。</p> | <p>(1) 天災地変その他当社又は <u>JCOM マーケティング</u>の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合</p> <p>(2) 当社又は <u>JCOM マーケティング</u>の責めに帰さない事由又は受信障害により放送内容の全部又は一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合</p> <p>(3) 当社又は <u>JCOM マーケティング</u>の責めに帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合</p> <p>(4) 落雷など当社又は <u>JCOM マーケティング</u>の責めに帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設及びテレビ受信機等が損傷した場合</p> <p>2 当社は、サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。</p> |
| <p>第7章 雑則</p> | <p>第7章 雑則</p> |
| <p>第36条 （債権譲渡）</p> | <p>第36条 （債権譲渡）</p> |
| <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> | <p>契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。</p> |
| <p>第37条 （禁止事項）</p> | <p>第37条 （禁止事項）</p> |
| <p>契約者は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が提供するサービスを、第三者にデジタルコピー並びにテープ、配線等により供給することは無償・有償に</p> | <p>契約者は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が提供するサービスを、第三者にデジタルコピー並びにテープ、配線等により供給することは無償・有償に</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>かかわらず禁止します。</p> <p>2 契約者は、契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。</p> <p>3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとしします。</p> <p>4 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の放送サービスの視聴を可能にする目的で、<u>ジェイコムウエスト</u>が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、<u>ジェイコムウエスト</u>の機器等を使用することはできません。</p> <p>5 契約者が契約に基づいて放送サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> | <p>かかわらず禁止します。</p> <p>2 契約者は、契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。</p> <p>3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとしします。</p> <p>4 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>の放送サービスの視聴を可能にする目的で、<u>JCOM マーケティング</u>が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、<u>JCOM マーケティング</u>の機器等を使用することはできません。</p> <p>5 契約者が契約に基づいて放送サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。</p> |
| <p>第38条 (名義の変更)</p> <p>放送サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた、契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き放送サービスの視聴を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 5 条（契約の成立）の規定によって申し込んでいただきます。</p> | <p>第38条 (名義の変更)</p> <p>放送サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた、契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き放送サービスの視聴を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 5 条（契約の成立）の規定によって申し込んでいただきます。</p> |
| <p>第39条 (契約者に係る情報の取扱)</p> | <p>第39条 (契約者に係る情報の取扱)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 69 号）に基づくほか、当社が別途掲示するプライバシーポリシー及びこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。</p> <p>2 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社及び提携事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。</p> <p>(1) 契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。</p> <p>(2) 契約内容に関する事項。</p> <p>(3) 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。</p> <p>(4) 契約者のテレビ視聴履歴に関する事項。</p> <p>3 当社は、前項に記載する契約者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。</p> <p>(1) 当社、ジェイコムウエスト、JCOM 株式会社若しくは提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。</p> | <p>当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 69 号）に基づくほか、当社が別途掲示するプライバシーポリシー及びこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。</p> <p>2 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を JCOM マーケティング、JCOM 株式会社及び提携事業者並びに当社の業務を委託している者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。</p> <p>(1) 契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。</p> <p>(2) 契約内容に関する事項。</p> <p>(3) 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。</p> <p>(4) 契約者のテレビ視聴履歴に関する事項。</p> <p>3 当社は、前項に記載する契約者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。</p> <p>(1) 当社、JCOM マーケティング、JCOM 株式会社若しくは提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(2) 契約者のテレビの視聴履歴や操作に関する記録に関する分析を行い、契約者が支障なく視聴が継続できるように設備の保守等を行うため。</p> <p>(3) 上記 (1) ～ (2) のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。</p> | <p>(2) 契約者のテレビの視聴履歴や操作に関する記録に関する分析を行い、契約者が支障なく視聴が継続できるように設備の保守等を行うため。</p> <p>(3) 上記 (1) ～ (2) のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。</p> |
| <p>第40条 (準拠法)</p> <p>この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> | <p>第40条 (準拠法)</p> <p>この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。</p> |
| <p>第41条 (合意管轄)</p> <p>契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> | <p>第41条 (合意管轄)</p> <p>契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> |
| <p>第42条 (言語)</p> <p>この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> | <p>第42条 (言語)</p> <p>この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。</p> |
| <p>第43条 (定めなき事項)</p> <p>この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。</p> | <p>第43条 (定めなき事項)</p> <p>この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。</p> |
| <p>第44条 (統計情報の取扱い)</p> | <p>第44条 (統計情報の取扱い)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約者が放送サービス及び附帯サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。</p> <p>2 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が統計・集計等を行い、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の営業・プロモーション活動に活用することがあります。</p> <p>3 当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>は、契約者の本サービス利用に関する視聴率等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報及びこれらに基づく情報は当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本約款は、2025年10月1日から実施いたします。</p> | <p>当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約者が放送サービス及び附帯サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。</p> <p>2 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>が統計・集計等を行い、当社及び <u>JCOM マーケティング</u>の営業・プロモーション活動に活用することがあります。</p> <p>3 当社及び <u>JCOM マーケティング</u>は、契約者の本サービス利用に関する視聴率等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報及びこれらに基づく情報は当社及び <u>JCOM マーケティング</u>に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本約款は、2026年4月1日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等</p> <p>※4「プレイボーイ・レッドセット」は「プレイボーイ チャンネル」及び「レッドチェリー」の 2 チャンネルセット項目となります。ただし、J:COM 宝塚・川西局エリア、J:COM かわち局エリア、J:COM 大阪局エリア、J:COM 堺局エリア、J:COM 和泉・泉大津局エリア、J:COM りんくう局エリア、J:COM 和歌山局エリア、J:COM 神戸芦屋局エリア、J:COM 神戸三木局エリアに限り提供します。</p> <p>附則 (実施期日) 本料金表は、2026 年 <u>3</u> 月 1 日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと料金表 大阪ガス株式会社</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等</p> <p>※4「プレイボーイ・レッドセット」は「プレイボーイ チャンネル」及び「レッドチェリー」の 2 チャンネルセット項目となります。ただし、J:COM 宝塚・川西エリア、J:COM かわちエリア、J:COM 大阪エリア、J:COM 堺エリア、J:COM 和泉・泉大津エリア、J:COM りんくうエリア、J:COM 和歌山エリア、J:COM 神戸芦屋エリア、J:COM 神戸三木エリアに限り提供します。</p> <p>附則 (実施期日) 本料金表は、2026 年 <u>4</u> 月 1 日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記4（第18条関係）自然災害の対象エリア 法令で定められた区域又は、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>が自然災害にあたり、当社及び<u>ジェイコムウエスト</u>の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p>附則</p> <p>（実施期日） 本別記は、2025年2月4日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記4（第18条関係）自然災害の対象エリア 法令で定められた区域又は、当社及び<u>JCOMマーケティング</u>が自然災害にあたり、当社及び<u>JCOMマーケティング</u>の減免対象とすべきと判断した区域</p> <p>附則</p> <p>（実施期日） 本別記は、2026年4月1日から実施いたします。</p> |

旧

J:COM TV for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表 1 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| 局名 | 提供区域 |
|-------|-----------------------------|
| 宝塚川西局 | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわち局 | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪局 | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山局 | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部 |
| りんくう局 | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |
| 堺局 | 堺市、高石市 |

新

J:COM TV for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表 1 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

| エリア名 | 提供区域 |
|---------|-----------------------------|
| 宝塚川西エリア | 宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 |
| かわちエリア | 八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 |
| 南大阪エリア | 大阪狭山市、河内長野市、富田林市 |
| 和歌山エリア | 和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部 |
| りんくうエリア | 泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |
| 堺エリア | 堺市、高石市 |

| 旧 | | 新 | |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 和泉・泉大津 ^局 | 和泉市、泉大津市 | 和泉・泉大津 ^{エリア} | 和泉市、泉大津市 |
| 大阪 ^局 | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 | 大阪 ^{エリア} | 大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 |
| 大阪セントラル ^局 | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 | 大阪セントラル ^{エリア} | 大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 |
| 北摂 ^局 | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 | 北摂 ^{エリア} | 大阪府箕面市、茨木市、摂津市 |
| 京都みやびじょん ^局 | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 | 京都みやびじょん ^{エリア} | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 |
| 北河内 ^局 | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 | 北河内 ^{エリア} | 守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市 |
| 北大阪 ^局 | 吹田市、豊中市、池田市 | 北大阪 ^{エリア} | 吹田市、豊中市、池田市 |
| 高槻 ^局 | 高槻市、島本町 | 高槻 ^{エリア} | 高槻市、島本町 |
| 東大阪 ^局 | 東大阪市 | 東大阪 ^{エリア} | 東大阪市 |

| 旧 | | 新 | |
|--|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 神戸芦屋局 | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド | 神戸芦屋エリア | 兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド |
| 神戸三木局 | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 | 神戸三木エリア | 神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 |
| <p>※局名は ジェイコムウエスト が定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2022年3月1日から実施いたします。</p> | | <p>※エリア名は JCOM マーケティング が定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本別表は、2026年4月1日から実施いたします。</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと J プラン、J:COM TV for さすガねっと及び J:COM PHONE プラス for さすガねっとの契約約款及び利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額利用料（以下「利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第2条 (規約の変更等)</p> <p>当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと J プラン、J:COM TV for さすガねっと及び J:COM PHONE プラス for さすガねっとの契約約款及び利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額利用料（以下「利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第2条 (規約の変更等)</p> <p>当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p> <p>2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。</p> <p>3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> | <p>契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第3条 (申込の承諾)</p> <p>当社は、本特典の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、本規約に記載されている提供条件を満たさない場合、申込を承諾しません。</p> <p>3 本規約に定める提供条件に合致しない場合、当社は本特典の適用を行いません。</p> <p>4 本特典は、適用よりも前に、当社とのいかなる契約も当社による解除により終了したことがないことが条件となります。</p> <p>第4条 (利用料割引特典の適用終了)</p> <p>当社は、利用料割引特典については割引期間が満了したときに、その適用を終了します。</p> <p>2 前項の場合において、利用料割引特典の適用終了に関して、当社は契約者に対して事前の告知は行いません。</p> <p>3 利用料割引特典の割引期間が満了する前に、当社がその適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。</p> <p>4 当社は、契約者が利用料割引特典及びその他特典の適用条件を満たさなくなった場合、利用料割引特典及びその他特典の適用を終了します。この場合、当社から利用料割引特典及びその他特典の適用が終了する事について告知は行いません。</p> | <p>第3条 (申込の承諾)</p> <p>当社は、本特典の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、本規約に記載されている提供条件を満たさない場合、申込を承諾しません。</p> <p>3 本規約に定める提供条件に合致しない場合、当社は本特典の適用を行いません。</p> <p>4 本特典は、適用よりも前に、当社とのいかなる契約も当社による解除により終了したことがないことが条件となります。</p> <p>第4条 (利用料割引特典の適用終了)</p> <p>当社は、利用料割引特典については割引期間が満了したときに、その適用を終了します。</p> <p>2 前項の場合において、利用料割引特典の適用終了に関して、当社は契約者に対して事前の告知は行いません。</p> <p>3 利用料割引特典の割引期間が満了する前に、当社がその適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。</p> <p>4 当社は、契約者が利用料割引特典及びその他特典の適用条件を満たさなくなった場合、利用料割引特典及びその他特典の適用を終了します。この場合、当社から利用料割引特典及びその他特典の適用が終了する事について告知は行いません。</p> |
| <p>第5条 (利用料割引特典及びその他特典の変更・中止・中断)</p> | <p>第5条 (利用料割引特典及びその他特典の変更・中止・中断)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="159 252 1104 331">当社は、当社の都合により利用料割引特典及びその他特典の適用について変更、中止又は中断をすることがあります。</p> <p data-bbox="141 395 943 427">第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p data-bbox="141 443 383 475">1 利用料割引特典</p> <p data-bbox="170 491 383 571">1-1 スタート割 (廃止)</p> | <p data-bbox="1149 252 2098 331">当社は、当社の都合により利用料割引特典及びその他特典の適用について変更、中止又は中断をすることがあります。</p> <p data-bbox="1131 395 1933 427">第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p data-bbox="1131 443 1373 475">1 利用料割引特典</p> <p data-bbox="1160 491 1373 571">1-1 スタート割 (廃止)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>1-2 セット割</p> <p>(1) 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は別記に定める当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は別記に定める当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p>(2) セット割は、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の末日までにお申込みいただいた場合はインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日から、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の翌月以降にお申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっと J プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> | <p>1-2 セット割</p> <p>(1) 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は別記に定める当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は別記に定める当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p>(2) セット割は、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の末日までにお申込みいただいた場合はインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日から、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の翌月以降にお申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっと J プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(3) 契約者は、セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設 | <p>(3) 契約者は、セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設 |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすがねっと J プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすがねっと J プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービ</p> | <p>置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に JCOM マーケティング株式会社との間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に JCOM マーケティング株式会社が提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が JCOM マーケティング株式会社と当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすがねっと J プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすがねっと J プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。)、違約金相当額補填割引の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものとしたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(1) インターネット標準工事費の支払いが発生し、インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月以降についてはインターネット接続サービスの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっとJプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 | <p>ス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。)、違約金相当額補填割引の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものとしたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(1) インターネット標準工事費の支払いが発生し、インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月以降についてはインターネット接続サービスの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっとJプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>2 その他特典</p> <p>2-1 基本工事費無料 (廃止)</p> <p>2-2 撤去工事費無料 (廃止)</p> <p>2-3 かけ放題パック新規加入時登録手数料無料 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時にかけ放題パックを申し込まれかつ同時にサービスを開始した場合は、同パックの登録手数料を無料とします。</p> <p>別表 別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間) (2024年9月30日までに契約を締結した場合)</p> | <p>2 その他特典</p> <p>2-1 基本工事費無料 (廃止)</p> <p>2-2 撤去工事費無料 (廃止)</p> <p>2-3 かけ放題パック新規加入時登録手数料無料 J:COM PHONE プラス for さすがねっとの新規申込みと同時にかけ放題パックを申し込まれかつ同時にサービスを開始した場合は、同パックの登録手数料を無料とします。</p> <p>別表 別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間) (2024年9月30日までに契約を締結した場合)</p> |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|------|---------------------------|--------------------------|------|---|--------------------------|------|-------------------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 |
| J プラン 320M戸建 タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | J プラン 320M集合 タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 | J プラン 320M戸建 タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | J プラン 320M集合 タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 |
| J プラン 320M戸建 タイプ及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - | J プラン 320M戸建 タイプ及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - |
| J プラン 320M戸建 TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | J プラン 320M集合 TELパック | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 | J プラン 320M戸建 TELパッ ク | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | J プラン 320M集合 TELパッ ク | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 |
| J プラン 320M戸建 | 2,000円 (税込 | 12か月 | - | - | - | J プラン | 2,000円 | 12か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|------|---|--------------------------|------|---|--------------------------|------|---------------------------------------|--------------------------|------|
| TELパック 及び地デ ジコース (TV再放 送サービ ス) | 2,200円) | | | | | 320M戸建 TELパッ ク及び地 デジコー ス(TV再 放送サー ビス) | (税込 2,200円) | | | | |
| Jプラン 320M戸建 TVセレク トパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVセレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 | Jプラン 320M戸建 TVセレク トパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVセレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 |
| Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードパ ック | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 | Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードパ ック | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 |
| Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードプ ラスパッ | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードプ ラスパッ | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 | Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードプ | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードプ | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|
| ク | | | ク | | | ラスパッ ク | | | ラスパッ ク | | |
| J プラン 320M戸建 トリプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 | J プラン 320M戸建 トリプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 |
| J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ード | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ード | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 | J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ード | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ード | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 |
| J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ードプラ ス | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ードプラ ス | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 | J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ードプラ ス | 4,100円 (税込 4,510円) | 12か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ードプラ ス | 1,800円 (税込 1,980円) | 12か月 |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|------------------------|--------------------------|------|--|--------------------------|------|------------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 |
| Jプラン1 G戸建タ イプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | Jプラン1 G集合タ イプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 | Jプラン1 G戸建タ イプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | Jプラン1 G集合タ イプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 |
| Jプラン1 G戸建タ イプ及び 地デジコ ース（TV 再放送サ ービス） | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | - | - | - | Jプラン1 G戸建タ イプ及び 地デジコ ース（TV 再放送サ ービス） | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | - | - | - |
| Jプラン1 G戸建TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | Jプラン1 G集合TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 | Jプラン1 G戸建TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | Jプラン1 G集合TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 |
| Jプラン1 G戸建TEL | 2,200円 (税込 | 12か月 | - | - | - | Jプラン1 G戸建TEL | 2,200円 (税込 | 12か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|----------------------------|-------|--|----------------------------|-------|--|----------------------------|-------|--|----------------------------|-------|
| パック及び地デジコース (TV再放送サービス) | 2,420 円) | | | | | パック及び地デジコース (TV再放送サービス) | 2,420 円) | | | | |
| J プラン 1 G 戸建 TV セレクト パック | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV セレクト パック | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 戸建 TV セレクト パック | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV セレクト パック | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 12 か月 |
| J プラン 1 G 戸建 TV スタンダ ードパッ ク | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV スタンダ ードパッ ク | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 戸建 TV スタンダ ードパッ ク | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV スタンダ ードパッ ク | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 12 か月 |
| J プラン 1 G 戸建 TV スタンダ ードプラ スパック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV スタンダ ードプラ スパック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 戸建 TV スタンダ ードプラ スパック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 12 か月 | J プラン 1 G 集合 TV スタンダ ードプラ スパック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 12 か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|
| Jプラン1 G戸建ト リプルセ レクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルセ レクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 12か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルセ レクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルセ レクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 12か月 |
| Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ド | 4,300円 (税込 4,730円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ド | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ド | 4,300円 (税込 4,730円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ド | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 |
| Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ドプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ドプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ドプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 12か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ドプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 12か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|------------------------------------|---------------------|-------|------------------------------------|---------------------|-------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（戸建） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| Jプラン 10G | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 | Jプラン 10G | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 | Jプラン 10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10GTEL パック | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 | Jプラン 10GTEL パック | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10GTEL パック及び地デジコース（TV再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 | Jプラン 10GTEL パック及び地デジコース（TV再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10GTV セレクトパック | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か月 | Jプラン 10GTV セレクトパック | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10GTV スタンダードパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か月 | Jプラン 10GTV スタンダードパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10GTV スタンダードプラスパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か月 | Jプラン 10GTV スタンダードプラスパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か月 |
| Jプラン 10Gトリプルセレクト | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か月 | Jプラン 10Gトリプルセレクト | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------------------------|-------|---|-------------------------|-------|
| J プラン 10Gトリプル スタンダード | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か月 | J プラン 10Gトリプル スタンダード | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か月 |
| J プラン 10Gトリプル スタンダードプラス | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か月 | J プラン 10Gトリプル スタンダードプラス | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か月 |
| (2024 年 10 月 1 日以降 2025 年 9 月 30 日までに契約を締結した場合) | | | (2024 年 10 月 1 日以降 2025 年 9 月 30 日までに契約を締結した場合) | | |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|------|---------------------------|--------------------------|------|---|--------------------------|------|---------------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 |
| J プラン 320M戸建 タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | J プラン 320M集合 タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 | J プラン 320M戸建 タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | J プラン 320M集合 タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 |
| J プラン 320M戸建 タイプ及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - | J プラン 320M戸建 タイプ及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - |
| J プラン 320M戸建 TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | J プラン 320M集合 TELパック | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 | J プラン 320M戸建 TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | J プラン 320M集合 TELパック | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 |
| J プラン 320M戸建 | 2,000円 (税込 | 6か月 | - | - | - | J プラン 320M戸建 | 2,000円 (税込 | 6か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|-----|---|--------------------------|-----|---|--------------------------|-----|---|--------------------------|-----|
| TELパック 及び地デ ジコース (TV再放 送サービ ス) | 2,200円) | | | | | TELパック 及び地デ ジコース (TV再放 送サービ ス) | 2,200円) | | | | |
| Jプラン 320M戸建 TVセレク トパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVセレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | Jプラン 320M戸建 TVセレク トパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVセレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |
| Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードパ ック | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 | Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードパ ック | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 |
| Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードプ ラスパッ | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードプ ラスパッ | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 | Jプラン 320M戸建 TVスタン ダードプ ラスパッ | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | Jプラン 320M集合 TVスタン ダードプ ラスパッ | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|
| ク | | | ク | | | ク | | | ク | | |
| J プラン 320M戸建 トリプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | J プラン 320M戸建 トリプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |
| J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ード | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ード | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 | J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ード | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ード | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 |
| J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ードプラ ス | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ードプラ ス | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 | J プラン 320M戸建 トリプル スタンダ ードプラ ス | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か月 | J プラン 320M集合 トリプル スタンダ ードプラ ス | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|------------------------|--------------------------|------|--|--------------------------|------|------------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 | 対象サー ビス | 割引額 | 割引期間 |
| Jプラン1 G戸建タ イプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1 G集合タ イプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建タ イプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1 G集合タ イプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 |
| Jプラン1 G戸建タ イプ及び 地デジコ ース（TV 再放送サ ービス） | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - | Jプラン1 G戸建タ イプ及び 地デジコ ース（TV 再放送サ ービス） | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - |
| Jプラン1 G戸建TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|-----|-------------------------------------|--------------------------|-----|---|--------------------------|-----|-------------------------------------|--------------------------|-----|
| Jプラン1 G戸建TEL パック及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - | Jプラン1 G戸建TEL パック及 び地デジ コース(TV 再放送サ ービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - |
| Jプラン1 G戸建TV セレクト パック | 3,600円 (税込 3,960円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV セレクト パック | 1,600円 (税込 1,760円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建TV セレクト パック | 3,600円 (税込 3,960円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV セレクト パック | 1,600円 (税込 1,760円) | 6か月 |
| Jプラン1 G戸建TV スタンダ ードパッ ク | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV スタンダ ードパッ ク | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建TV スタンダ ードパッ ク | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV スタンダ ードパッ ク | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |
| Jプラン1 G戸建TV スタンダ ードプラ | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV スタンダ ードプラ | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建TV スタンダ ードプラ | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合TV スタンダ ードプラ | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|-----|
| スパック | | | スパック | | | スパック | | | スパック | | |
| Jプラン1 G戸建ト リプルセ レクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルセ レクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルセ レクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルセ レクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 6か月 |
| Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ド | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ド | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ド | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ド | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |
| Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ドプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ドプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 | Jプラン1 G戸建ト リプルス タANDARD ドプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か月 | Jプラン1 G集合ト リプルス タANDARD ドプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|----------------------------------|------------------|------|----------------------------------|------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（戸建） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| Jプラン10G | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 | Jプラン10G | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 |
| Jプラン10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 | Jプラン10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 |
| Jプラン10GTELパック | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 | Jプラン10GTELパック | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 |
| Jプラン10GTELパック及び地デジコース（TV再放送サービス） | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 | Jプラン10GTELパック及び地デジコース（TV再放送サービス） | 3,500円(税込3,850円) | 6か月 |
| Jプラン10GTVセレクトパック | 4,900円(税込5,390円) | 6か月 | Jプラン10GTVセレクトパック | 4,900円(税込5,390円) | 6か月 |
| Jプラン10GTVスタンダードパック | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 | Jプラン10GTVスタンダードパック | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 |
| Jプラン10GTVスタンダードプラスパック | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 | Jプラン10GTVスタンダードプラスパック | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 |
| Jプラン10Gトリプルセレクト | 4,900円(税込5,390円) | 6か月 | Jプラン10Gトリプルセレクト | 4,900円(税込5,390円) | 6か月 |
| Jプラン10Gトリプルスタンダード | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 | Jプラン10Gトリプルスタンダード | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|------------------|------|--|------------------|------|
| J プラン 10Gトリプル スタンダードプラス | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 | J プラン 10Gトリプル スタンダードプラス | 5,600円(税込6,160円) | 6か月 |
| 別表2 (違約金相当額補填割引 割引額及び割引期間) | | | 別表2 (違約金相当額補填割引 割引額及び割引期間) | | |
| 他社サービスの違約金 額 | 割引額 | 割引期間 | 他社サービスの違約金 額 | 割引額 | 割引期間 |
| 1,000円以下 (税込1,100円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 1か月 | 1,000円以下 (税込1,100円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 1か月 |
| 1,001円以上2,000円以下 (税込1,101円以上 2,200円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 2か月 | 1,001円以上2,000円以下 (税込1,101円以上 2,200円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 2か月 |
| 2,001円以上3,000円以下 (税込2,201円以上 3,300円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 3か月 | 2,001円以上3,000円以下 (税込2,201円以上 3,300円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 3か月 |
| 3,001円以上4,000円以下 (税込3,301円以上 4,400円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 4か月 | 3,001円以上4,000円以下 (税込3,301円以上 4,400円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 4か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|------------------|-----|---|------------------|-----|
| 4,001円以上5,000円以下 (税込 4,401円以上 5,500円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 5か月 | 4,001円以上5,000円以下 (税込 4,401円以上 5,500円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 5か月 |
| 5,001円以上6,000円以下 (税込 5,501円以上 6,600円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 6か月 | 5,001円以上6,000円以下 (税込 5,501円以上 6,600円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 6か月 |
| 6,001円以上7,000円以下 (税込 6,601円以上 7,700円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 7か月 | 6,001円以上7,000円以下 (税込 6,601円以上 7,700円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 7か月 |
| 7,001円以上8,000円以下 (税込 7,701円以上 8,800円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 8か月 | 7,001円以上8,000円以下 (税込 7,701円以上 8,800円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 8か月 |
| 8,001円以上9,000円以下 | 1,000円(税込1,100円) | 9か月 | 8,001円以上9,000円以下 | 1,000円(税込1,100円) | 9か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---------------------|-------|--|---------------------|-------|
| (税込 8,801 円以上 9,900 円以下) | | | (税込 8,801 円以上 9,900 円以下) | | |
| 9,001 円以上 10,000 円 以下 (税込 9,901 円以上 11,000 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 10 か月 | 9,001 円以上 10,000 円 以下 (税込 9,901 円以上 11,000 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 10 か月 |
| 10,001 円以上 11,000 円 以下 (税込 11,001 円以上 12,100 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 11 か月 | 10,001 円以上 11,000 円 以下 (税込 11,001 円以上 12,100 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 11 か月 |
| 11,001 円以上 12,000 円 以下 (税込 12,101 円以上 13,200 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 12 か月 | 11,001 円以上 12,000 円 以下 (税込 12,101 円以上 13,200 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 12 か月 |
| 12,001 円以上 13,000 円 以下 (税込 13,201 円以上 14,300 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 13 か月 | 12,001 円以上 13,000 円 以下 (税込 13,201 円以上 14,300 円以下) | 1,000 円(税込 1,100 円) | 13 か月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|------------------|------|---|------------------|------|
| 13,001円以上14,000円以下 (税込 14,301円以上15,400円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 14か月 | 13,001円以上14,000円以下 (税込 14,301円以上15,400円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 14か月 |
| 14,001円以上15,000円以下 (税込 15,401円以上16,500円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 15か月 | 14,001円以上15,000円以下 (税込 15,401円以上16,500円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 15か月 |
| 15,001円以上16,000円以下 (税込 16,501円以上17,600円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 16か月 | 15,001円以上16,000円以下 (税込 16,501円以上17,600円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 16か月 |
| 16,001円以上17,000円以下 (税込 17,601円以上18,700円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 17か月 | 16,001円以上17,000円以下 (税込 17,601円以上18,700円以下) | 1,000円(税込1,100円) | 17か月 |
| 17,001円以上 (税込 18,701円以上) | 1,000円(税込1,100円) | 18か月 | 17,001円以上 (税込 18,701円以上) | 1,000円(税込1,100円) | 18か月 |

旧

新

別表 3 (工事費相当額割引 割引額及び割引期間)

| 対象サービス | 住居形態 | 割引額 | 割引期間 |
|-----------------|----------------------------------|--|-------|
| さすガねっと J プラン | 戸建住宅 (直接配線方式 の集合住宅を含 む) | 1 か月目から 24 か月目まで 1,800 円 (税込 1,980 円) | 24 か月 |
| | 集合住宅 | 1 か月目から 24 か月目まで 700 円 (税込 770 円) | 24 か月 |

別表 3 (工事費相当額割引 割引額及び割引期間)

| 対象サービス | 住居形態 | 割引額 | 割引期間 |
|-----------------|----------------------------------|--|-------|
| さすガねっと J プラン | 戸建住宅 (直接配線方式 の集合住宅を含 む) | 1 か月目から 24 か月目まで 1,800 円 (税込 1,980 円) | 24 か月 |
| | 集合住宅 | 1 か月目から 24 か月目まで 700 円 (税込 770 円) | 24 か月 |

別記 (セット割 当社が定める事業者)

| 事業者名 | セット割が適用できる サービス | 適用開始日 |
|--------------------|--------------------|----------------|
| びわ湖ブルーエナジー 株式会社 | ガスの使用契約 | 2026 年 1 月 1 日 |

別記 (セット割 当社が定める事業者)

| 事業者名 | セット割が適用できる サービス | 適用開始日 |
|--------------------|--------------------|----------------|
| びわ湖ブルーエナジー 株式会社 | ガスの使用契約 | 2026 年 1 月 1 日 |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>(実施期日) 本規約は、2026年<u>1</u>月1日から実施します。</p> <p>(経過措置) 2 その他特典 2-2 撤去工事費無料においては、2023年12月5日より前にこの特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用することとします。</p> <div data-bbox="143 775 1102 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当社が提供するさすガねっとJプラン、J:COM PHONE プラス for さすガねっと、J:COM TV for さすガねっとのうちいずれかのサービスを申し込まれた契約者が、当該サービスを解約され、撤去工事が発生した場合、撤去費用を無料とします。</p> </div> <p>第6条（各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容）1 利用料割引特典 1-1 スタート割においては、2025年10月1日より前にこの割引特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用とすることとします。</p> <div data-bbox="143 1310 1102 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 別表1に定める対象サービスの提供が開始された場合、インターネット</p> </div> | <p>附則</p> <p>(実施期日) 本規約は、2026年<u>4</u>月1日から実施します。</p> <p>(経過措置) 2 その他特典 2-2 撤去工事費無料においては、2023年12月5日より前にこの特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用することとします。</p> <div data-bbox="1137 775 2083 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当社が提供するさすガねっとJプラン、J:COM PHONE プラス for さすガねっと、J:COM TV for さすガねっとのうちいずれかのサービスを申し込まれた契約者が、当該サービスを解約され、撤去工事が発生した場合、撤去費用を無料とします。</p> </div> <p>第6条（各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容）1 利用料割引特典 1-1 スタート割においては、2025年10月1日より前にこの割引特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用とすることとします。</p> <div data-bbox="1137 1310 2083 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 別表1に定める対象サービスの提供が開始された場合、インターネット</p> </div> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>ト接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料（定期契約の場合は対象となるサービスの月額利用料。以下同じとします。）から減額します。なお、割引期間中にインターネット接続サービスの品目又は対象サービスが変更された場合、割引額のみを変更するものといたします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供するIP電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすガねっと Jプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 月額利用料を日割する場合、割引額を減額した後の月額利用料を日割するものといたします。</p> | <p>ト接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料（定期契約の場合は対象となるサービスの月額利用料。以下同じとします。）から減額します。なお、割引期間中にインターネット接続サービスの品目又は対象サービスが変更された場合、割引額のみを変更するものといたします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に JCOM マーケティング株式会社との間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に JCOM マーケティング株式会社が提供するIP電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が JCOM マーケティング株式会社と当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすガねっと Jプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 月額利用料を日割する場合、割引額を減額した後の月額利用料を日割するものといたします。</p> |